#### 昭和二十三年厚生省令第二十三号 食品衛生法施行規

食品衛生法施行規則を次のように定める。

目 食品、添加物、器具及び容器包装 (第一条—第二十条)

監視指導 (第二十一条)

第五章 第四章 製品検査(第二十四条—第三十一条) 輸入の届出 (第三十二条—第三十四条)

第六章 食品衛生檢查施設 (第三十五条—第三十七条)

第七章 第八章 営業 (第四十八条―第七十一条の二) 登録検査機関(第三十八条--第四十七条)

第九章 雑則 (第七十二条—第七十九条)

#### 第一章 添加物、器具及び容器包装

**第一条** 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号。以下「法」という。) 第六条第二号ただ 書の規定による人の健康を損なうおそれがない場合を次のとおりとする。

二 食品又は添加物の生産上有毒な又は有害な物質を混入し又は添加することがやむを得ない場 合であつて、かつ、一般に人の健康を損なうおそれがないと認められる場合。 あつて、その程度又は処理により一般に人の健康を損なうおそれがないと認められる場合。 有毒な又は有害な物質であつても、自然に食品又は添加物に含まれ又は附着しているもので

第二条 法第七条第四項の規定による解除の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、 当該解除を申請する食品又は物に起因する食品衛生上の危害が発生するおそれがなくなつたこと を証する書類を添えて、厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。 申請者の住所及び氏名(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏

解除を申請する食品又は物の範囲

の厚生労働大臣が必要と認める事項 当該禁止に係る食品又は物に起因する食品衛生上の危害が発生するおそれのない理由その他

第二条の二 法第八条第一項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項(指定成分等 ことが困難なときは、第四号から第七号までに掲げる事項の記載を要しない。 被害を受けた者がその情報の提供を拒否していることその他の事情により、当該者の情報を得る 長(以下「都道府県知事等」という。)に提出することによつて行うものとする。ただし、健康 号までを除く。)を記載した届出書を都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区 含有食品が、人の健康に被害を生じさせるおそれがある場合の届出にあつては、第四号から第七

指定成分等含有食品が人の健康に被害を生じ、 又は生じさせるおそれがある旨の情報を得

二 指定成分等含有食品の製品名

指定成分等の含有量

七六五四 健康被害を受けた者が医療機関を受診している場合は、当該医療機関の名称及び所在地 健康被害を受けた者の性別、年齢、指定成分等含有食品の摂取状況及び健康被害に係る症状

前号の医療機関における診断結果

その他必要な事項 指定成分等含有食品の摂取時に使用していた医薬品等がある場合は、 当該医薬品等の名称

法第八条第一項の届出は、 指定成分等含有食品の表示内容に責任を有する者を通じて行うこと

法第九条第一項に規定する厚生労働省令で定める事由は、 次のとおりとする

> 当該検査を行つた食品又は添加物の総数のうちに占める割合がおおむね五パーセント以上であ まで若しくは法第二十八条第一項の規定による検査又は国若しくは都道府県、地域保健法(昭の食品又は添加物(以下「特定食品等」という。)について、法第二十六条第一項から第三項 ること 業者が行う検査の結果、法第九条第一項各号に掲げる食品又は添加物に該当するものの総数が 第二条第六号に規定する行政指導をいう。第十七条第一項第一号において同じ。)に従つて営 する市」という。)若しくは特別区による行政指導(行政手続法(平成五年法律第八十八号) 和二十二年法律第百一号)第五条第一項の規定に基づく政令で定める市(以下「保健所を設置 れ、又は特定の者により採取され、製造され、加工され、調理され、若しくは貯蔵される特定 特定の国若しくは地域において採取され、製造され、加工され、調理され、若しくは貯蔵さ

二 特定食品等が採取され、製造され、加工され、調理され、又は貯蔵される国又は地域におけ は地域の政府、地方公共団体等による当該特定食品等についての検査結果の状況その他の当該公共団体等による当該特定食品等に係る検査体制その他の食品衛生上の管理の体制、当該国又 る当該特定食品等に係る食品衛生に関する規制及び措置の内容、当該国又は地域の政府、 国又は地域における当該特定食品等に係る食品衛生上の管理の状況

又は起因すると疑われる健康被害が生じたこと。 特定食品等について、当該特定食品等を原因とする食中毒その他当該特定食品等に起因し、

几 特定食品等について、当該特定食品等を汚染し、又は汚染するおそれがある事態が発生した

のとする。 食品等を原因とする食中毒その他当該特定食品等」とあるのは「特定おもちや」と読み替えるも や」と、同項第三号中「特定食品等について」とあるのは「特定おもちやについて」と、「特定 は「おもちや」と、同号並びに同項第二号及び第四号中「特定食品等」とあるのは「特定おもち で定める事由について準用する。この場合において、前項第一号中「食品又は添加物」とあるの 前項の規定は、法第六十八条第一項において準用する法第九条第一項に規定する厚生労働省令

第四条 法第九条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 特定食品等が人の健康を損なうおそれの程度

前条第一項各号に掲げる事項

調理される可能性 は販売の用に供するために、採取され、製造され、輸入され、加工され、 法第九条第一項各号に掲げる食品又は添加物に該当する特定食品等が引き続き販売され、 使用され、若しくはいき続き販売され、又

止以外の方法により期待できる効果 特定食品等による食品衛生上の危害の発生の防止について、法第九条第一項の規定による禁

定める事項について準用する。この場合において、前項第一号、第三号及び第四号中「特定食品前項の規定は、法第六十八条第一項において準用する法第九条第一項に規定する厚生労働省で 等」とあるのは「特定おもちや」と、同項第三号中「食品又は添加物」とあるのは「おもちや」 と読み替えるものとする。

第五条 厚生労働大臣は、法第九条第三項の規定に基づき、利害関係を有する者の申請に基づき、 うとする禁止に係る特定食品等について前条第一項各号に掲げる事項を勘案しなければならな 等に起因する食品衛生上の危害が発生するおそれがないことを確認するに当たつては、解除しよ 又は必要に応じ、特定食品等に係る同条第一項の規定による禁止を解除する際に、当該特定食品

等」とあるのは 項の規定による禁止を解除する場合について準用する。この場合において、 前項の規定は、法第六十八条第一項において準用する法第九条第三項の規定に基づき、同条第 「特定おもちや」と読み替えるものとする。 前項中「特定食品

第六条 法第九条第三項の規定による解除の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、 ことを証する書類を添えて、厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。 当該解除を申請する食品又は添加物に起因する食品衛生上の危害が発生するおそれがなくなつた

申請者の住所及び氏名(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏

- 解除を申請する食品又は添加物の範囲
- その他厚生労働大臣が必要と認める事項

について準用する。この場合において、前項中「食品又は添加物」とあるのは「おもちや」と読前項の規定は、法第六十八条第一項において準用する法第九条第三項の規定による解除の申請 み替えるものとする。

第七条 法第十条第一項に規定する厚生労働省令で定める獣畜は、水牛とする。 法第十条第一項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

分について廃棄その他食用に供されることを防止するために必要な措置を講じた場合 り、又は同欄に掲げる異常があると認められた獣畜について、それぞれ同表の下欄に掲げる部 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則(平成二年厚生省令第四十号)第 と畜場法施行規則(昭和二十八年厚生省令第四十四号)別表第五の上欄に掲げる疾病にかか

と認める場合は、健康な獣畜が不慮の災害により即死したときとする。 法第十条第一項ただし書の規定により当該職員が人の健康を損なうおそれがなく飲食に適する 掲げる部分の廃棄等の措置を講じた場合

三十三条第一項第三号の内臓摘出後検査の結果、同令別表第十の上欄について、同表の下欄に

第八条 法第十条第二項の厚生労働省令で定める製品は、次のとおりとする。

食肉製品

九号及び第十号において同じ。) アイスクリーム類、調製粉乳、調製液状乳、乳酸菌飲料及び乳飲料を除くものをいう。次条第 第二条第十三項に規定する乳製品のうち、バターオイル、チーズ (プロセスチーズに限る。)、 乳(乳及び乳製品の成分規格等に関する命令(昭和二十六年厚生省令第五十二号)第二条第 項に規定する乳をいう。次条第一号、第九号及び第十号において同じ。)及び乳製品(同令

第九条 法第十条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

にあつては、その名称及び原料の肉、乳又は臓器の種類 獣畜又は家きんの肉若しくは臓器にあつては、獣畜又は家きんの種類、 前条に規定する製品

荷送人の住所及び氏名(法人の場合は、その名称及び所在地)

荷受人の住所及び氏名(法人の場合は、その名称及び所在地)

検査を行つた機関の名称等に関する次に掲げる事項 獣畜又は家きんの肉又は臓器(分割、細切等の処理が行われたものを除く。)にあつては、

う検査をいう。以下同じ。)を行つた機関の名称又はと畜検査を行つた職員の官職氏名 家きんにあつては、食鳥検査(生体検査、脱羽後検査及び内臓摘出後検査をいう。以下同 獣畜にあつては、と畜検査(とさつ前に行う生体検査、解体前に行う検査及び解体後に行

次に掲げるとさつ等が行われた施設の名称及び所在地 じ。)を行つた機関の名称又は食鳥検査を行つた職員の官職氏名

は解体が行われたと畜場 獣畜の肉又は臓器(分割、細切等の処理が行われたものを除く。)にあつては、とさつ又

脱羽及び内臓摘出が行われた食鳥処理場 家きんの肉又は臓器(分割、細切等の処理が行われたものを除く。)にあつては、とさつ、

細切等の処理が行われた獣畜又は家きんの肉又は臓器にあつては、 当該処理が行

前条に規定する製品にあつては、当該製品が製造された製造所

t 前号イからニまでに規定するとさつ、解体、脱羽、内臓摘出、 、我が国と同等以上の基準に基づき、 衛生的に行われた旨 分割、 細切等の処理又は製造

次に掲げるとさつ等が行われた年月

びと畜検査 獣畜の肉又は臓器(分割、細切等の処理が行われたものを除く。)にあつては、 とさつ及

家きんの肉又は臓器(分割、 細切等の処理が行われたものを除く。)にあつては、とさつ

分割、細切等の処理が行われた獣畜又は家きんの肉又は臓器にあつては、 当該処理

前条に規定する製品にあつては、当該製品の製造

名称又は署名した職員の官職氏名 乳又は乳製品にあつては、法第十条第二項に規定する証明書を発行した輸出国の政府機関の 乳又は乳製品にあつては、製造が我が国と同等の基準に基づき、衛生的に行われた旨

| 臓器又は食鳥検査が行われた家きんの肉若しくは臓器に係るものであるときは、当該と畜検査又第十条 法第十条第二項の証明書が輸出国以外の国においてと畜検査が行われた獣畜の肉若しくは 項の証明書に添えなければならない。 は食鳥検査を行つた国の政府機関が発行した前条に規定する事項を記載した証明書の写しを、 同

第十一条の二 法第十一条第一項に規定する厚生労働省令で定める食品又は添加物は、 第十一条 法第十条第二項ただし書の厚生労働省令で定める国は、アメリカ合衆国、 ア及びニュー・ジーランドとする。 オーストラリ 獣畜及び家

きんの肉及び臓器とする。 とする。 法第十一条第二項に規定する厚生労働省令で定める食品又は添加物は、 生食用のかき及びふぐ

法第十一条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする

輸入する食品の数量及び重量 輸入する食品の品名(ふぐにあつては、 その学名を含む。

輸入する食品の採捕海域

六五四 輸入する食品の採捕年月日

輸入する食品を処理した施設の名称及び所在

荷送人の住所及び氏名(法人の場合は、その名称及び所在地

荷受人の住所及び氏名(法人の場合は、その名称及び所在地)

輸入する食品が、我が国と同等以上の基準に基づき、衛生的に取り扱われた旨

第十二条 法第十二条の規定により人の健康を損なうおそれのない添加物を別表第一のとおりとす

第十三条から第十六条まで 削除

第十七条 法第十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとする。 める割合がおおむね五パーセント以上であること。 具又は容器包装に該当するものの総数が当該検査を行つた器具又は容器包装の総数のうちに占 器包装(以下「特定器具等」という。)について、法第二十六条第一項から第三項まで若しく は特別区による行政指導に従つて営業者が行う検査の結果、法第十七条第一項各号に掲げる器 は法第二十八条第一項の規定による検査又は国若しくは都道府県、保健所を設置する市若しく 特定の国若しくは地域において製造され、又は特定の者により製造される特定の器具又は容

一 特定器具等が製造される国又は地域における当該特定器具等に係る食品衛生に関する規制 具等についての検査結果の状況その他の当該国又は地域における当該特定器具等に係る食品衛 その他の食品衛生上の管理の体制、当該国又は地域の政府、地方公共団体等による当該特定器 び措置の内容、当該国又は地域の政府、地方公共団体等による当該特定器具等に係る検査体制

三 特定器具等について、当該特定器具等に起因し、 又は起因すると疑われる健康被害が生じた

特定器具等について、当該特定器具等を汚染し、 又は汚染するおそれがある事態が発生した

令で定める事由について準用する。 前項の規定は、法第六十八条第一項において準用する法第十七条第一項に規定する厚生労働省

第十八条 法第十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする

特定器具等が人の健康を損なうおそれの程度

前条第一項各号に掲げる事項

れ、又は販売の用に供するために、製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用される可一 法第十七条第一項各号に掲げる器具又は容器包装に該当する特定器具等が引き続き販売さ

特定器具等による食品衛生上の危害の発生の防止について、法第十七条第一項の規定による

前項の規定は、法第六十八条第一項において準用する法第十七条第一項に規定する厚生労働省 禁止以外の方法により期待できる効果

令で定める事項について準用する。 五四三

**第十九条** 厚生労働大臣は、法第十七条第三項において読み替えて準用する法第九条第三項の規定 前条第一項各号に掲げる事項を勘案しなければならない。 るおそれがないことを確認するに当たつては、解除しようとする禁止に係る特定器具等について 第一項の規定による禁止を解除する際に、当該特定器具等に起因する食品衛生上の危害が発生す に基づき、利害関係を有する者の申請に基づき、又は必要に応じ、特定器具等に係る法第十七条

用する法第九条第三項の規定に基づき、法第六十八条第一項において準用する法第十七条第一項前項の規定は、法第六十八条第一項において準用する法第十七条第三項において読み替えて準 の規定による禁止を解除する場合について準用する。

は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当該解除を申請する器具又は容器包装に起因す第二十条 法第十七条第三項において読み替えて準用する法第九条第三項の規定による解除の申請 提出することによつて行うものとする。 る食品衛生上の危害が発生するおそれがなくなつたことを証する書類を添えて、厚生労働大臣に

申請者の住所及び氏名(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏

解除を申請する器具又は容器包装の範囲

その他厚生労働大臣が必要と認める事項

用する法第九条第三項の規定による解除の申請について準用する。 前項の規定は、法第六十八条第一項において準用する法第十七条第三項において読み替えて準

第二章 監視指導

第二十一条 方厚生局並びに当該地方厚生局の管轄区域内の都道府県、保健所を設置する市及び特別区をその3二十一条 法第二十一条の三第一項の広域連携協議会は、地方厚生局の管轄区域ごとに、当該地 構成員として設ける。

第三章

#### 第二十二条及び第二十三条 削除

第四章 製品検査

第二十四条 を記載した申請書を提出することによつて行うものとする。 法第二十五条第一項の検査の申請は、ロツトを形成する製品ごとに、 次に掲げる事項

申請者の氏名及び住所 (法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名)

製品の名称

製造所の名称及び所在地

食品衛生管理者の氏名

製造年月日

小分け容器の内容量別個数

製造者において検査を行つた場合は、その成績

第二十五条 食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号。以下「令」という。)第四 は、検査に必要な最小限度の分量とする。 第三項の規定による試験品の採取は、ロツトを形成する製品ごとに行うものとし、その採取

第二十六条 法第二十五条第一項の厚生労働省令で定める表示は、様式第一号による合格証をもつ て製品の容器包装に封を施したものとする。

次のとおりとする。

一 検査を受けるべき者の氏名及び住所(法人にあつては、第二十七条 令第五条第一項の厚生労働省令で定める事項は、 び代表者の氏名) その名称、 主たる事務所の所在地及

検査を受けるべき製品の名称

製造所又は加工所の名称及び所在地

検査を受けるべき製品の製造又は加工の期間

検査を受けるべきことを命ずる具体的理由

第二十八条 法第二十六条第一項の検査の申請は、ロツトを形成する製品ごとに、 を記載した申請書を提出することによつて行うものとする。 次に掲げる事項

申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の

二 製品の名称

五四三 製造又は加工の年月日製造所又は加工所の名称及び所在地

でない。 一の命令につきすでに検査の申請を行い、検査命令書の写しが提出されている場合は、この限前項の申請書には、令第五条第一項の検査命令書の写しを添えなければならない。ただし、

第二十九条 法第二十六条第二項の検査の申請は、 とによつて行うものとする。 次に掲げる事項を記載した申請書を提出するこ

申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地

製品の名称

製造者又は加工者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)

製造所又は加工所の名称及び所在地

製品の着港年月日

六五四三 製品の保管場所

t

申請数量

通知を電子情報処理組織を使用して行つた場合にあつては、当該命令の内容を出力した書面)の前項の申請書には、検査命令書(第三十四条第一項の規定により厚生労働大臣が検査の命令の 写しを添えなければならない。

第三十条 法第二十六条第三項の検査の申請については、前条の規定を準用する。この場合にお 三号に掲げる事項を除く。)」と、同項第四号中「所在地」とあるのは「所在地 食品の検査の申請にあつては、当該食品の生産地)」と読み替えるものとする。 て、同条第一項中「事項」とあるのは「事項(加工食品以外の食品の検査の申請にあつては、第 (加工食品以外の

第三十一条 厚生労働大臣の行う検査を受けようとする場合の手数料の納付は、令第四条第二項又 は第六条第一項(令第七条において準用する場合を含む。)の申請書に法第二十五条第二項の厚 生労働大臣が定める額又は法第二十六条第六項の厚生労働大臣が定める額に相当する収入印紙を はることにより行うものとする。

#### 輸入の届出

たときは、搬入後直ちに、その概要を記載した届書を当該検疫所の長に提出しなければならなればならない。ただし、搬入前に輸入届出書を提出した場合において、貨物に関する事故があつ 予定日の七日前の日以降(貨物に関する事故が発生したおそれがある場合にあつては、搬入後) 入届出書を提出する場合にあつては、第十四号に掲げる事項を除く。)を記載して、貨物の到着 げる事項(貨物を保管する倉庫への貨物の搬入(以下この項において「搬入」という。)前に輸 者」という。)は、別表第十に掲げる食品を輸入しようとする場合を除き、輸入届出書に次に掲 び次条において同じ。)に規定する者(第十一号並びに次項、第四項及び第五項において「輸入 に、別表第十一の上欄に掲げる場所につきそれぞれ同表の下欄に掲げる検疫所の長に提出しなけ 法第二十七条(法第六十八条第一項において準用する場合を含む。第七項、第八項及

- 二 貨物の食品、添加物、器具、容器包装又はおもちやの別、品名、積込数量、積込重量、一 氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地) の種類及び用途並びに貨物に記号及び番号が付されているときはその記号及び番号 包装
- 三 貨物が食品であつて、当該食品が着香の目的以外の目的で使用される添加物(一般に食品と 項の規定により基準又は規格が定められているものに限る。)を含むときは、当該添加物の品名 して飲食に供されている物であつて添加物として使用されるものにあつては、法第十三条第一 貨物が加工食品であるときは、その原材料及び製造又は加工の方法
- 定する事項 えに関する表示が不要とされた場合を除く。)に応じ、それぞれ同欄の1の一から三までに規 までに規定する場合(その原材料が同欄の5本文の規定により同欄の5に規定する遺伝子組換 項の表の別表第十七の下欄及び別表第十八の中欄に掲げる加工食品の項の下欄の1の一から三 工食品として食品表示基準(平成二十七年内閣府令第十号)別表第十七の下欄に掲げるもの (同令第二条第一項第三号に規定する業務用加工食品を含む。)であるときは、同令第三条第二 貨物が加工工程後も組み替えられたDNA又はこれによつて生じたたんぱく質が残存する加
- 欄の1の一のイ又は口に規定する事項 条第二項の表の対象農産物の項の下欄の1の一のイ又はロに規定する場合に応じ、それぞれ同 貨物が食品表示基準第二条第一項第十四号に規定する対象農産物であるときは、同令第十八
- るときは、その成分 として飲食に供されている物であつて添加物として使用されるものを除く。)を含む製剤であ 貨物が添加物であつて、当該添加物が添加物(着香の目的で使用されるもの及び一般に食品
- 八 貨物が器具、容器包装又はおもちやであるときは、その材質
- 九 貨物(加工食品以外の食品を除く。)の製造者又は加工者の氏名及び住所(法人にあつては その名称及び主たる事務所の所在地)
- 積込港、積込年月日、積卸港及び到着年月日 貨物の製造所又は加工所の名称及び所在地(加工食品以外の食品の場合は、 その生産地)、
- 貨物を輸出する者をいう。)の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の 所在地)並びに当該貨物を包装する者(当該貨物が包装される場合に限る。)の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地) 貨物(加工食品以外の食品に限る。以下この号において同じ。)の輸出者(当該輸入者に
- 貨物搭載の船舶又は航空機の名称又は便名
- 貨物を保管する倉庫の名称及び所在地並びに搬入年月日
- 貨物に関する事故の有無及びあるときはその概要
- 検疫所の長に提出しなければならない。 港及び到着年月日に限る。)に変更があつたときは、直ちにその旨を記載した届出書を、 輸入者は、前項第十号から第十三号までに掲げる事項(第十号に掲げる事項にあつては、積卸 同項の

分別生産流通管理(食品表示基準第二条第一項第十九号に規定するものをいう。以下この項に いて同じ。)を行つたにもかかわらず、意図せざる遺伝子組換え農産物 (同項第十五号に規定

> 掲げる加工食品の項の下欄の1の一若しくは三又は第十八条第二項の表の対象農産物の項の下欄 混入があつた場合において、同令第三条第二項の表の別表第十七の下欄及び別表第十八の中欄に ものとみなして、第一項の規定を適用する。 の1の一のイの確認が適切に行われているときは、分別生産流通管理が行われたことを確認した するものをいう。)又は非遺伝子組換え農産物(同項第十六号に規定するものをいう。)の一定

る輸入に係る貨物の積込重量、積卸港及び到着年月をいう。以下同じ。)を記載した輸入届出書 限りでない。 の提出を行つているときは、当該期間に行おうとする同一食品等の輸入については、第一項本文 (以下「同一食品等」という。)の同表の下欄に掲げる期間における輸入計画 (当該期間に予定す の規定にかかわらず、当該提出をもつて同項の輸入届出書の提出に代えることができる。ただ 「食品等」という。)を輸入した場合において、当該食品等と同一の製品又はこれに準ずるもの し、当該輸入に係る食品等が次の各号のいずれかに該当し、又はそのおそれがあるときは、この 輸入者が別表第十二の中欄に掲げる食品、添加物、器具又は容器包装(以下この条にお

- 法第六条各号に掲げる食品又は添加物
- 法第十二条に規定する食品又は添加物
- 法第十三条第一項の規定により定められた基準に合わない方法による食品又は添加: 法第十三条第一項の規定により定められた規格に合わない食品又は添加物
- Ŧi. 三条第一項の食品の成分に係る規格が定められている場合を除く。) 除く。)が残留する食品(当該成分である物質の当該食品に残留する量の限度について法第十 の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定められた物質を 第三項の規定に基づく農林水産省令で定める用途に供することを目的として飼料(同条第二項 ものの成分である物質(その物質が化学的に変化して生成した物質を含み、法第十三条第三項 号)第二条第一項に規定する医薬品であつて動物のために使用されることが目的とされている 医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五 に規定する飼料をいう。)に添加、混和、浸潤その他の方法によつて用いられる物及び医薬品、 。)、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二条 (農薬取締法 (昭和二十三年法律第八十二号) 第二条第一項に規定する農薬をいう。以下同じ 法第十三条第三項の規定により定められた人の健康を損なうおそれのない量を超えて農薬
- 法第十六条に規定する器具又は容器包装
- t

(当該期間に行つた輸入に係る輸入した者の氏名(法人にあつては、その名称)並びに貨物の積入計画を記載した輸入届出書に、当該輸入届出書の提出の日前三年間の同一食品等の輸入実績 込重量、積卸港及び到着年月日をいう。)を記載して提出しなければならない。 (当該期間に行つた輸入に係る輸入した者の氏名 (法人にあつては、その名称) 並びに貨物の 前項の場合において、別表第十二の第三項中欄に掲げる食品等の輸入者は、前項に規定する輸送第十八条第一項の規定により定められた規格に合わない器具又は容器包装

げる場所につきそれぞれ同表の下欄に掲げる検疫所の長」と読み替えるものとする。 て、」とあるのは「当該輸入に係る」と、「当該検疫所の長」とあるのは「別表第十一の上欄に掲 第四項本文の場合においては、第一項ただし書中「搬入前に輸入届出書を提出した場合におい

とする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下こ 章において同じ。)を使用して行わせることができる。 使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と、同条の規定による届出をしよう 厚生労働大臣は、法第二十七条の規定による届出については、電子情報処理組織(厚生労働省

から入力してフアイルに記録する場合」と、「除く。)を記載して」とあるのは「除く。)を」と、 置(当該届出をしようとする者の使用に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。) 項及び第二項の規定の適用については、第一項中「輸入届出書に次に掲げる事項」とあるの 「別表第十一の上欄に掲げる場所につきそれぞれ同表の下欄に掲げる検疫所の長に提出しなけ 「次に掲げる事項」と、「輸入届出書を提出する場合」とあるのは「当該事項を第七項の入出力装 電子情報処理組織を使用して法第二十七条の規定による届出をしようとする者についての第一

アイルに記録しなければならない。」とする。 書を、前項の検疫所の長に提出しなければならない。」とあるのは「入出力装置から入力してフ イルに記録した場合」と、「記載して、当該検疫所の長に提出しなければならない。」とあるのは ばならない。」とあるのは「入出力装置から入力してフアイルに記録しなければならない。」と 「入出力装置から入力してフアイルに記録しなければならない。」とし、第二項中「記載した届出 第一項ただし書中「輸入届出書を提出した場合」とあるのは「入出力装置から入力してフア

前項に規定する者については、第四項から第六項までの規定は、適用しない。

第三十三条 前条第八項の規定により読み替えて適用される前条第一項及び第二項の規定による入 うとする者が、その使用しようとする入出力装置につき、次に掲げる事項を記載した届出書を厚 前項の規定による届出は、電子情報処理組織を使用して法第二十七条の規定による届出をしよ は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出た入出力装置を使用して行わなければならない。

届出者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)

生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

暗証記号(十二のアラビア数字若しくはローマ字又はこれらの組合せによるものに限る。)

入出力装置の設置場所、機器名称及び型式番号

あつては、その名称及び主たる事務所の所在地) 届出者以外の者が入出力装置の管理をする場合にあつては、その者の氏名及び住所(法人に

使用を廃止したときは、速やかに厚生労働大臣に届け出なければならない。 前項の届出をした者は、同項各号に掲げる事項に変更があつたとき又は届け出た入出力装置の

下この条において「特定通知」という。)については、電子情報処理組織を使用して行うことがは第三項の規定による検査の命令の通知及び同条第四項の規定による当該検査の結果の通知(以 た者に対する当該届出に係る食品、添加物、器具又は容器包装についての法第二十六条第二項又:三十四条 厚生労働大臣は、第三十二条第七項の規定により電子情報処理組織を使用して届け出

通知の内容を第三十二条第七項の入出力装置 巡知の内容を第三十二条第七項の入出力装置(厚生労働省の使用に係るものに限る。)から入力厚生労働大臣は、前項の規定により電子情報処理組織を使用して特定通知を行うときは、特定 フアイルに記録しなければならない。

手方の同意を得なければならない 厚生労働大臣は、電子情報処理組織を使用して特定通知を行うことにつき、あらかじめその相

第六章 食品衛生検査施設

第三十五条

第三十六条 令第八条第二項第一号に掲げる事項に係る厚生労働省令で定める基準は、次のとおり 託により、緊急時を含めて確保される場合は、当該事務の一部に係る設備については、この限りしくは保健所を設置する市若しくは特別区が設置する食品衛生検査施設又は登録検査機関への委 とする。ただし、法第二十九条の製品検査及び試験に関する事務の一部の実施が他の都道府県若

理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。

必要な機械及び器具を備えること。 高圧滅菌器、乾熱滅菌器、 純水装置、定温乾燥器、デイープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計 恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために

に必要な職員を置くこととする。 令第八条第二項第二号に掲げる事項に係る厚生労働省令で定める基準は、検査又は試験のため

第三十七条 令第八条第三項の規定による検査又は試験(以下この条及び別表第十三において「検 査等」という。)に関する事務の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。 第十一号に規定する標準作業書に基づき、 検査等が適切に実施されていることの確認等を行

二 第十二号の文書に基づき、検査等の業務の管理について内部点検を定期的に行うこと。

三 第十三号の文書に基づき、精度管理(検査に従事する者の技能水準の確保その他の方法によ り検査の精度を適正に保つことをいう。以下同じ。)を行うこと。

第十四号の文書に基づき、外部精度管理調査(国その他の適当と認められる者が行う精度管

理に関する調査をいう。以下同じ。)を定期的に受けること。

な場合にあつては、当該改善措置の内容を含む。)について記録を行うこと。 第二号の内部点検、第三号の精度管理及び前号の外部精度管理調査の結果 (改善措置が必要

書からの逸脱が生じた場合には、その内容を評価し、必要な措置を講ずること。 検査等に当たり、第十一号に規定する標準作業書並びに第十二号及び第十三号に規定する文 前号の規定による記録に従い、検査等の業務について速やかに改善措置を講ずること。

t

九

Ŧi.

第一号又は前二号の業務を行う職員が、検査等を行わないこと

員が、検査等及び第一号又は第六号の業務を行わないこと。 第二号から第五号までの業務(以下この条において「信頼性確保業務」という。)を行う職

十 信頼性確保業務を検査等の業務から独立させること。

別表第十三に定めるところにより、標準作業書を作成すること。

検査等の業務の管理に関する内部点検の方法を記載した文書を作成すること。

精度管理の方法を記載した文書を作成すること。

外部精度管理調査を定期的に受けるための計画を記載した文書を作成すること。

信頼性確保業務を行う職員の研修の計画を記載した文書を作成すること。

次に掲げる記録を作成し、その作成の日から三年間保存すること。

その名称及び主たる事務所の所在地) を含む。ロにおいて同じ。)の規定により収去された者の氏名及び住所(法人にあつては、 いう。)を申請した者又は法第二十八条第一項(法第六十八条第一項において準用する場合 法第二十五条第一項又は法第二十六条第一項から第三項までの検査(以下「製品検査」と

製品検査の申請を受けた年月日又は法第二十八条第一項の規定により収去した年月日

検査等を行つた製品の名称

検査等の項目 検査等を行つた年月日

検査等を行つた試験品の数量

検査等を実施した職員の氏名

検査等の結果

第五号の規定による記録

第十一号の標準作業書に基づく記録

前号の研修に関する記録

第七章 登録検査機関

第三十八条 法第三十一条の登録の申請をしようとする者は、 を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。 様式第五号による申請書に次の書類

定款又は寄附行為及び登記事項証明書

法別表の第三欄に掲げる条件に適合する知識経験を有する者(以下「検査員」という。)

三 法第三十三条第一項第二号イに規定する部門(以下「製品検査部門」という。)及び同号ハ に規定する専任の部門(以下「信頼性確保部門」という。)の組織を明らかにする書類

及び同条第九号から第十二号までに規定する文書 法第三十三条第一項第二号ロに規定する文書として、第四十条第八号に規定する標準作業書

五. 次の事項を記載した書面

法第三十二条各号のいずれかに該当する事実の有

法別表の第一欄に掲げる製品検査のうち、実施するものの種類

- 法別表の第二欄に掲げる機械器具その他の設備の 数、 性能、 所有又は借入れの別、 所在場
- 検査員の氏名及び実施する製品検査の種類
- ホ 第二号に規定する検査区分責任者の氏名及び管理する製品検査の種 製品検査部門の名称及び第四十条第一号に規定する製品検査部門責任者の氏名並びに同
- 信頼性確保部門の名称及び第四十条第三号に規定する信頼性確保部門責任者の氏名
- 現に食品衛生に関する試験の業務を行つている場合には、その業務の概要
- 法第三十三条第一項第三号イからハまでのいずれかに該当する事実の有無
- 又はその者のなした出資の価額 の百分の五以上に相当する出資をしている者の氏名又は名称、住所及びその有する株式の数株式会社にあつては、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の総額
- 検営業者の役員又は職員であつた者を含む。)に該当するか否かを含む。) 歴(法第三十三条第一項第三号に規定する受検営業者の役員又は職員(過去二年間に当該受 持分会社をいう。)にあつては、業務を執行する社員)の氏名、住所、代表権の有無及び略 役員(持分会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第五百七十五条第一項に規定する
- 第三十九条 法第三十四条第一項の登録の更新を申請しようとする者は、様式第六号による申請書 に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。 前項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。 食品衛生に関する試験の業務以外の業務を行つている場合には、その業務の種類及び概要
- 前条第一項第一号から第三号までに掲げる書類
- 前条第一項第五号イ及びハからルまでに掲げる事項を記載した書面
- 製品検査の実績に関する資料

前項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

第四十条 法第三十五条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。 置かれていること。 製品検査部門につき、次に掲げる業務を行う者(以下「製品検査部門責任者」という。) が

製品検査部門の業務を統括すること。

ずること。 第三号二の規定により報告を受けた文書に従い、当該業務について速やかに改善措置を講

その他必要な業務

- とに、製品検査について第八号に規定する標準作業書に基づき、次に掲げる業務を行う者一 製品検査部門につき、それぞれ理化学的検査、細菌学的検査及び動物を用いる検査の区: 「検査区分責任者」という。)が置かれていること。 分ご 以
- 生じた場合には、その内容を評価し、必要な措置を講ずること。 製品検査に当たり、第八号に規定する標準作業書又は第九号に規定する文書からの逸脱が
- 認その他必要な業務 製品検査について第八号に規定する標準作業書に基づき、適切に実施されていることの確
- 定した者に行わせる者(以下「信頼性確保部門責任者」という。)が置かれていること。 信頼性確保部門につき、次に掲げる業務を自ら行い、又は業務の内容に応じてあらかじめ指 第九号の文書に基づき、製品検査の業務の管理について内部点検を定期的に行うこと。

第十号の文書に基づき、精度管理を行うとともに、当該文書からの逸脱が生じた場合に

- 第十一号の文書に基づき、外部精度管理調査を定期的に受けるための事務を行うこと。 その内容を評価し、必要な措置を講ずること。
- ホ あつては、当該改善措置の内容を含む。)を製品検査部門責任者に対して文書により報告す るとともに、その記録を法第四十四条の帳簿(以下「帳簿」という。)に記載すること。 イの内部点検、ロの精度管理及びハの外部精度管理調査の結果(改善措置が必要な場合に その他必要な業務

- 信頼性確保部門が、製品検査部門から独立していること。
- 製品検査部門責任者及び信頼性確保部門責任者が登録検査機関の役員であること。
- 製品検査部門責任者及び検査区分責任者が、検査員を兼ねていないこと。
- t 査区分責任者及び検査員を兼ねていないこと。 信頼性確保部門責任者及び第三号の規定により指定を受ける者が、製品検査部門責任者、 検
- 同表中「作成要領」とあるのは「帳簿への記載要領」と、「検査実施標準作業書」とあるのは 「製品検査実施標準作業書」と、「検査等」とあるのは「製品検査」と読み替えるものとする。 製品検査の業務の管理に関する内部点検の方法を記載した文書が作成されていること。 別表第十三に定めるところにより、標準作業書が作成されていること。この場合において、
- 精度管理の方法を記載した文書が作成されていること。
- 十二 信頼性確保部門責任者及び第三号の規定により指定を受ける者の研修の計画を記載した文 書が作成されていること。 外部精度管理調査を定期的に受けるための計画を記載した文書が作成されていること。
- 第四十一条 法第三十六条第一項の規定により事業所の設置、廃止又はその所在地の変更の届出を )ようとする者は、様式第七号による届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 生労働大臣に提出しなければならない。 法第三十六条第二項の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第八号による届書を厚
- 第四十二条 登録検査機関は、法第三十七条第一項前段の規定により製品検査の業務に関する規程 程及び製品検査に関する手数料の額の算定に関する資料を添えて厚生労働大臣に提出しなけれ ならない。 (以下「業務規程」という。) の認可を受けようとするときは、様式第九号による申請書に業務規

法第三十七条第二項の業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

- 製品検査の種類並びに製品検査の業務の実施及び管理の方法に関する事項
- 製品検査の業務を行う時間及び休日に関する事項
- 製品検査の申請を受けることができる件数の上限に関する事項
- 製品検査の業務を行う場所に関する事項
- 製品検査の検査項目ごとの手数料の額及び収納の方法に関する事項
- 六 五 関する事項 製品検査部門責任者、検査区分責任者、検査員及び信頼性確保部門責任者の選任及び解任に
- t 製品検査部門責任者、検査区分責任者及び検査員の配置に関する事項
- 九 製品検査の申請書その他製品検査に関する書類の保存に関する事項
- の備付け及び財務諸表等の閲覧等の請求の受付に関する事項 財務諸表等(法第三十九条第一項に規定する財務諸表等をいう。以下この条において同じ。)
- 前各号に掲げるもののほか、製品検査の業務に関し必要な事項

+

- るときは、様式第十号による申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合におい て、当該変更が製品検査に関する手数料の額の変更を伴うときは、その算定に関する資料を添え 登録検査機関は、法第三十七条第一項後段の規定により業務規程の変更の認可を受けようとす
- 第四十三条 登録検査機関は、法第三十八条の規定により製品検査の業務の全部又は一部の休止又 は廃止の許可を受けようとするときは、様式第十一号による申請書を厚生労働大臣に提出しなけ ればならない。

なければならない。

- 第四十四条 法第三十九条第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める方法は、 に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。 当該電磁的記録
- 第四十五条 法第三十九条第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める電磁的方法は、 に掲げるもののうち、登録検査機関が定めるものとする。 次の各号

信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの た電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続し 受

物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる

製品検査を申請した者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在-六条 法第四十四条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

製品検査の申請を受けた年月日

製品検査を行つた年月日 製品検査を行つた製品の名称

製品検査を行つた試験品の数量

製品検査の項目

製品検査を実施した検査員の氏名

製品検査の結果

第四十条第三号二の規定により帳簿に記載すべきこととされている記録

いる記録 第四十条第八号の規定により作成された標準作業書において帳簿に記載すべきこととされ

第四十条第十二号の研修に関する記録

帳簿は、最終の記載の日から三年間保存しなければならない。

第四十七条 法第四十七条第二項において準用する法第二十八条第二項の規定により当該職員に携 帯させる証票は、様式第十二号によるものとする。

基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)に基づく8四十八条 法第四十八条第六項第四号に規定する学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に 中等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次のとおりとする。

する同令による高等女学校の高等科又は専攻科の第一学年を修了した者 初等科修了を入学資格とする修業年限四年の旧中等学校令による高等女学校卒業を入学資格と 旧国民学校令(昭和十六年勅令第百四十八号)による国民学校(以下「国民学校」という。)

二 国民学校初等科修了を入学資格とする修業年限四年の旧中等学校令による実業学校卒業を入 学資格とする同令による実業学校専攻科の第一学年を修了した者

旧師範教育令(昭和十八年勅令第百九号)による師範学校予科を修了した者

旧師範教育令による改正前の同令(明治三十年勅令第三百四十六号)による師範学校本科第旧師範教育令による附属中学校又は附属高等女学校を卒業した者 部の第三学年を修了した者 七

の学校へ入学及び転学に関する規程)第二条又は第五条の規定により中等学校を卒業した者又、 昭和十八年文部省令第六十三号(内地以外の地域に於ける学校の生徒、児童、卒業者等の他 は第一号に掲げる者と同一の取扱を受ける者

を除く。)を卒業した者 旧青年学校令(昭和十四年勅令第二百五十四号)による青年学校本科(修業年限二年のもの

により文部大臣において専門学校入学に関し中学校又は高等女学校卒業者と同等以上の学力を三年文部省令第二十二号)による試験検定に合格した者及び同検定規程第十一条第二項の規定 旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく旧専門学校入学者検定規程(大正十 旧実業学校卒業程度検定規程(大正十四年文部省令第三十号)による検定に合格した者 旧高等試験令(昭和四年勅令第十五号)第七条の規定による試験に合格した者

教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第百四十八号)第一条第一項の表の第二号、第 第六号若しくは第九号の上欄に掲げる教員免許状を有する者又は同法第二条第一項の表

> の第九号、第十八号から第二十号の四まで、 格を有する者 第二十一号若しくは第二十三号の上欄に掲げる資

学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第百五十条に規定する者

第四十九条 法第四十八条第八項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届書を提出する しくは中等教育学校又は中等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認定した者 前各号に掲げる者のほか、厚生労働大臣において食品衛生管理者の資格に関し高等学校若

ことにより行うものとする。 所在地及び代表者の氏名)

令第十三条に規定する食品又は添加物の別届出者の氏名及び住所(法人の場合は、その名称、

施設の名称及び所在地

食品衛生管理者の職名、職種及び職務内容食品衛生管理者の氏名、住所及び生年月日

食品衛生管理者の設置又は変更の年月日

第五十条 する書面及び営業者に対する関係を証する書面を添えなければならない。 前項の届書には、食品衛生管理者の履歴書、法第四十八条第六項各号の一に該当することを証 令第十四条(令第九条第二項において準用する場合を含む。)の厚生労働省令で定める

相当する教育を行うと認められた課程を置く教育施設であること。 学校教育法に基づく大学又は同法第百四条第七項第二号の規定により大学若しくは大学院に 次のとおりとする。

一 別表第十四の上欄の学科ごとに同表の下欄に掲げる科目を一科目以上履修させ、 の合計が二十二単位以上であること。 その単位数

三 前号に掲げる科目及び別表第十五に掲げる科目を履修させ、 上であること。 その単位数の合計が四十単 -位以

原則として法別表の第二欄に掲げる機械器具を用いて授業を行うものであること。

次に掲

げる事項を記載した書類を添えなければならない。 第五十一条 令第十五条 (令第九条第二項において準用する場合を含む。) の申請書には、 養成施設の名称及び所在地

養成施設の設置者の名称、所在地及び設立年月日

養成施設の長の氏名及び住所

教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別

各年次における科目の履修に関する計画、単位数及び必修科目又は選択科目

六 五 入学定員

修業年限 入学資格及び時期

教授用及び実習用の機械器具及び図書の

校地及び校舎の図面及び配置図

学則

十二 その他参考となるべき事

第五十二条 法第四十八条第六項第三号の養成施設の登録は、 て行う。 次に掲げる事項を登録台帳に記帳

登録年月日及び登録番号

び長の氏名 登録養成施設(令第十六条に規定する登録養成施設をいう。 以下同じ。) の 名称、 所在地

前項の規定は、令第九条第一項第一号の養成施設の登録について準用する

第五十三条 る事項は、第五十一条第一号から第三号まで、第五号から第八号まで、第九号(法別表の第二欄 に掲げる機械器具に係るものに限る。)、第十号及び第十一号に掲げるものとする。 令第十六条(令第九条第二項において準用する場合を含む。)の厚生労働省令で定め

第五十四条 令第十九条(令第九条第二項において準用する場合を含む。)の申請書には、 げる事項を記載した書類を添えなければならない。 次に掲

- 登録の取消しを受けようとする理由
- 登録の取消しを受けようとする予定期日
- 在学中の生徒があるときは、その措置

第五十五条 令第二十条第二号(令第九条第二項において準用する場合を含む。)の厚生労働省令 で定めるものは、第五十一条第一号に掲げる事項とする。

第五十六条 法第四十八条第六項第四号の講習会の課程は、次に掲げる要件のすべてに適合するも

のでなければならない。

を教授し、その時間数が同表に掲げる時間数以上であること。 講師は、学校教育法に基づく大学において前号の科目に相当する学科を担当している者、 別表第十六の一の項に掲げる科目及び同表の二の項から七の項までのいずれかに掲げる科目 玉

生に関する試験業務に従事している者又はこれらの者と同等の知識及び経験を有すると認めら若しくは都道府県、保健所を設置する市若しくは特別区において食品衛生行政若しくは食品衛 れる者であること。

三 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令に基づく中等学校 管理の業務に二年以上従事した者であることを受講資格とするものであること。 理者を置かなければならない製造業又は加工業において食品又は添加物の製造又は加工の衛生 を卒業した者又は第四十八条各号に掲げる者で、法第四十八条第一項の規定により食品衛生管

受講者に対し、講習会の終了に当たり試験を行うものであること。

講を免除することができる。 前項第一号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者については、当該各号に定める科目の受

修した者 当該科目 門学校令に基づく専門学校において、別表第十六の一の項に掲げる科目と同等以上の科目を履 学校教育法に基づく大学、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学又は旧専

る科目の修了者にあつては、それぞれ同表の三の項に掲げる細菌学実習又は同表の二の項に掲二 登録講習会の修了者 別表第十六の一の項に掲げる科目及び同表の二の項又は三の項に掲げ げる細菌学実習

第五十七条 今第二十一条の規定により登録の申請をしようとする者は、申請書に、住民票の写し (法人にあつては、定款又は寄付行為及び登記事項証明書) 及び次の事項を記載した書面を添え

表者の氏名) 講習会の実施者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代当該登録に係る講習会の実施地の都道府県知事に提出しなければならない。

令第二十二条各号のいずれかに該当する事実の有無

法人にあつては、役員の氏名、住所及び略歴

講習会場の名称及び所在地

実習を行う場所の名称及び所在

講習会の実施期間及び日程

受講予定人員

講習科目及び時間数

第五十八条 令第二十一条の登録は、 -八条 令第二十一条の登録は、次に掲げる事項を登録台帳に記帳して行う。 講師の氏名及び職業、その担当する講習科目並びに当該講習科目ごとの時間数

登録年月日及び登録番号

び代表者の氏名) 登録講習会の実施者の氏名及び住所 (法人にあつては、 その名称、 主たる事務所の所在地及

兀

三 登録講習会の実施期間

令第二十四条第二項の厚生労働省令で定める基準は、 次のとおりとする

> 資格者であることを確認すること。 受講者の履歴書、勤務した事業所との関係を証する書類その他の書類により、 受講者が受講

- 講習会の課程を修了した者に対し、講習会修了証を交付すること、
- 第五十六条に定めるところにより登録講習会を行うこと。

第六十条 令第二十五条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

び代表者の氏名) 登録講習会の実施者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及

二 登録講習会の実施期間

廃止しようとするときは、次に掲げる事項をその登録講習会の実施地の都道府県知事に届け第六十一条 登録講習会の実施者は、令第二十六条の規定により登録講習会の業務を休止し、 ればならない。

休止又は廃止の理由及びその予定期日

二 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

第六十二条 登録講習会の実施者は、前事業年度の財務諸表等(令第二十七条第一項に規定する財 事業年度の財務諸表等をもつてこれに代えることができる。)を作成し、登録を受けてから登 務諸表等をいう。以下この条において同じ。)(前事業年度後三月を経過していないときは、 講習会を終了するまでの間、事業所に備えて置かなければならない。 登前録

第六十三条 第四十四条の規定は、 第六十四条 第四十五条の規定は、 て準用する。 令第二十七条第二項第三号の厚生労働省令で定める方法につい 令第二十七条第二項第四号の厚生労働省令で定める電磁的方法

について準用する。

第六十五条 令第三十一条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする

受講者の氏名及び履歴

令第三十一条の帳簿は、最終の記載の日から三年間保存しなければならない。 講習会修了証を受領した者の氏名、生年月日、住所並びに勤務する事業所の名称及び所在地

|第六十六条 | 令第三十三条第二項の規定により職員に携帯させる証明書は、様式第十三号によるも のとする。

第六十六条の二 法第五十一条第一項第一号(法第六十八条第三項において準用する場合を含む。) に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、別表第十七のとおりとする。

項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、別表第十八のとおりとする。 に基づき、前二項の基準に従い、次に定めるところにより公衆衛生上必要な措置を定め、 営業者は、法第五十一条第二項(法第六十八条第三項において準用する場合を含む。)の規定 法第五十一条第一項第二号(法第六十八条第三項において準用する場合を含む。)に掲げる事 これを

遵守しなければならない。 する計画(以下「衛生管理計画」という。)を作成し、 ,る計画(以下「衛生管理計画」という。)を作成し、食品又は添加物を取り扱う者及び関係食品衛生上の危害の発生の防止のため、施設の衛生管理及び食品又は添加物の取扱い等に関

工程を考慮し、これらの工程において公衆衛生上必要な措置を適切に行うための手順書 施設設備、機械器具の構造及び材質並びに食品の製造、加工、調理、運搬、貯蔵又は販売の 者に周知徹底を図ること。

「手順書」という。)を必要に応じて作成すること。

添加物が使用され、又は消費されるまでの期間を踏まえ、合理的に設定すること。 衛生管理計画及び手順書の効果を検証し、必要に応じてその内容を見直すこと。 衛生管理の実施状況を記録し、保存すること。なお、記録の保存期間は、取り扱う食品又は

第三号中「記録し、保存すること。」を「必要に応じて記録し、保存すること。」と読み替えて適 用する。 次に定める営業者にあつては、前項第一号中「作成し、」を「必要に応じて作成し、」と、

- 食品又は添加物の輸入をする営業を行う者
- 食品又は添加物の貯蔵のみをし、 又は運搬のみをする営業を行う者(食品の冷凍又は冷蔵業
- 4い方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化により食品衛生上の危容器包装に入れられ、又は容器包装で包まれた食品又は添加物のうち、冷凍又は冷蔵によら 「の発生のおそれのないものの販売をする営業を行う者
- 器具又は容器包装の輸入をし、又は販売をする営業を行う者
- 第六十六条の三 令第三十四条の二第二号の厚生労働省令で定める営業者は、次のとおりとする。 備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。)を行う者及び法第六十八 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業を行う者(喫茶店営業(喫茶店、サロンその他設
- 二 令第三十五条第二号に規定する調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理さ条第三項に規定する学校、病院その他の施設における当該施設の設置者又は管理者を含む。) れた食品を販売する営業を行う者

Ŧi.

兀

- 三 令第三十五条第十一号に規定する菓子製造業のうち、パン(比較的短期間に消費されるもの
- に限る。)を製造する営業を行う者
- 令第三十五条第二十五号に規定するそうざい製造業を行う者
- 者(第一号又は第二号に規定する営業を行う者を除く。) 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、 調理された食品を販売する営業を行う
- 第六十六条の四 令第三十四条の二第四号の厚生労働省令で定める営業者は次のとおりとする。 食品を分割し、容器包装に入れ、又は容器包装で包み販売する営業を行う者
- 当該営業者が有する大規模事業場については、適用しないものとする。 行う者のうち、食品の取扱いに従事する者の数が五十人未満である事業場(以下この号におい するときは、法第五十一条第一項第二号に規定する取り扱う食品の特性に応じた取組に関する する者の数が五十人以上である事業場(以下この号において「大規模事業場」という。)を有 て「小規模事業場」という。)を有する営業者。ただし、当該営業者が、食品の取扱いに従事 前号に掲げる営業者のほか、食品を製造し、加工し、貯蔵し、販売し、又は処理する営業を 項の厚生労働省令で定める基準は、当該営業者が有する小規模事業場についてのみ適用し、
- 第六十六条の五 法第五十二条第一項第一号に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基 準は次のとおりとする。
- 施設設備等を維持すること。 器具又は容器包装が適切に製造されるよう、必要な人員を配置し、作業内容を設定し、 及び
- う。)の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うとともに、作業従事者に作業手 順及び衛生管理に必要な事項を理解させ、それらに従い作業を実施させること。 器具又は容器包装の製造に従事する人員(以下この条及び次条において「作業従事者」とい
- の混入による汚染が防止できる構造とし、清潔な状態を維持すること。 清潔な作業環境を維持するため、施設の清掃及び保守点検並びに廃棄物の処理を適切に実施 施設又は作業区域は、器具又は容器包装の使用方法等を踏まえ、必要に応じて粉じんや埃等
- 器具又は容器包装の製造の管理をする者及び作業従事者の教育訓練を実施し、 食品衛生上の
- 危害の発生の防止に必要な情報及び取組を関係者間において共有すること。
- 六 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、販売の相手方に対し、 又は容器包装に関する情報の提供に努めること。 食品衛生上の危害又は危害のおそれが発生した場合の対応方法を定め、その方法により対応 取り扱う器具
- 又は販売先その他必要な事項に関する記録を作成し、保存するよう努めること。 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、原材料の仕入元、製造の状態: 出荷

製造した製品等の自主検査を行つた場合には、その記録を保存するよう努めること。

- 法第五十二条第一項第二号に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、 次のと
- が必要な要因を特定すること した器具又は容器包装の製品設計においては、 令第一条で定める材質の原材料 (以下この条及び次条において「原材料」という。) を使 食品衛生上の危害の発生を防止するために管理
- 及び管理の水準(以下「管理水準」という。)並びに管理方法を定めること。 前号の管理が必要な要因については、食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な製造
- ことを確認すること。 原材料及び器具又は容器包装が適切な管理水準を満たすこと及び適切な管理方法に適合する
- めに販売先に提供する必要がある情報を管理すること。 製造する器具又は容器包装については、使用方法その他食品衛生上の危害の発生の防止のた
- をあらかじめ定めておくこと。 その他食品衛生上の危害が発生するおそれのある器具又は容器包装については、 適切な管理水準を満たさない原材料又は器具若しくは容器包装、回収した器具又は容器包装 その対応方法
- 六 適切な管理水準を満たさない原材料又は器具若しくは容器包装、回収した器具又は容器包装 より定められた方法に従い対応すること。 その他食品衛生上の危害が発生するおそれのある器具又は容器包装については、 前号の規定に
- 七 前各号に規定する取組の内容に関する書面とその実施の記録を作成し、 適切な期間保存する
- 第六十六条の六 令第一条で定める材質の原材料が使用された器具又は容器包装を販売し、又は 売の用に供するために製造し、若しくは輸入する者は、法第五十三条第一項の規定による器具又 は容器包装の販売の相手方に対する説明について、次の各号に定めるところにより行わなければ ならない。
- 説明の対象となる器具又は容器包装を特定し、それが法第五十三条第一項第一号又は同項第
- 二号のいずれかに該当することが確認できる情報を伝達すること。 は、当該情報を速やかに伝達すること。 前号に規定する情報の伝達を実施するための体制を整え、前号の情報に変更があつた場合
- 供するために製造し、若しくは輸入する者は、法第五十三条第二項の規定による説明について、 器具又は容器包装の原材料であつて、令第一条で定める材質のものを販売し、又は販売の用に

次の各号に定めるところにより行うよう努めなければならない。

- 十三条第一項第一号又は同項第二号のいずれかに該当することが確認できる情報を伝達するこ 説明の対象となる原材料を特定し、それが使用され、製造される器具又は容器包装が法第五
- 二 前号に規定する情報の伝達を実施するための体制を整え、前号の情報に変更があつた場合 は、当該情報を速やかに伝達すること。
- 第六十六条の七 法第五十四条に規定する厚生労働省令で定める基準は、令第三十五条各号に掲げ 別表第十九及び別表第二十の基準に加え、別表第二十一のとおりとする。 られた規格又は基準に適合する生食用食肉又はふぐを取り扱う営業に係る施設の基準にあつては 同条各号に掲げる営業ごとの事項については別表第二十、法第十三条第一項の規定に基づき定め る営業(同条第二号及び第六号に掲げる営業を除く。)に共通する事項については別表第十九、
- 第六十六条の八 競り売り 令第三十五条第五号の厚生労働省令で定める取引の方法は、 次のとおりとす
- 入札による取引
- 相対による取引
- 第六十六条の九 等に関する命令第二条第十三項に規定する乳製品(同条第二十一項に規定するアイスクリー 令第三十五条第十三号の厚生労働省令で定める食品は、乳及び乳製品の成分規格 類

を除く。)及び同条第四十一項に規定する乳酸菌飲料のうち、 無脂乳固形分三・〇%未満を含む

第六十六条の十 令第三十五条第三十号の厚生労働省令で定める食品は、玄米、精米、麦類、そば 乾燥スパイス類、乾燥タピオカ、乾燥ハーブ類、乾燥パン粉、塩、ゼラチン、調理ルウ類、焼 ものを除く。)、乾燥海藻類、節類、削節類、液糖、加工ごま類、乾燥くずきり、乾燥スープ類、 類、乾燥雑穀類、乾燥種実類、乾燥豆類、はちみつ、干しいも、落花生(生鮮のもの及びゆでた の実、コーヒー生豆、焙煎コーヒー豆、茶、焙煎麦、茶の代用品(乾燥品に限る。)、乾燥きのこ

を記載した申請書をその施設の所在地を管轄する都道府県知事等に提出しなければならない。 状の食品をカプセルに入れた食品並びにこれらの食品を混合した食品並びに食酢とする。 ふ、顆粒状又は粉末状の食品、顆粒状又は粉末状の食品を圧縮成形した食品及び顆粒状又は粉末 法第五十五条第一項の規定による営業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項

なを付す。)、所在地及び代表者の氏名(ふりがなを付す。)) 申請者の氏名(ふりがなを付す。)、生年月日及び住所(法人にあつては、その名称(ふりが

二 施設の所在地(自動車において調理をする営業にあつては、当該自動車の自動車登録番号) 及び名称、屋号又は商号(ふりがなを付す。)

申請する営業の種類、形態及び主として取り扱う食品又は添加物に関する情報

食品衛生管理者又は食品衛生責任者の氏名(ふりがなを付す。)、資格の種類及び受講した講

六 食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組又は取り扱 う食品の特性に応じた取組の種別(令第三十五条各号に掲げる営業の許可の有効期間満了に際 検査の結果を証する書類の写しを含む。) する水」という。)を使用する場合にあつては、同法第二十条第三項に規定する地方公共団体 規定する水道事業、同条第六項に規定する専用水道及び同条第七項に規定する簡易専用水道に の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の指定する者の行う当該使用しようとする水に係る水質 より供給される水以外の飲用に適する水(以下別表第十七及び別表第十九において「飲用に適 施設の構造及び設備を示す図面(水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第三条第二項に

に掲げる営業の許可を申請する者にあつては、新規に申請をする場合を含む。) し引き続き営業の許可を受けようとする場合に限る。ただし、同条第二十六号又は第二十八号

第六十七条の二 法第五十六条第二項の規定により営業の譲渡による法第五十五条第一項の規定に なければならない。 者は、次に掲げる事項を記載した届出書をその施設の所在地を管轄する都道府県知事等に提出し よる営業の許可を受けた者(以下「許可営業者」という。)の地位の承継の届出をしようとする 七 法第五十五条第二項各号のいずれかに該当することの有無及び該当するときは、その内容

なを付す。)、所在地及び代表者の氏名(ふりがなを付す。)) 届出者の氏名(ふりがなを付す。)、生年月日及び住所(法人にあつては、 その名称 (ふりが

二 営業を譲渡した者の氏名(ふりがなを付す。)及び住所(法人にあつては、その名称 がなを付す。)、所在地及び代表者の氏名(ふりがなを付す。)) 営業の譲渡の年月日 (ふり

施設の許可の番号及び当該許可を受けた年月日

第六十八条 法第五十六条第二項の規定により相続による許可営業者の地位の承継の届出をしよう 前項の届出書には、営業の譲渡が行われたことを証する書類を添付しなければならない。

提出しなければならない。 とする者は、次に掲げる事項を記載した届出書をその施設の所在地を管轄する都道府県知事等に

届出者の氏名(ふりがなを付す。)、生年月日、 住所及び被相続人との

被相続人の氏名(ふりがなを付す。) 及び住所

設の許可の番号及び当該許可を受けた年月日

前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)第二百四十七条第五項の規定

二 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により許可営業者の地位を承継すべき 相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

第六十九条 法第五十六条第二項の規定により合併による許可営業者の地位の承継の届出をしよう とする者は、次に掲げる事項を記載した届出書をその施設の所在地を管轄する都道府県知事等に 提出しなければならない。

地位を承継する法人の名称(ふりがなを付す。)、所在地及び代表者の氏名(ふりがなを付

二 合併により消滅した法人の名称 (ふりがなを付す。)、所在地及び代表者の氏名 (ふりがなを 付す。

合併の年月

施設の許可の番号及び当該許可を受けた年月日

兀 付しなければならない。 前項の届出書には、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書を添

第七十条 法第五十六条第二項の規定により分割による許可営業者の地位の承継の届出をしようと 出しなければならない。 する者は、次に掲げる事項を記載した届出書をその施設の所在地を管轄する都道府県知事等に提

地位を承継する法人の名称(ふりがなを付す。)、所在地及び代表者の氏名 (ふりがなを付

分割前の法人の名称(ふりがなを付す。)、所在地及び代表者の氏名(ふりがなを付す。

分割の年月日

施設の許可の番号及び当該許可を受けた年月日

前項の届出書には、分割により営業を承継した法人の登記事項証明書を添付しなければならな

第七十条の二 法第五十七条第一項(法第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含 出書を施設の所在地を管轄する都道府県知事等に提出しなければならない。 む。次項において同じ。)の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届

を付す。)、所在地及び代表者の氏名(ふりがなを付す。)) 届出者の氏名(ふりがなを付す。)、生年月日及び住所(法人にあつてはその名称 (ふりがな

一 施設の所在地(自動車において営業をする場合にあつては、当該自動車の自動車登録番号) 及び名称、屋号又は商号(ふりがなを付す。)

三 営業(法第六十八条第三項に規定する場合を含む。第七十一条の二において同じ。)の形態

具又は容器包装を製造する営業者を除く。) 及び主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装に関する情報 食品衛生責任者の氏名(ふりがなを付す。ただし、令第一条に規定する材質が使用された器

兀

た者(以下「届出営業者」という。)」と、同項第四号中「施設の許可の番号及び当該許可を受け 第一項(法第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出をし 規定による届出をした者(以下「届出営業者」という。)の地位の承継の届出をしようとする者 を含む。)において読み替えて準用する法第五十六条第二項の規定により法第五十七条第一項 つては、当該自動車の自動車登録番号)及び名称、 に年月日」とあるのは「地位の承継に関する施設の所在地(自動車において営業をする場合にあ 前四条の規定は、法第五十七条第二項(法第六十八条第一項及び第三項において準用する場合 屋号又は商号(ふりがなを付す。)」と、

いて営業をする場合にあつては、当該自動車の自動車登録番号)及び名称、屋号又は商号(ふり番号及び当該許可を受けた年月日」とあるのは「地位の承継に関する施設の所在地(自動車にお」と、前条第一項中「許可営業者」とあるのは「届出営業者」と、同項第四号中「施設の許可の る場合にあつては、当該自動車の自動車登録番号)及び名称、屋号又は商号(ふりがなを付す。) 許可を受けた年月日」とあるのは「地位の承継に関する施設の所在地(自動車において営業をす を付す。)」と、同条第二項第二号中「許可営業者」とあるのは「届出営業者」と、第六十九条第 営業をする場合にあつては、当該自動車の自動車登録番号)及び名称、屋号又は商号(ふりがな 及び当該許可を受けた年月日」とあるのは「地位の承継に関する施設の所在地(自動車において 一項中「許可営業者」とあるのは「届出営業者」と、同項第四号中「施設の許可の番号及び当該 「届出営業者」と、同項第四号中「施設の許可の番号

の施設の所在地を管轄する都道府県知事等に速やかに届け出なければならない。 る事項、第六十七条の二第一項第一号(生年月日を除く。)、第六十八条第一項第一号(生年月日 自動車登録番号及び名称、屋号又は商号に限り、第三号にあつては営業の種類を除く。)に掲げ て準用する場合を含む。)に掲げる事項又は前条第一項第一号から第四号まで(第二号にあつて を除く。)、第六十九条第一項第一号若しくは第七十条第一項第一号(それぞれ前条第二項におい がなを付す。)」と読み替えるものとする。 自動車登録番号及び名称、屋号又は商号に限る。)に掲げる事項に変更があつたときは、そ 許可営業者又は届出営業者は、第六十七条第一号から第六号まで(第二号にあつては

生じた場合にあつては、次に掲げる事項を記載した届出書をその施設の所在地を管轄する都道府第七十一条の二 許可営業者又は届出営業者は、廃業により営業を継続することができない事情が 県知事等に提出しなければならない。

所在地及び代表者の氏名(ふりがなを付す。)) 届出者の氏名(ふりがなを付す。)及び住所(法人にあつては、 名称(ふりがなを付す。)、

び名称、屋号又は商号(ふりがなを付す。) 施設の住所(自動車において営業をする場合にあつては、 当該自動車の自動車登録番号)及

三 廃業年月日

許可営業者にあつては、施設の許可の番号及び当該許可を受けた年月日

第七十二条 れなければならない。 の規定による医師の届出は、 よる医師の届出は、次の事項につき、文書、電話又は口頭により二十四時間以内に行わ善法第六十三条第一項(法第六十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)

医師の住所及び氏名

び年齢 中毒患者若しくはその疑いのある者又は死者(以下「患者等」という。)の所在地、氏名及

三 食中毒(食品、 七十四条第一項第三号において「食品等」という。)に起因した中毒をいう。 添加物、器具、容器包装又は第七十八条各号に掲げるおもちや(次条及び第 以下同じ。)の

発病年月日及び時刻

診断又は検案年月日及び時刻

**第七十三条** 法第六十三条第三項(法第六十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。 の厚生労働省令で定める数は、五十人とする。

法第六十三条第三項の厚生労働省令で定めるときは、次のとおりとする。

一 当該中毒により死者又は重篤な患者が発生したとき

一 当該中毒が輸入された食品等に起因し、又は起因すると疑われるとき

当該中毒が別表第二十二に掲げる病因物質に起因し、又は起因すると疑われるとき

当該中毒の患者等の所在地が複数の都道府県にわたるとき

当該中毒の発生の状況等からみて、 中毒の原因の調査が困難であるとき

> 下「処分」という。)を行うこと又はその内容の適否を判断することが困難であるとき 当該中毒の発生の状況等からみて、法第五十九条から第六十一条までの規定による処分 议

第七十四条 令第三十七条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 患者等の所在地及び法第六十三条第一項の規定による届出の年月日

中毒の原因となり、又はその疑いのある食品等(以下「原因食品等」という。)及びその特

患者等の数及び症状

定の理由

及びその特定の理由 中毒の原因となり、又はその疑いのある営業施設その他の施設(以下「原因施設」という。)中毒の原因となり、又はその疑いのある病因物質及びその特定の理由

Ŧi.

第七十五条 令第三十七条第三項の規定による報告書は、次の各号に掲げる食中毒事件の区分に応

法第六十三条第三項の規定により都道府県知事等が厚生労働大臣に直ちに報告を行つた食中 それぞれ当該各号に定める報告書とする。

二 前号に掲げる食中毒事件以外の食中毒事件 毒事件 様式第十四号による食中毒事件票及び食中毒事件詳報 前項第一号に規定する食中毒事件詳報には、次に掲げる事項を記載するものとする。 様式第十四号による食中毒事件票

食中毒発生の概要に関する次に掲げる事項

発生年月日

発生場所

原因食品等を摂取した者の数

死者数

患者数

原因食品等

病因物質

食中毒発生の情報の把握に関する事

患者及び死者の状況に関する次に掲げる事項

患者及び死者の性別及び年齢別の数

患者及び死者の発生日時別の数

原因食品等を摂取した者の数のうち患者及び死者となつた者の

患者及び死者の原因食品等の摂取から発病までに要した時間の状況

患者及び死者の症状及び症状別の数

原因食品等及びその汚染経路に関する次に掲げる事項

原因食品等の汚染経路 原因食品等を特定するまでの経過及び特定の理由

Ŧi. 原因施設に関する事項

原因施設の給排水の状況その他の衛生状況

原因施設の従業員の健康状態

六 病因物質に関する事項

微生物学的若しくは理化学的試験又は動物を用いる試験による調査結果

病因物質を特定するまでの経過及び特定の理由

都道府県知事等が講じた処分その他の措置の内容

第七十六条 令第三十七条第四項の規定による報告書は、 次の各号に掲げる食中毒事件の区分に応

それぞれ当該各号に定める報告書とする。 法第六十三条第三項の規定により都道府県知事等が厚生労働大臣に直ちに報告を行つた食中 食中毒事件調査結果報告書及び食中毒事件調査結果詳報

1

中毒事件票を添付して、その翌月十日までに、提出しなければならない。 第一項各号の食中毒事件調査結果報告書は、月ごとに、その月に受理した前条第一項各号の食 前号に掲げる食中毒事件以外の食中毒事件(食中毒事件調査結果報告書 項各号の食中毒事件調査結果報告書は、様式第十五号により作成するものとする。

第一項第一号の食中毒事件調査結果詳報は、前条第二項各号に掲げる事項を記載して作成する

号の食中毒事件詳報を受理した後直ちに作成し、提出しなければならない。 第一項第一号の食中毒事件調査結果詳報は、令第三十七条第三項の規定により前条第一項第一

第七十八条 法第六十八条第一項に規定するおもちやは、次のとおりとする。第七十七条 法第六十五条の厚生労働省令で定める数は、五百人とする。 法第六十五条の厚生労働省令で定める数は、五百人とする。

乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちや

二 アクセサリーがん具 (乳幼児がアクセサリーとして用いるがん具をいう。)、うつし絵、起き 船、ブロツクがん具、ボール、ままごと用具 の号に掲げるものを除く。)、つみき、電話がん具、動物がん具、人形、粘土、乗物がん具、風 上がり、おめん、折り紙、がらがら、知育がん具(口に接触する可能性があるものに限り、こ

三 前号のおもちやと組み合わせて遊ぶおもちや

第七十九条 法第八十条第一項及び令第四十一条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の 権限は、地方厚生局長に委任する。

一 法第四十一条に規定する権限

法第四十二条に規定する権限

法第四十六条第二項に規定する権限

法第四十七条第一項に規定する権限

#### 則

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十条の規定は、昭和二十三年八月一日か ら施行する。

第二条 従前の規定による食品衛生監視員の試験に合格した者は、これを第十七条第五号の規定に よる厚生大臣の行う食品衛生監視員の資格試験に合格したものとみなす。

(昭和二五年四月一日厚生省令第一一号)

この省令は、公布の日から施行する。但し、第十九条の改正規定については、昭和二十五年七 一日から施行する。

(昭和二五年六月二日厚生省令第二五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二五年一〇月一六日厚生省令第五八号)

この省令は、公布の日から施行する。

(昭和二七年二月二二日厚生省令第六号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。但し、第六条中輸入品に関する部分は、 一日から施行する。 昭和二十七年五

(昭和二七年八月三〇日厚生省令第三七号)

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十七年七月三十一日から適用する。

附 則 (昭和二八年八月一〇日厚生省令第三一号)

この省令は、昭和二十八年九月一日から施行する。

(昭和二八年九月二八日厚生省令第四五号)

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十八年九月一日から適用

2 食品衛生監視員資格試験規則(昭和二十三年厚生省令第五十二号)は、 廃止する。

(昭和二八年一二月二八日厚生省令第七〇号)

この省令は、昭和二十九年一月一日から施行する。附 則 (昭和二八年一二月二八日厚生省令第七

(昭和三一年九月二二日厚生省令第四〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

則 (昭和三一年一二月二九日厚生省令第五六号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

則 (昭和三二年七月三一日厚生省令第三三号)

び第十九条の改正規定並びに別表第二の次に三表を加える規定は昭和三十三年一月一日から、そ二年八月一日から、第五条から第九条まで、第十八条の二(別表第三に関する部分に限る。)及 三号(同様式を様式第四号とする部分以外の部分に限る。)及び別表第二の改正規定は昭和三十 の他の改正規定は昭和三十二年十月一日から施行する。 び第十九条の改正規定並びに別表第二の次に三表を加える規定は昭和三十三年一月一日から、 この省令中、第十一条、第十二条、第二十条、第二十一条、第二十六条、様式第一号、様式第

この省令は、公布の日から施行する。 附 則 (昭和三三年一月二〇日厚生省令第一号)

則 (昭和三三年二月二一日厚生省令第四号)

この省令は、公布の日から施行する。附則(昭和三三年二月二一日厚

(施行期日) 則 (昭和三三年六月三〇日厚生省令第一七号)

1

七項及び第八項の規定は昭和三十三年十月一日から施行する。 この省令中第一条及び附則第二項から第六項までの規定は公布の日から、 第二条並びに附則第

(昭和三四年一二月二八日厚生省令第三七号) 抄

(施行期日)

和三十六年一月一日から施行する。 」、「百八十三 ベンジルアルコール」、「百八十四 ベンズアルデヒド」、「二百 dl―メントー 酸アリル(揮発ガイシ油)」、「二十二 エチルバニリン(エチルワニリン)」、「四十九 ケイ皮ア ル (dl―ハツカ脳)」及び「二百一 l―メントール (ハツカ脳)」に関する部分については昭 ルデヒド」、「五十六 酢酸エチル」、「六十八 シトラール」、「百五十六 バニリン (ワニリン) この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の改正規定中「十八 イソチオシアン

(昭和三五年九月一〇日厚生省令第二七号) 抄

(施行期日)

| 1 この省令は、公布の日から施行する。

則 (昭和三六年六月一日厚生省令第二三号)

抄

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日) 附 則 (昭和三七年五月二六日厚生省令第二六号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、昭和三十八年一月一日から施行する。 附 則 (昭和三七年一二月二五日厚生省令第五四号)

則 (昭和三八年七月二六日厚生省令第三二号) 抄

(施行期日) この省令は、公布の日から施行する。

1

附 則 (昭和三九年六月一一日厚生省令第二六号

この省令は、公布の日から施行する。

則 (昭和三九年七月一五日厚生省令第三四号)

1 第百八十二号及び第百九十八号並びに別表第四の改正規定並びに別表第五の改正規定中メチルナーこの省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第二第四十八号を削る改正規定、別表第二 フトキノンに係る部分は、 公布の日から起算して六箇月を経過した日から施行する

## (昭和四〇年四月一日厚生省令第一七号)

」の省令は、昭和四十年十月一日から施行する。

### (昭和四〇年七月五日厚生省令第三七号)

ニトロフリルアクリル酸アミドに係る部分は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行 二第百五十一号及び第百五十二号の改正規定並びに別表第五の改正規定中ニトロフラゾーン及び この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十一条、第十二条、様式第一号並びに別表第

# (昭和四〇年一二月二三日厚生省令第五二号)

この省令は、 公布の日から施行する。

## (昭和四一年二月一七日厚生省令第二号)

抄

この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)

# (昭和四一年七月一五日厚生省令第二五号

この省令は、昭和四十二年一月十五日から施行する。

### 則 (昭和四二年一月二三日厚生省令第二号)

この省令中第十三条第二項の改正規定は昭和四十二年二月十日から、 その他の規定は同年七月

この省令は、昭和四十三年四月一日から施行する。ただし、第五条第一項第一号及び別表第三 (昭和四二年一〇月二日厚生省令第四三号)

### 則 (昭和四三年三月八日厚生省令第三号)

第六号の改正規定中生かきに係る部分は、昭和四十二年十一月一日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

### (昭和四三年七月三日厚生省令第二六号

この省令は、昭和四十四年一月一日から施行する。 (昭和四三年八月一日厚生省令第三三号)

#### この省令は、公布の日から施行する。

則 (昭和四四年二月一日厚生省令第一号)

### この省令は、公布の日から施行する。

七号の改正規定は、昭和四十五年一月一日から施行する。 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十一条及び第十二条並びに様式第一号及び第 附 則 (昭和四四年七月二五日厚生省令第二〇号) 抄

# 則 (昭和四四年一一月五日厚生省令第三二号)

抄

2

この省令は、昭和四十四年十一月十日から施行する

### (昭和四五年一月一四日厚生省令第一号)

(昭和四五年五月二九日厚生省令第二二号) 抄

# この省令は、昭和四十五年三月一日から施行する。

ミル、亜硝酸カリウム、硝酸カリウム及び硝酸ナトリウムに係る部分は、昭和四十五年十二月一 中食用緑色二号、食用緑色二号アルミニウムレーキ、プロトカテキユ酸エチル、没食子酸イソア この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の改正規定並びに別表第五の改正規定

### (昭和四六年二月二六日厚生省令第四号)

この省令中別表第二第六十九号の二及び別表第二第百四十六号の二の改正規定は公布の日か その他の規定は昭和四十六年九月一日から施行する。

### (昭和四六年三月二三日厚生省令第六号)

この省令は、昭和四十六年六月一日から施行する。

# (昭和四七年四月一七日厚生省令第一三号)

この省令は、昭和四十七年七月一日から施行する。

### (昭和四七年八月八日厚生省令第四〇号)

### 則 (昭和四七年八月二九日厚生省令第四七号)

この省令は、公布の日から施行する。

# 則 (昭和四七年一二月一三日厚生省令第五四号)

条の二の改正規定、同条を第二条の三とする改正規定及び第二条の次に一条を加える改正規定 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の三を第二条の四とする改正規定、 この省令は、昭和四十八年六月十三日から施行する。 則 (昭和四七年一二月二〇日厚生省令第五六号)

#### 昭和四十八年五月一日から施行する。 則 (昭和四八年四月二八日厚生省令第二一号)

この省令は、昭和四十八年十一月一日から施行する。

### 則 (昭和四八年一二月八日厚生省令第五四号

この省令は、昭和四十八年十二月十日から施行する。

# 則 (昭和四八年一二月二七日厚生省令第六〇号)

この省令は、昭和四十九年一月一日から施行する。附 則 (昭和四八年一二月二七日厚生省令第六

### (昭和四九年八月二七日厚生省令第三〇号)

抄

#### この省令は、昭和四十九年九月一日から施行する。 則 (昭和四九年九月三〇日厚生省令第三五号)

附

附

第一項第一号のカ中魚肉ソーセージ、魚肉ハム及び特殊包装かまぼこに係る部分並びに同号のヨこの省令は、昭和四十九年十一月一日から施行する。ただし、この省令による改正後の第五条 規定は、昭和五十年四月一日から適用する。

### 則 (昭和五〇年七月二五日厚生省令第三〇号)

この省令は、昭和五十一年一月二十五日から施行する 附

# 則 (昭和五〇年一二月一日厚生省令第四三号)

日から、第十五条の改正規定は、同年三月一日から施行する。 この省令は、公布の日から施行する。ただし、様式第十四号の改正規定は、 昭和五十一

年一月

### 則 (昭和五二年二月一八日厚生省令第三号)

は、公布の日から施行する。 1 この省令は、昭和五十二年八月一日から施行する。ただし、第五条第一項第一号ョの改正規定

加工され、又は輸入されるものの表示の基準は、この省令による改正後の第五条の規定にかかわる。容器包装詰加圧加熱殺菌食品及び即席めん類で、昭和五十二年七月三十一日までに製造され、 らず、なお従前の例による。

#### 附則 (昭和五二年四月三〇日厚生省令第一九号)

この省令は、公布の日から施行する。

### 則 (昭和五三年八月二二日厚生省令第五四号)

号の八までに係る部分は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第百三十八号及び第二百五号の三から第二百五

### 則 (昭和五五年五月一日厚生省令第一七号)

から施行する。 この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第五の改正規定は、昭和五十五年十月一日

# 則 (昭和五五年六月一二日厚生省令第二二号)

別表第五の改正規定の施行の際現に存する食品については、

なお従前の例による。

2

この省令は、公布の日から施行する

### (昭和五五年九月六日厚生省令第三三号)

省令は、昭和五十六年一月一日から施行する。

### (昭和五六年四月二八日厚生省令第三一号)

#### この省令は、昭和五十六年五月一日から施行する。 (昭和五六年六月一〇日厚生省令第四二号)

品については、なお従前の例によることができる。 この省令は、昭和五十七年六月一日から施行する。ただし、この省令の施行の際現に存する食

# (昭和五六年六月二〇日厚生省令第四九号)

この省令は、公布の日から施行する。

#### この省令は、公布の日から施行する。 (昭和五七年一月一四日厚生省令第一号)

(昭和五七年二月一六日厚生省令第四号)

### この省令は、公布の日から施行する。

(昭和五七年五月一七日厚生省令第二一号)

2

に添付される証明書に記載すべき事項については、改正後の第二条の三第九号の規定にかかわら昭和五十七年十一月三十日までに輸入される分割、細切等の処理が行われた獣畜の肉又は臓器 この省令は、公布の日から施行する。 なお従前の例によることができる。

4

### (昭和五七年八月二日厚生省令第三三号)

から施行する。 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の二の改正規定は、 昭和五十八年一月

# (昭和五七年九月二五日厚生省令第四五号)

五十八年一月一日から施行する。 この省令は、昭和五十七年十月一日から施行する。ただし、 様式第十四号の改正規定は、 昭和

# (昭和五八年七月三〇日厚生省令第三四号)

この省令は、昭和五十八年八月一日から施行する。

る証票とみなす。 この省令の施行の際現に食品衛生監視員が携帯する証票は、 この省令による改正後の様式によ

# 則 (昭和五八年八月二七日厚生省令第三六号)

この省令は、公布の日から施行する。

では、なお従前の名称をもつてすることができる。 イに掲げる事項の記載は、同号の規定にかかわらず、公布の日から起算して六月を経過する日ま この省令による改正後の別表第二第百八十号に掲げる化学的合成品に係る第五条第一項第一号

条第一項第一号ホの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる でに製造され、加工され、又は輸入されるものの表示については、この省令による改正後の第五 この省令による改正前の別表第五の上欄に掲げる添加物を含む食品で、平成三年六月三十日ま

### (昭和五九年一二月一九日厚生省令第五八号)

」の省令は、昭和六十年二月一日から施行する。

# (昭和六〇年一二月二八日厚生省令第四八号)

この省令は、昭和六十一年一月一日から施行する。

## (昭和六一年三月二七日厚生省令第一二号)

この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

# 則 (昭和六一年五月三一日厚生省令第三五号)

この省令は、公布の日から施行する。 (昭和六一年一一月二〇日厚生省令第五三号)

#### この省令は、公布の日から施行する。

2 経過する日までに製造され、加工され、又は輸入されたものの表示については、なお従前の名称第一項第一号イに掲げる事項の記載は、同号の規定にかかわらず、公布の日から起算して六月を をもつてすることができる この省令による改正後の食品衛生法施行規則別表第二に掲げる化学的合成品に係る同令第五条

#### 附 (昭和六二年二月一九日厚生省令第一一号)

この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

# 則 (昭和六三年七月二七日厚生省令第四六号)

この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の第五条第一項第一号ホの規定にかかわらず、 できる。 平成三年六月三十日までに製造され、加工され、又は輸入される食品に係る表示については、 なお従前の例によることが

#### (平成元年三月二四日厚生省令第一〇号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

2 ている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。 この省令の施行の際この省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用され

て使用することができる。 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙及び板については、当分の間、これを取り繕っ

正後の様式により記載することが適当でないものについては、当分の間、なお従前の例による。 この省令による改正後の省令の規定にかかわらず、この省令により改正された規定であって改

### 則 (平成元年五月二九日厚生省令第二五号)

この省令は、公布の日から施行する。

#### 則 (平成元年一一月二八日厚生省令第四八号) 抄

| る改正規定及び第二十六条の五の改正規定(同条の表に第二十五条の三の項を加える部分に限| この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中第七章中第二十六条の前に一条を加え る。) は、平成二年四月一日から施行する。

2 前の例によることができる。 示については、この省令による改正後の食品衛生法施行規則第五条の規定にかかわらず、なお従1 平成三年六月三十日までに製造され、加工され、若しくは輸入される食品又は添加物に係る表

### 則 (平成三年一月一七日厚生省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

### 則 (平成三年三月二七日厚生省令第一六号)

この省令は、平成三年十月一日から施行する。

#### 附 則 (平成三年九月二六日厚生省令第五〇号)

この省令は、平成三年十月一日から施行する。

#### 附 (平成四年三月二六日厚生省令第一五号)

この省令は、平成四年四月一日より施行する。

### 則 (平成四年八月六日厚生省令第四八号)

この省令は、平成四年八月十日から施行する。

### (平成四年八月一三日厚生省令第四九号

この省令は、公布の日から施行する。

2 あって、この省令による改正後の食品衛生法施行規則別表第二に掲げる化学的合成品又はこれと 同一の品名を有するものに係る同規則第五条第一項第一号イに基づく事項の記載は、 いかかわらず、なお従前の例によることができる。 公布の日から起算して六月を経過する日までに製造され、加工され、又は輸入される添加物で 同号の規定

### 則 (平成四年一一月六日厚生省令第六四号)

この省令は、公布の日から施行する。

### 則 (平成五年三月一七日厚生省令第六号)

この省令は、公布の日から施行する

2 示については、この省令による改正後の食品衛生法施行規則第五条の規定にかかわらず、なお 前の例によることができる。 平成六年三月三十一日までに製造され、又は輸入される特定加熱食肉製品以外の食肉製品の

### (平成五年四月二八日厚生省令第二五号)

この省令は、平成五年十一月一日から施行する。

## (平成六年二月二八日厚生省令第六号)

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

2 これを使用することができる この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、 抄 当分の間、

## (平成六年七月一日厚生省令第四七号)

この省令は、公布の日から施行する。

5 使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、 当分の間、これを取り繕って使用

### (平成六年八月二六日厚生省令第五三号)

この省令は、平成六年九月四日から施行する。

#### (施行期日) 則 (平成六年一二月二七日厚生省令第七八号)

抄

3

第一条 この省令は、平成七年四月一日から施行する。 九条の改正規定は、公布の日から施行する。 ただし、 第一条中食品衛生法施行規則第十

(食品衛生法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

係る表示については、この省令による改正後の食品衛生法施行規則第五条の規定にかかわらず、第二条 平成九年三月三十一日までに製造され、加工され、若しくは輸入される食品又は添加物に なお従前の例によることができる。

### (平成七年二月二七日厚生省令第五号)

この省令は、平成七年四月一日から施行する。

#### 則 (平成七年四月一四日厚生省令第三二号)

布の日から起算して六月を経過した日から施行する。 この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第二第五十四号の改正規定については、 公 6

# 則 (平成七年九月二七日厚生省令第五七号)

部の施行の日(平成七年十一月二十四日)から施行する。 この省令は、食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律(平成七年法律第百一号) の — 6 1

されている申請書は、この省令による改正後の同条第一項及び第二項の規定により提出されてい2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の第二十条第一項及び第二項の規定により提出 るものとみなす。

### 則 (平成八年一月二九日厚生省令第二号)

部の施行の日(平成八年二月一日)から施行する。 この省令は、食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律(平成七年法律第百一号) 0) 8

使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により

することができる。 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、 当分の間、 これを取り繕って使用

# (平成八年三月二一日厚生省令第九号)

(施行期日)

定は、平成九年四月一日から施行する。条第四項の改正規定及び第二条中乳及び乳製品の成分規格等に関する省令第七条第六項の改正規 一条 この省令は、平成八年十月一日から施行する。ただし、 第一条中食品衛生法施行規則第五

(食品衛生法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

ついては、第一条の規定による改正後の食品衛生法施行規則第五条第四項の規定にかかわらず、第二条 平成九年三月三十一日までに製造され、加工され、若しくは輸入される食品に係る表示に なお従前の例によることができる

#### 則 (平成八年五月二三日厚生省令第三三号)

抄

第一条 この省令は、平成八年五月二十四日から施行する。

(食品衛生法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 平成九年十一月三十日までに製造され、加工され、若しくは輸入される食品又は添加物に 係る表示については、第一条の規定による改正後の食品衛生法施行規則 いう。) 第五条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。 (以下「新施行規則」と

2 この省令の施行の際現に食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十四条第一項又は 任者」とあるのは「検査員」と、新施行規則第十八条の十二第一項中「次のとおり」とあるのは則第十八条の八第四号中「製品検査部門責任者、検査区分責任者、検査員及び信頼性確保部門責 び第十八条の十二第一項の規定の適用については、平成九年五月二十三日までの間は、新施行規 第十五条第一項から第三項までの指定を受けている者に対する新施行規則第十八条の八第四号及 「第一号から第八号までに掲げる事項」とする。

第十五条第一項の指定を受けた者とみなす。 は、新施行規則別表第九の第一欄の同項に掲げるものの理化学的検査を行う者の区分により同法(昭和二十八年政令第二百二十九号)第一条の三第一項に掲げるものの検査を行う者を除く。) この省令の施行の際現に食品衛生法第十五条第一項の指定を受けている者(食品衛生法施行令

二十三日までの間は、新施行規則第十八条の五第一項第一号及び第二項第一号中「別表第九」と 行の際現に受けていた指定の区分に係る同令による改正前の食品衛生法施行規則別表第九」とす あるのは、「食品衛生法施行規則等の一部を改正する省令(平成八年厚生省令第三十三号)の施 前項に規定する者に対する食品衛生法第十九条の十二の規定の適用については、 平成九年五月

う。) により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の様式(次項において「旧様式」とい

5

することができる。 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用

#### 則 (平成八年一一月二〇日厚生省令第六二号) 抄

この省令は、平成九年四月一日から施行する。

規定によりされた申請、届出その他の手続とみなす。 第二項から前項までの規定に定めるものを除き、この省令による改正後のそれぞれの省令の相当 この省令による施行前のそれぞれの省令の規定によりされた申請、届出その他の手続は、附則

使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(以下「旧様式」 という。) により

することができる。 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用

#### 則 (平成九年一月一六日厚生省令第二号)

この省令は、平成九年四月一日から施行する。 附

### 則 (平成九年一月二八日厚生省令第四号)

附

この省令は、平成九年二月一日から施行する。

### 則 (平成九年三月二八日厚生省令第三二号)

正規定は、平成九年十月一日から施行する。 この省令は、公布の日から施行する。ただし、 食品衛生法施行規則第五条第一項第一号ラの

### 則 (平成九年四月一日厚生省令第三九号)

この省令は、公布の日から施行し、平成九年四月一日から適用する。

#### 0) 省令は、公布の日から施行する。 (平成九年四月一七日厚生省令第四四号

(平成九年五月三〇日厚生省令第四九号

この省令は、公布の日から施行する。

ることができる ついては、この省令による改正後の食品衛生法施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例によ 平成九年五月三十一日までに保健所長が届出を受けた食中毒事件に係る食中毒事件票の様式に

使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により

4 することができる。 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用

## (平成九年一一月一四日厚生省令第八〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

## 則 (平成一〇年三月二六日厚生省令第三〇号)

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

# (平成一〇年九月一八日厚生省令第七六号)

この省令は、公布の日から施行する。 則 (平成一〇年一一月二五日厚生省令第九〇号)

# この省令は、平成十一年十一月一日から施行する。

(平成一〇年一二月二八日厚生省令第九八号)

抄

この省令は、平成十一年十月一日から施行する

(施行期日)

#### 則 (平成一一年三月二六日厚生省令第二六号)

抄

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。 附 則 (平成一一年六月二九日厚 則 (平成一一年六月二九日厚生省令第七〇号)

この省令は、公布の日から施行する。 則 (平成一一年七月二二日厚生省令第七三号)

# 附 則 (平成一一年七月三〇日厚生省令第七五号)

この省令は、公布の日から施行する。

# (平成一一年一二月二八日厚生省令第一〇五号)

この省令は、公布の日から施行する。

2 よることができる。 については、この省令による改正後の食品衛生法施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例に 平成十二年一月三十一日までに保健所長が届出を受けた食中毒事件に係る食中毒事件票の様式 2

使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により

することができる。 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用

#### 則 (平成一二年三月一日厚生省令第一九号)

例によることができる。 この省令は、公布の日から施行する。ただし、平成十二年十二月三十一日までは、なお従前の

#### (平成一二年三月三〇日厚生省令第五七号) 抄

施行期日)

第

# この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。 則 (平成一二年四月二五日厚生省令第九三号)

# (平成一二年六月一三日厚生省令第一〇一号)

抄

この省令は、 平成十二年十月一日から施行する

#### 附 (平成一二年六月三〇日厚生省令第一〇六号)

この省令は、平成十三年一月一日から施行する

#### 則 (平成一二年八月一四日 平成一三年厚生労働省令第二号)

# 抄

第一条 この中央省庁等改革推進本部令(以下「本部令」という。)は、内閣法の一部を改正する 附則第三条の規定は、公布の日から施行する。 法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日 (平成十三年一月六日)から施行する。ただし、

(この本部令の効力)

### 第二条 この本部令は、その施行の日に、中央省庁等改革のための厚生労働省組織関係命令の整備 に関する命令(平成十三年厚生労働省令第二号)となるものとする。

(委員等の任期に関する経過措置)

の規定による改正前の食品衛生法施行規則第二十二条第一項の規定にかかわらず、 この本部令の施行の日の前日において従前の食品衛生調査会の委員である者の任期は、第三条 その日に満了

# (平成一二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号)

(施行期日)

附

三年一月六日)から施行する。 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の H (平成十

(様式に関する経過措置)

3 により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)

することができる。 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、 当分の間、これを取り繕って使用

# 則 (平成一三年二月一五日厚生労働省令第一三号)

この省令は、公布の日から施行する。

# 則 (平成一三年三月六日厚生労働省令第二一号)

の省令は、平成十三年四月一日から施行する。

# 附 則 (平成一三年三月一五日厚生労働省令第二三号)

この省令は、平成十三年四月一日から施行する

及び乳製品の成分規格等に関する省令第七条の規定にかかわらず、 示については、この省令による改正後の食品衛生法施行規則第五条第一号へ、ト及びヌ並びに乳 平成十四年三月三十一日までに製造され、加工され、又は輸入される食品及び添加物に係る表 なお従前の例によることがで

# 則 (平成一三年三月二七日厚生労働省令第四三号)

この省令は、平成十三年四月一日から施行する

2 この省令の施行の際現に栄養改善法第十二条第一項の許可又は同法第十五条第一項の承認を受 る改正後の食品衛生法施行規則第五条第一項第一号ミ、ヱ及びモ並びに栄養改善法施行規則第九 けている者が行う当該許可又は承認に係る食品の表示については、第一条及び第三条の規定によ 条第一項第八号から第十号までの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

# 則 (平成一三年六月七日厚生労働省令第一二八号) 抄

この省令は、平成十四年六月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。) により使用されている証票は、この省令による改正後の様式によるものとみなす

この省令の施行の際現にある旧様式による証票については、 当分の間、これを取り繕って使用

#### (平成一三年一〇月四日厚生労働省令第二〇七号) 抄

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。 (平成一四年三月二八日厚生労働省令第五一号)

抄

#### (施行期日)

この省令は、 平成十四年四月一日から施行する

2 の食品衛生法施行規則別表第五の三ばれいしよの項の下欄に掲げる加工食品(当該加工食品を原 平成十四年十二月三十一日までに製造され、加工され、又は輸入されるこの省令による改正後 料とするものを含む。)に係る表示については、なお従前の例によることができる。

#### この省令は、公布の日から施行する。 (平成一四年六月一〇日厚生労働省令第七五号)

(施行期日) 附 (平成一四年七月一日厚生労働省令第八九号)

条 この省令は、法の施行の日(平成十四年七月四日)から施行す (平成一四年八月一日厚生労働省令第一〇一号)

ź٥

第

この省令は、公布の日から施行する。 (平成一四年九月六日厚生労働省令第一一八号)

十四年九月七日)から施行する。 この省令は、食品衛生法の一部を改正する法律(平成十四年法律第百四号)の施行の日 (平成

# (平成一五年二月三日厚生労働省令第七号)

第一条 この省令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律 附 則 (平成一五年四月三〇日厚生労働省令第八六号) 抄百五十一号)の施行の日 (平成十五年二月三日) から施行する。 (施行期日) (平成十四年法律第

抄

条 この省令は、健康増進法の施行の日(平成十五年五月一日) (平成一五年六月二六日厚生労働省令第一一〇号) から施行す る。

第

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

(平成一五年七月三一日厚生労働省令第一二七号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(食品衛生法施行規則の一部改正に伴う経過措置

に係る表示については、第一条の規定による改正後の食品衛生法施行規則第五条の規定にかかわ第二条 平成十七年七月三十一日までに製造され、加工され、若しくは輸入される食品又は添加物 らず、なお従前の例によることができる。 3 4

#### (平成一五年八月二九日厚生労働省令第一三三号) 抄

(施行期日)

一条 この省令は、食品衛生法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。) の施行の日 (平成十五年八月二十九日) から施行する。

(食品衛生法施行規則等の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)に

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これをより使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。 これを取り繕って使用

#### (平成一五年八月二九日厚生労働省令第一三四号) 抄

(施行期日)

第 行の日 :一条 この省令は、健康増進法の一部を改正する法律(平成十五年法律第五十六号) (平成十五年八月二十九日) から施行する。 の 部

の施

(食品衛生法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式 (以下「旧様式」という。) より使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使 することができる。

# (平成一六年一月二〇日厚生労働省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

則 (平成一六年二月六日厚生労働省令第一二号) 抄

第一条 この省令は、食品衛生法等の一部を改正する法律(以下「改正法」と (施行期日) 附則

条

(総合衛生管理製造過程の承認に関する経過措置)

第三号に掲げる規定の施行の日(平成十六年二月二十七日)から施行する。

第二条 この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の食品衛生法施行規則第四条の二若し くは第五条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。 厚生労働大臣に提出されている承認又は変更の承認に係る申請書に添付する資料については、第 くは第四条の三又は乳及び乳製品の成分規格等に関する省令第四条若しくは第五条の規定により 条の規定による改正後の食品衛生法施行規則第十四条第二項第三号若しくは第十五条第二項又 .第二条の規定による改正後の乳及び乳製品の成分規格等に関する省令第四条第二項第三号若し

(食品衛生法施行規則等の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)に より使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用 することができる。

# (平成一六年三月三一日厚生労働省令第七八号)

1

(施行期日)

2

により作成された食品衛生監視票の同条第三項の規定による保存については、なお従前の例によこ。この省令の施行前にこの省令による改正前の食品衛生法施行規則第三十七条の二第二項の規定 (平成十六年四月一日)から施行する。 この省令は、食品衛生法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施 行の 日

この省令の施行の際この省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用され

ている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、 これを取り繕って使用

則 (平成一六年一二月二四日厚生労働省令第一八一号

附 則 (平成一七年一月三一日厚この省令は、公布の日から施行する。

することができる。

#### 則 (平成一七年一月三一日厚生労働省令第一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年二月一日から施行する。ただし、第二十一条第一項第三号及び第 年五月一日から施行する。 四号の改正規定、同項第二号の次に一号を加える改正規定並びに附則第三条の規定は、 平成十七

#### (経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に健康増進法(平成十四年法律第百三号)第二十六条第一項の許 又は同法第二十九条第一項の承認を受けている者が行う当該許可又は承認に係る食品の表示につ 十一条第一項第一号ミの規定にかかわらず、 いては、平成十八年三月三十一日までの間は、この省令による改正後の食品衛生法施行規則第二 なお従前の例によることができる。

2 この省令による改正前の食品衛生法施行規則第二十一条第一項第一号シに規定する栄養機能食 この省令による改正後の同号シの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。 附 則 (平成一七年二月二四日厚生労働省令第二〇号) 平成十八年三月三十一日までに製造され、加工され、又は輸入されるものの表示について この省令は、公布の日から施行する。 この省令は、公布の日から施行する。 則 (平成一八年一二月二六日厚生労働省令第一九五号) 則 (平成一八年一一月八日厚生労働省令第一八九号)

この省令は、公布の日から施行する

(施行期日)

(平成一七年三月七日厚生労働省令第二五号) 抄

第

一条 この省令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。 (平成一七年三月二二日厚生労働省令第三四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年四月二八日厚生労働省令第九五号)

この省令は、公布の日から施行する。

則 (平成一七年七月一日厚生労働省令第一〇八号)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)

(経過措置)

いては、平成十八年十二月三十一日までの間は、この省令による改正後の食品衛生法施行規則第又は同法第二十九条第一項の承認を受けている者が行う当該許可又は承認に係る食品の表示につ第二条 この省令の施行の際現に健康増進法(平成十四年法律第百三号)第二十六条第一項の許可 二十一条第一項第一号ヱの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 食品衛生法施行規則第二十一条第一項第一号シに規定する栄養機能食品で、平成十八年十二月 正後の同号ヱの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。 三十一日までに製造され、加工され、又は輸入されるものの表示については、この省令による改

附 則 (平成一七年八月一九日厚生労働省令第一三一号)

この省令は、公布の日から施行する。

則 (平成一七年九月一六日厚生労働省令第一四二号)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)に (経過措置)

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用 することができる。 より使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

(平成一七年九月二八日厚生労働省令第一四七号)

」の省令は、平成十七年十月一日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。 則 (平成一七年一〇月一一日厚生労働省令第一五九号)

則 (平成一七年一一月二八日厚生労働省令第一六五号)

この省令は、公布の日から施行する。

則 (平成一七年一一月二九日厚生労働省令第一六六号)

この省令は、平成十八年五月二十九日から施行する。 (平成一八年四月二八日厚生労働省令第一一六号)

抄

第一条 この省令は、平成十八年五月一日から施行する

施行期日)

(平成一八年五月一六日厚生労働省令第一二〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

(平成一八年九月一二日厚生労働省令第一五八号)

(平成一九年二月二六日厚生労働省令第一一号)

この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式 (以下「旧様式」という。) より使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

することができる。 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用

則 (平成一九年三月三〇日厚生労働省令第四〇号)

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

則 (平成一九年四月二六日厚生労働省令第八一号)

附

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年八月三日厚生労働省令第一〇四号)

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。附 則 (平成一九年一〇月二六日) (平成一九年一〇月二六日厚生労働省令第一三一号)

則 (平成一九年一二月二五日厚生労働省令第一五二号)

この省令は、平成十九年十二月二十六日から施行する。附 則 (平成一九年一二月二五日厚生労働省令第一

この省令は、公布の日から施行する。 則 (平成一九年一二月二八日厚生労働省令第一五六号

則 (平成二〇年三月三一日厚生労働省令第六六号)

(施行期日)

附

第一条 この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。 (経過措置)

| 第二条 この省令の施行により新たに法第六十二条第一項の規定に該当するおもちやのうち、この ては、法第十八条第二項の規定は、適用しない。 省令の公布の日から起算して六月を経過する日までの間に製造され、 又は輸入されるものについ

この省令は、公布の日から施行する。 附 則 (平成二〇年四月二二日厚生労働省令第九八号)

附 (平成二〇年四月三〇日厚生労働省令第一〇三号)

この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日) 則 (平成二〇年六月三日厚生労働省令第一一二号)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。 (経過措置)

省令の規定による改正後の食品衛生法施行規則別表第六に掲げる食品に係る表示については、な第二条 公布の日から起算して二年を経過した日までに製造され、加工され、又は輸入されるこの お従前の例によることができる。

附 則 (平成二〇年六月二七日厚生労働省令第一二二号

この省令は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

則 (平成二〇年七月四日厚生労働省令第一二六号)

この省令は、公布の日から施行する。

```
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            ジピン酸架橋デンプン、アセチル化酸化デンプン、アセチル化リン酸架橋デンプン、オクテニル第二条 平成二十三年三月三十一日までに製造され、加工され、若しくは輸入されるアセチル化ア
第一条 この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   条第一項の規定の適用については、なお従前の例によることができる。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         酸モノエステル化リン酸架橋デンプンを含む食品又は添加物に係る食品衛生法施行規則第二十一
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              デンプン、ヒドロキシプロピルデンプン、リン酸架橋デンプン、リン酸化デンプン若しくはリン
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    コハク酸デンプンナトリウム、酢酸デンプン、酸化デンプン、ヒドロキシプロピル化リン酸架橋
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       (施行期日)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            (経過措置)
                                                                                                                                                                                                                                                                                施行期日)
                                                                                                                                                                                                                                                         条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            この省令は、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行の日(平成二十一年九月一日)から施行
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        この省令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    この省令は、公布の日から施行する。附 則 (平成二一年三月二日厚生
                                                                                                                                                                                                           この省令は、公布の日から施行する。
                                                                   この省令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                  この省令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            この命令は、平成二十三年九月一日から施行する
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         この省令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    この省令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                この省令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       この省令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   この省令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              この省令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                                                              この省令は、平成二十四年七月一日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                附則
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         この省令は、公布の日から施行する。
                                                                                         附 則 (平成二四年一二月二八日厚生労働省令第一六三号)
                                                                                                                                      附則
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         附 則 (平成二三年三月一五日厚生労働省令第二二号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                附 則 (平成二一年八月二八日厚生労働省令第一三八号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  則
                                                                                                                                                                                                                                                                                                    則
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           則 (平成二一年三月二日厚生労働省令第二二号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             則 (平成二二年五月二八日厚生労働省令第七四号)
                                                                                                                                      (平成二四年一一月二日厚生労働省令第一五三号)
                                                                                                                                                                                    (平成二四年六月一三日厚生労働省令第九三号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               (平成二三年七月一九日厚生労働省令第八九号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             (平成二三年六月二八日厚生労働省令第七六号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    (平成二二年一一月一〇日厚生労働省令第一一八号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               (平成二一年六月四日厚生労働省令第一一九号)
                                                                                                                                                                                                                                (平成二三年一二月二七日厚生労働省令第一五五号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                (平成二三年八月三一日内閣府・厚生労働省令第五号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      (平成二二年一二月一三日厚生労働省令第一二四号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 (平成二二年一〇月二〇日厚生労働省令第一一三号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                    (平成二三年一二月二一日厚生労働省令第一五〇号)
                                             (平成二四年一二月二八日厚生労働省令第一六四号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              (平成二〇年一〇月一日厚生労働省令第一五一号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                        抄
                                                                                                                                                                                                                1
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           第一条 この省令は、薬事法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。) に
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       成二十六年十一月二十五日)から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                   (施行期日)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               より使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    (施行期日)
                                                                                                                                                                                                           この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                             この省令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               この省令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       附 則 (平成二五年一〇月一五日この省令は、公布の日から施行する。
                                                                   この省令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                                                              この省令は、食品表示法の施行の日(平成二十七年四月一日)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            この省令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         この省令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            この省令は、公布の日から施行する。附 則 (平成二六年四月一〇日厚
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       この省令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       この省令は、公布の日から施行する。 附 則 (平成二五年三月一二日厚
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         この省令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           この省令は、公布の日から施行する
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               この省令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                  この省令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              附
                                                                                                                                                                                                                                                                                                    附
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          附
                                                                                                                                                                                    附 則 (平成二七年三月三一日厚生労働省令第七〇号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     附
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      この省令は、公布の日から施行する。
                       省令は、公布の日から施行する。
                                                                                       則 (平成二七年五月一九日厚生労働省令第一〇二号)
                                                                                                                                     則 (平成二七年四月一三日厚生労働省令第九三号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    則 (平成二五年七月二四日厚生労働省令第九二号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                   則 (平成二七年二月二〇日厚生労働省令第二三号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                則 (平成二六年一一月一七日厚生労働省令第一二四
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               則 (平成二六年八月八日厚生労働省令第九七号
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          則 (平成二六年七月三〇日厚生労働省令第八七号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    則 (平成二六年四月一〇日厚生労働省令第五六号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             則 (平成二五年一〇月二二日厚生労働省令第一二一号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          則 (平成二五年一〇月一五日厚生労働省令第一一九号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        則 (平成二五年八月六日厚生労働省令第九五号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              則 (平成二五年三月一二日厚生労働省令第二七号)
                                           則 (平成二七年七月二九日厚生労働省令第一二六号)
                                                                                                                                                                                                                                                         則 (平成二七年三月三一日厚生労働省令第五五号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      則 (平成二六年六月一八日厚生労働省令第六九号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              則 (平成二五年一二月四日厚生労働省令第一二六号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   則 (平成二五年五月一五日厚生労働省令第六五号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             (平成二五年二月一日厚生労働省令第九号)
   (平成二七年九月一八日厚生労働省令第一四三号)
                                                                                                                                                                                                                                                          抄
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            抄
                                                                                                                                                               から施行する。
```

伞

(平成二八年九月二六日厚生労働省令第一五〇号)

附 則 (平成二八年一〇月六日厚生労働省令第一六〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

(平成三〇年二月一六日厚生労働省令第一五号)

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

則 (平成三〇年七月三日厚生労働省令第八二号)

この省令は、公布の日から施行する。

(平成三〇年一一月二六日厚生労働省令第一三三号)

二号に掲げる規定の施行の日(平成三十一年四月一日)から施行する。 この省令は、食品衛生法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第四十六号)附則第一条第

(平成三〇年一一月三〇日厚生労働省令第一三六号)

この省令は、農薬取締法の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年十二月一日) から施行

(施行期日) 則 (令和元年五月七日厚生労働省令第一号)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式 (次項において「旧様式」という。) により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるもの

って使用することができる。 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕 1

(令和元年六月六日厚生労働省令第一〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

則 (令和元年六月二八日厚生労働省令第二〇号)

(施行期日)

第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日) カュ

(様式に関する経過措置

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式 (次項において「旧様式」とい う。)<br />
により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用

(令和元年一一月七日厚生労働省令第六八号)

(令和二年六月一日) から施行する。 この省令は、食品衛生法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第四十六号)の施行の日

(令和元年一二月二七日厚生労働省令第八七号)

三号に掲げる規定の施行の日(令和三年六月一日)から施行する。 この省令は、食品衛生法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第四十六号) 附則第一条第

(令和二年一月一五日厚生労働省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。

則 (令和二年三月二七日厚生労働省令第五〇号)

(施行期日)

1 (令和二年六月一日)から施行する。 この省令は、 食品衛生法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第四十六号)の施行の日

(令和二年三月三一日厚生労働省令第六〇号)

則 (令和二年六月一八日厚生労働省令第一三〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

則 (令和二年七月一四日厚生労働省令第一四〇号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、令和二年十二月十五日から施行する。ただし、 十三条第二項第三号の改正規定は、公布の日から施行する。 第一条中食品衛生法施行規則第七

則 (令和二年一二月四日厚生労働省令第一九五号)

この省令は、公布の日から施行する。

則 (令和二年一二月二五日厚生労働省令第二〇八号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

2

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」とい う。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

することができる。 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用

附 則 (令和三年一月一五日厚生労働省令第三号)

(施行期日) 附 則 (令和三年一一月一八日厚この省令は、公布の日から施行する。 則 (令和三年一一月一八日厚生労働省令第一七九号)

(経過措置) この省令は、公布の日から施行する。

2 の日(次項及び第四項において「施行日」という。)に法第五十七条第一項の規定による届出を品を製造する営業に限る。次項及び第四項において同じ。)を行っている者は、この省令の施行五条第三十号の営業(この省令による改正後の食品衛生法施行規則第六十六条の十に規定する食 第五十五条第一項の許可を受けて食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)第三十 したものとみなす。 この省令の施行の際現に食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号。以下「法」という。)

日から起算して六月を経過した日の属する月の末日までに、同項の規定による届出をしなければ一項の許可を受けないで営業を行っている者は、法第五十七条第一項の規定にかかわらず、施行 備及び経過措置に関する政令(令和元年政令第百二十三号)第九条の規定により法第五十五条第 この省令の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の

行日に法第五十七条第一項の規定によりされた届出とみなす。 省令の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないもの(営業に係るものに限る。)は、 □令の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないもの(営業に係るものに限る。)は、施営業を行おうとする者が、施行日前に行った法第五十五条第一項の許可の申請であって、この

則 (令和四年八月三〇日厚生労働省令第一一九号)

この省令は、公布の日から施行する。

則 (令和四年一〇月二六日厚生労働省令第一五一号

この省令は、公布の日から施行する。

則 (令和五年一月一九日厚生労働省令第七号)

この省令は、公布の日から施行する

2 第五十五条第一項の許可を受けて食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)第三十 この省令の施行の際現に食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号。以下「法」という。)

定による届出をしたものとみなす。 この省令の施行の日(次項及び第四項において「施行日」という。)に法第五十七条第一項の規 品を製造する営業に限る。次項及び第四項において単に「営業」という。)を行っている者は、 五条第三十号の営業 (この省令による改正後の食品衛生法施行規則第六十六条の十に規定する食)

- 3 備及び経過措置に関する政令(令和元年政令第百二十三号)第九条の規定により法第五十五条第 この省令の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整 から起算して六月を経過した日の属する月の末日までに、同項の規定による届出をしなければ 項の許可を受けないで営業を行っている者は、法第五十七条第一項の規定にかかわらず、施行
- 4 行日に法第五十七条第一項の規定によりされた届出とみなす。 省令の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないもの ¶令の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないもの(営業に係るものに限る。)は、施営業を行おうとする者が、施行日前に行った法第五十五条第一項の許可の申請であって、この

#### 則 (令和五年七月二六日厚生労働省令第九九号)

この省令は、公布の日から施行する。 附

#### 則 (令和五年八月三日厚生労働省令第一〇一号)

第一条 この省令は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅 業法等の一部を改正する法律(令和五年法律第五十二号)の施行の日から施行する。 (施行期日)

(食品衛生法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 施行日前に食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第四条第七項に規定する営業 食品衛生法施行規則第六十七条の規定の適用については、なお従前の例による。 (同法第六十八条第三項に規定する場合を含む。)を譲り受けた者に係るこの省令による改正前の

#### 則 (令和五年一一月三〇日厚生労働省令第一四九号)

この省令は、令和七年六月一日から施行する。 附 則 (令和六年三月一日厚生労働省令第三二号)

# 則

抄

この省令は、公布の日から施行する。

#### (施行期日) (令和六年三月一九日厚生労働省令第四六号)

附

一条 この省令は、公布の日から施行する。

第

(施行期日)

#### 附 則 (令和六年三月二九日厚生労働省令第六五号)

抄

一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

づく特定社会基盤事業者等に関する省令の廃止) (厚生労働省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の 確保の推進に関する法律に基

第二条 厚生労働省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律 に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令(令和五年厚生労働省令第百三号) は、 廃止する。

> 製 品 横っ音っ合 製品投查含格証

> > 쥥

様式第1号(第二十六条関係)

1 この用紙の大きさは、甲は縦22ミリメートル、横104ミリメートル、乙は縦14 ミリメートル、横55ミリメートル、丙は縦14ミリメートル、横30ミリメートルと 2 記号は、次の表の区分によるものとする。

€

| A |       |
|---|-------|
| В |       |
| С | タール色素 |
| D |       |
| Е |       |
| F |       |
| G |       |
| Н |       |
| I |       |
| J |       |
| K |       |
| L |       |
| М |       |
| N |       |
| P |       |

- 3 重量は、甲及び乙にあつては三桁のアラビヤ数字をもつて、例えば「015」のように表わし、丙にあっては一桁のアラビヤ数字をもつて、例えば「1」のように表わすものとする。この場合、小数点以下は四捨五入するものとし、単位がキログラムのときは、末尾に「k」の文字を附するものとする。
   4 検査実施者は、厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市等市長又は登録検査機関とする。

様式第五号(第三十八条関係) 収印 入紙 申 請 書 録 月 日 厚生労働大臣 殿 所 在 地 名 称 代表者の氏名 の登録検査機関の登録を受けたいので、同法第31条の規定 食品衞生法

により次のとおり申請します。

- 1 製品検査の種類
- 2 製品検査を行う事業所の名称及び所在地

- 1 用紙の大きさは、A列4番とすること。
- 2 製品検査の種類は、食品衛生法別表の第1欄に掲げる製品検査の種類を記入するこ
- 3 第38条各号に掲げる書類を添付すること。
- 4 収入印紙は、消印をしないこと。

```
様式第六号(第三十九条関係)
  収印
     入紙
                                       月
 厚生労働大臣 殿
                        所 在 地
                        名
                              称
                        代表者の氏名
 第25条第1項
第26条第1項
第26条第2項
第26条第2項
第26条第3項
                の登録検査機関の登録の更新を受けたいので、同法第34条
第1項の規定により、次のとおり申請します。
1 登録番号
2 登録の有効期限
                   年 月 日
3 製品検査の種類
4 製品検査を行う事業所の名称及び所在地
備考
 1 用紙の大きさは、A列4番とすること。
  2 第39条各号に掲げる書類を添付すること。
  3 収入印紙は、消印をしないこと。
```

```
様式第八号(第四十一条関係)
            登録事項変更届
                                月 日
  厚生労働大臣 殿
                    代表者の氏名
次の事項の変更について、食品衛生法第36条第2項の規定により届け出ます。
1 変更の内容
2 変更の理由
```

備考 1 用紙の大きさは、A列4番とすること。

3 変更の年月日

2 変更の内容については、変更前及び変更後を対照して記載すること。

様式第九号(第四十二条関係)

業務規程認可申請書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

所 在 地 名 代表者の氏名

業務規程の認可を受けたいので、食品衛生法第37条第1項の規定により別添のとおり申請

します。 備考 用紙の大きさは、A列4番とすること。

```
様式第十号(第四十二条関係)
            業務規程変更認可申請書
 厚生労働大臣 殿
```

名

年 月 日

代表者の氏名

業務規程の変更の認可を受けたいので、食品衛生法第37条第1項の規定により別添のとお

- り申請します。 1 変更の内容
- 2 変更の理由

- 備考 1 用紙の大きさは、A列4番とすること。
- 2 1は、変更前及び変更後を対照して記載すること。

様式第十一号(第四十三条関係)

業務 休止 許可申請書

年 月 日

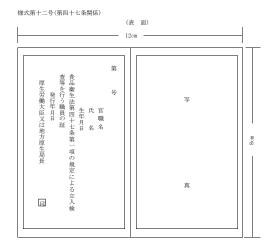
厚生労働大臣 殿

名 称 代表者の氏名

製品検査の業務の  $\frac{ \text{全部}}{-\text{ar}}$  の  $\frac{ \text{休止}}{\text{廃止}}$  の許可を受けたいので、食品衛生法第38条の規定により次のとおり申請します。

- 1 休止 しようとする製品検査の業務の範囲 体止 の年月日
- 3 休止の期間

4 休止 廃止 の理由 備考 用紙の大きさは、A列4番とすること。



をする職権を行う者で、その関係条文は、次のとおりである。 をする職権を行う者で、その関係条文は、次のとおりである。 食品衛生法抜粋 第四十七条 厚生労働大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 第二十八条第二項及び第三項の規定に、前項の場合に準用する。 第二十八条(第一項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。 第二十八条(第一項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。 第二十八条(第一項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(表面)

様式第十三号(第六十六条関係)

(裏面)

A列4番

| 様式第十四号(第七十五                       | 条関係)           |                |            |              | Artsite                         | 事件票                  |            |              |              |       |                  |          |        |     |
|-----------------------------------|----------------|----------------|------------|--------------|---------------------------------|----------------------|------------|--------------|--------------|-------|------------------|----------|--------|-----|
| F                                 |                |                |            |              | 美中海                             | 學行業                  |            |              |              |       |                  |          |        |     |
|                                   |                |                |            |              |                                 |                      | 都道所        | F県等事件        | 香号           |       |                  |          |        |     |
| 保健所符号                             |                |                |            |              |                                 |                      | 保備         | i所事件番:       | 6            |       |                  |          |        | Τ   |
|                                   | e turnin       |                |            | Arr          | Table of Person                 |                      |            |              | -Lower       |       |                  |          | rrmed  | _   |
| 原因となった家<br>(1) 庭・業者・施設等           |                |                |            | 部            | 道府県                             |                      |            |              | 市郡           |       |                  |          | 区町     | 3   |
| の所在地                              | 3 不明           |                |            |              |                                 |                      |            |              |              |       |                  | Œ.       |        | Ξ   |
| (2) 初発患者<br>(3) 原因となつた業           | 発病年月日          | -              |            |              | 年                               | 月 日                  | 保健所        | 受理年月日        |              |       |                  | 华        | 1      | B   |
| 者・施設等の名称                          |                |                |            | 3 学校         |                                 |                      |            | T at Ale     |              |       | 飲食店              |          |        | _   |
|                                   | 1 家庭<br>2 事業場  |                |            | A 給          | 食施設                             |                      | В          | c その他<br>寄宿舎 |              | 7     | 販売店              |          |        |     |
| 原因となつた家                           |                |                |            |              | 単独調理 幼稚                         |                      |            | その他<br>病院    |              |       | 製造所<br>仕出屋       |          |        |     |
| <ul><li>(4) 庭・業者・施設等の種別</li></ul> | ь 保証           | 所              |            | t            | 2 小学                            | 校                    | A          | 給食施設         |              | 10    | 採取場              |          |        |     |
| V2198.091                         | c 老/<br>B 寄宿会  |                |            |              | <ul><li>中学</li><li>その</li></ul> |                      |            | 寄宿舎          |              |       | l その他<br>2 不明    |          |        |     |
|                                   | C そのf          |                |            |              | 共同調理                            |                      |            | 除館           |              |       | 1199             |          |        |     |
| (5) 原因食品名                         | (魚介類)          |                |            | 5 その         | 4és                             |                      | re-        | F菜及びその       | nmTE.        | 1     | 3 菓子類            |          |        | _   |
|                                   | 1 貝類           |                |            | 6 肉類         | 及びその                            |                      | 10         | 豆類           | · //www.pp.  | 1-    | 1 複合調            | 理食品      |        |     |
| (6) 原因食品の種別                       | 2 ふぐ<br>3 その他  |                |            | 7 卵類<br>8 乳類 |                                 |                      |            | きのこ類<br>その他  |              |       | 5 その他<br>6 不明    |          |        |     |
|                                   | 〔魚介類加          | 工品)            |            | 9 較類         |                                 |                      | 22.        |              |              | - "   | 1-91             |          |        |     |
|                                   | 4 魚肉練          | ) 製品<br>り種別番号  |            |              |                                 |                      |            |              |              | -     |                  |          |        | _   |
| (7) 原因食品の判定                       | 所以及100年        |                |            |              | 1                               |                      |            | 1            |              |       |                  | 1        |        | _   |
| (8) 摂取場所                          | 推              | 定              |            |              | 2                               |                      |            | 2            |              |       |                  | 2        |        | Ξ   |
| (O) 32;4K-99171                   | 1 家庭           |                |            | B 寄          |                                 |                      |            | c 中学校        |              |       | B 寄宿台            |          |        | _   |
|                                   | 2 事業場<br>A 食堂3 | 7 t-) 155 siz  |            | C そ<br>3 学校  |                                 |                      | D          | d その他<br>寄宿舎 | Į.           |       | C そのf<br>旅館      | <u>b</u> |        |     |
| (9) 摂取場所の種別                       | a 3F3          | 前等             |            | A ft         | 堂又は老                            | 室                    | C          | その他          |              | 6     | 飲食店              |          |        |     |
|                                   | b 保7           | 育所<br>しホーム     |            |              | 幼稚園<br>小学校                      |                      | 4 :        | 病院<br>病室     |              |       | その他<br>不明        |          |        |     |
| (10) 摂取場所におけ                      | 1 有            | 2              | 無          |              | 不明                              |                      |            | 773.25       |              | -     | 11:91            |          |        | _   |
| る調理の有無別<br>(11) 病因物質              |                |                |            |              |                                 |                      |            |              |              |       |                  |          |        | _   |
| (12) 病因物質の種別                      | 1 サルモ          |                |            |              | / ウス菌                           |                      |            | バラチフ         |              |       | 22 その作           |          | 1.     | _   |
|                                   | 2 ぶどう<br>3 ボツリ | 球菌<br>ヌス菌      |            |              | レシニア<br>チカ                      | ・エンテロ                | ⊐ 16<br>17 | その他の<br>ノロウイ | 細菌ルス         |       | 23 化学特<br>24 植物性 |          |        |     |
|                                   | 4 腸炎ビ          | プリオ            |            | 10 カ         | ンピロノ                            | 〈クター・                | ジ 18       | その他の         | ウイルス         |       | 25 動物性           | E自然毒     |        |     |
|                                   |                | 血性大腸菌<br>の病原大腸 |            | 11 ±         | ジュニ/<br>グビブリ                    | <sup>イ</sup> コリ<br>オ |            | クドア<br>サルコシ  | スティス         | - 1   | 26 そのf<br>27 不明  | <u>t</u> |        |     |
|                                   | 7 ウエル          |                |            | 12 コ<br>13 赤 | レラ菌                             |                      | 21         | アニサキ         | Z            |       |                  |          |        |     |
|                                   |                |                |            | 13 亦         |                                 |                      |            |              |              |       |                  |          |        |     |
| (13) 検査の状況                        | 検査状況           | #              |            | 患者からお<br>と物  |                                 | その他の                 | 者から        | 食品           | 1            | 器具・容  | 器包装              | その       | )他     |     |
|                                   | 検査             | の有無            |            | 有 2          | 無                               | 1 有 2                | 無          | 1 有 2        | 無            | 1 有 2 | 無                | 1 有 :    | 無      | _   |
|                                   | 病因物            | 質の有無<br>場合のみ記録 | ∌) 3       | 有 4          | 無                               | 3 有 4                | 無          | 3 有 4        | 無            | 3 有 4 | 無                | 3 有      | #      |     |
| (14)                              | Filth          |                | -          |              |                                 |                      |            |              |              |       |                  |          |        | _   |
| 患者死者の別                            | 総数             | 0歳             | $1 \sim 4$ | 5~9          | 10~14                           | 15~19                | 20~29      | 30~39        | $40 \sim 49$ | 50~59 | 60~69            | 70~      | 不明     | 9   |
| W. mark                           | _              |                |            |              |                                 |                      |            | -            |              |       |                  |          |        | _   |
| 者 男 思有 死者(再揭) 患者                  |                |                |            |              |                                 | 1                    |            |              |              |       |                  |          |        | _   |
|                                   |                |                |            |              |                                 |                      |            |              |              |       |                  |          |        | _   |
| 死者(再掲)                            |                |                | 死者         | -96          |                                 |                      |            | 摂食           | SC-964       |       |                  |          |        | _   |
| 状 患者数<br>況 合語                     | +              | 名              | (再         |              | 合計                              |                      | 4          | E IND.       | El 304       |       |                  |          | 4      | 名   |
| 移                                 | 県              |                |            |              |                                 |                      | 健所から       |              |              |       |                  |          | 枚      | Ξ   |
| 送                                 | 界              |                |            |              |                                 |                      | 健所から       |              |              |       |                  |          | 枚<br>枚 | -   |
| 備考                                |                |                |            |              |                                 |                      |            |              |              |       |                  |          |        | _   |
| -5                                |                |                |            |              |                                 |                      |            |              |              |       |                  |          | A₹04#  | SE: |
|                                   |                |                |            |              |                                 |                      |            |              |              |       |                  |          | 17711  | er. |

 
 様式第十五号(第七十六条関係)

 F
 食中毒事件調查結果報告書

 令和 年 月 日
 都道府県知事等 (3)

 摩生労働大区 殿令和 年 月分食中毒事件調查の結果を下記の通り報告する。 食中毒事件票
 枚

 (内駅)
 核因物質名
 患者数
 死者数
 原因食品名

```
別表第一(第十二条関係)
                                  四四四十十十三二一
                                                                                               三十八
                                                                                                                       三十六
                                                                                                                                              三十四
                                                                                                                                                                                                                                                                                                            <u>二</u>
十
                                                                     四十 アルギン酸プロピレングリコールエステル
                                                                                                           三十七
                                                                                    三十九
                                                                                                                                    三十五
                                                                                                                                                            三十三
                                                                                                                                                                                                                                                                                   二十三
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         <u>-</u>
                                                                                                                                                                        三十二
                                                                                                                                                                                                                                               二十六
                                                                                                                                                                                                                                                            十五五
                                                                                                                                                                                                                                                                                                 一十二
                                                                                                                                                                                                                                     二十七
                                                                                                                                                                                                                                                                         二十四
                                                                                                                                                                                                                        一十八
                                                                                                                                                                                                            十九
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              L―アスコルビン酸ステアリン酸エステル(別名ビタミンCステアレ
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           L―アスコルビン酸2―グルコシド
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        L―アスコルビン酸カルシウム
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   L-アスコルビン酸(別名ビタミンC)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    亜塩素酸ナトリウム
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                亜塩素酸水
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            亜鉛塩類 (グルコン酸亜鉛及び硫酸亜鉛に限る。)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 亜硝酸ナトリウム
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            アジピン酸
                                                                                                                                                                                                アミルアルコール
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       アセトアルデヒド
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       アセスルファムカリウム(別名アセスルファムK)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    アスパルテーム (別名L—α—アスパルチル—L—フェニルアラニンメチルエステル)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           アスパラギナーゼ
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       L-アスコルビン酸パルミチン酸エステル (別名ビタミンCパルミテー
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  L―アスコルビン酸ナトリウム(別名ビタミンCナトリウム)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       酸化窒素
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   アセチル化リン酸架橋デンプン
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                アセチル化酸化デンプン
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          アセチル化アジピン酸架橋デンプン
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               L―アスパラギン酸ナトリウム
                                                                                   アルギン酸ナトリウム
                                                                                                                                                                                                           (3―アミノ―3―カルボキシプロピル)ジメチルスルホニウム塩化物
                                                                                                                                                                                  αーアミルシンナムアルデヒド
                                  安息香酸ナトリウム
                                               安息香酸
                                                           アルゴン
                                                                                              アルギン酸カルシウム
                                                                                                           アルギン酸カリウム
                                                                                                                      アルギン酸アンモニウム
                                                                                                                                                         亜硫酸水素アンモニウム水
                                                                                                                                                                                                                      β-アポー8'-カロテナール
                                                                                                                                                                                                                                   アニスアルデヒド(別名パラメトキシベンズアルデヒド)
                                                                                                                                                                                                                                               アドバンテーム
                                                                                                                                                                                                                                                                                                 アセトフェノン
                                                                                                                                                                                                                                                                                                           アセト酢酸エチル
アンモニウムイソバレレー
           アンモニア
                       アントラニル酸メチル
                                                                                                                                    L―アルギニンL―グルタミン酸塩
                                                                                                                                                                        DL-アラニン
                                                                                                                                                                                                                                                            アゾキシストロビン
                                                                                                                                                                                                                                                                        亜セレン酸ナトリウム
                                                                                                                                                                                                                                                                                   アセトン
                                                                                                                                              硫酸ナトリウム(別名亜硫酸ソーダ)
                       (別名アンスラニル酸メチル)
                                                                                                                                                                                  (別名 α ―アミルシンナミックアルデヒド)
                                                                                                                  八十一
                                                                                                                                                                                                                   七十四四
                                                                                                                                                                                                                                                                    七十一
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  六十二
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          五十二
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       五十一
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   五.十
                                               八十六
                                                            八十五
                                                                           八十四
                                                                                                      八十二
                                                                                                                                                                                七十七
                                                                                                                                                                                            七十六
                                                                                                                                                                                                       七十五
                                                                                                                                                                                                                                七十三
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 六十六
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             六十五
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     六十三
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  五十八
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           五十六
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      五十五
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   五十四
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               五十三
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               五十七
                                                                                           八十三
                                                                                                                                                                                                                                             七十二
                                                                                                                                                                                                                                                         混合物
                                                                                                                                                                                                                                                                                 エステル類
                                                                                                                               エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          イソプロパノール
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     イソオイゲノール
                                                                                                                                                                                                                                                                     2-エチル-3・5-ジメチルピラジン及び2-エチル-3・6-ジメチルピラジンの
                                                                                                                                                                   5-エチル-2-メチルピリジン
                                                                                                                                                                                           2-エチル-5-メチルピラジン
                                                                                                                                                                                                                                2-エチルピラジン
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  イソペンチルアミン
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              イソプロピルアミン
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       イソ吉草酸イソアミル
                       塩化第二鉄
                                                                                                                                                                                2-エチル-6-メチルピラジン
                                                                                                                                                                                                        2-エチル-3-メチルピラジン
                                                                                                                                                                                                                    3-エチルピリジン
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     5'―ウリジル酸二ナトリウム
          塩化マグネシウム
                                  塩化カルシウム
                                              塩化カリウム
                                                           塩化アンモニウム
                                                                          エルゴカルシフェロー
                                                                                          エリソルビン酸ナトリウム(別名イソアスコルビン酸ナトリウム)
                                                                                                      エリソルビン酸
                                                                                                                    エーテル類
                                                                                                                                                        エチレンジアミン四酢酸カルシウムニナトリウム
                                                                                                                                                                                                                                            エチルバニリン(別名エチルワニリン)
                                                                                                                                                                                                                                                                                             エステルガム
                                                                                                                                                                                                                                                                                                         γ ― ウンデカラクトン (別名ウンデカラクトン)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 インドール及びその誘導体
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         5、一イノシン酸二ナトリウム
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       L-イソロイシン
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       イソブチルアルデヒド
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    イソブチルアミン
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           イソバレルアルデヒド
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     イソチオシアン酸アリル (別名揮発ガイシ油)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  イソチオシアネート類
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            イソ吉草酸エチル
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                イソアミルアルコール
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              イマザリル
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               イソブタノール
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                イソキノリン
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            イオン交換樹脂
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         イオノン(別名ヨノン)
                                                                                                      (別名イソアスコルビン酸)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 (毒性が激しいと一般に認められるものを除く。)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       (別名イソブタナー
                                                                       (別名カルシフェロール又はビタミン p.
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          (別名5)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     (別名5'―ウリジル酸ナトリウム)
                                                                                                                               (別名EDTA二ナトリウム)
                                                                                                                                                        (別名EDTAカルシウムニナトリウ
```

```
百二十六
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           九十五
                                                                                                       百二十五
                                                                                                                                                   百二十
                                                                                                                                                           百十九
                                                                                                                                                                    百十八
                                                                                                                                                                             百十七
                                                                                                                                                                                     百十六
                                                                                                                                                                                              百十五
                                                                                                                                                                                                       百百百百百十十十十十四三二一。
                                                                                                                                                                                                                                                  百百九八
                                                                                                                                                                                                                                                                    百七
                                                                                                                                                                                                                                                                            百六
                                                                                                                                                                                                                                                                                    百
五
                                                                                                                                                                                                                                                                                             百
四
                                                                                                                                                                                                                                                                                                              <u>百</u>百
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         九 九 九 九
十 十 十
九 八 七 六
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     九十四
                         百三十四
                                           百三十二 グルコン酸ナトリウム
                                                   百三十一 グルコン酸第一鉄 (別名グルコン酸
                                                            百三十 グルコン酸カルシウム
                                                                     百二十九 グルコン酸カリウム
                                                                                                               百二十四
                                                                                                                         百二十三
                                                                                                                                 百二十二
                                                                                                                                           百二十一
                                                                                                                                                                                                                                                                                                               過硫酸アンモニウム
                                                                                                                                                                                                                                          キシリトール(別名キシリット)
                                                                                                                                                                                                                                                  ギ酸シトロネリル
                                                                                                                                                                                                                                                            ギ酸ゲラニル
                                                                                                                                                                                                                                                                    ギ酸イソアミル
                                                                                                                                                                                                                                                                                             カルボキシメチルセルロースナトリウム
                                                                                                                                                                                                                                                                                                      カルボキシメチルセルロースカルシウム
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        カゼインナトリウム
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |酸化ベンゾイル
                                                                                                                                                                                                                                                                             カンタキサンチン
                                                                                                                                                                                                                                                                                      β―カロテン(別名 β―カロチン)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 過酢酸
                                                                                                                                                   クエン酸鉄アンモニウム
                                                                                                                                                                                       ク
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         過酸化水素
                                                                                                                                                             ク
                                                                                                                                                                      ク
                                                                                                                                                                              ク
                                                                                                                                                                                              クエン酸三エチル
                                                                                                                                                                                                                クエン酸
                                                                                                                                                                                                                        5'―グアニル酸二ナトリウム
                                                                                                                                                                                                                                  キチングルカン
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           オクテニルコハク酸デンプンナトリウム
                                                                                                                                                                                                       クエン酸イソプロ
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           オレイン酸ナトリウム
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   オルトフェニルフェノール及びオルトフェニルフェノー
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   オクタン酸エチル(別名カプリル酸エチル)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             オクタン酸
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      オクタナール
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               オイゲノー
                                                                              グルコン酸
                                                                                      グルコノデルタラクトン(別名グルコノラクトン)
                                                                                               グリチルリチン酸二ナトリウム
                                   グルタミルバリルグリシン
                                                                                                                         グリセリン(別名グリセロ
                                                                                                               グリセリン脂肪酸エステル
                                                                                                                                   グリシン
                                                                                                                                           クエン酸三ナトリウム(別名クエン酸ナトリウム)
                                                                                                        グリセロリン酸カルシウム
               L―グルタミン酸アンモニウム
                         L―グルタミン酸
                                                                                                                                                            エン酸鉄
                                                                                                                                                                    エン酸第一鉄ナトリウム
                                                                                                                                                                             エン酸カルシウム
                                                                                                                                                                                      エン酸一カリウム及びクエン酸三カリウム
L―グルタミン酸カルシウム
        ―グルタミン酸カリウム
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      (別名オクチルアルデヒド又はカプリルアルデヒド)
                                                                                                                                                                                                       ピル
                                                                                                                                                                    (別名クエン酸鉄ナトリウム)
                                                                                                                                                                                                                        (別名5'―グアニル酸ナトリウム)
                                                                                                                                                                                                                                                                                             (別名繊維素グリコー
                                                                                                                                                                                                                                                                                                      (別名繊維素グリコー
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    ルナトリウム
                                                                                                                                                                                                                                                                                                      ·ル酸カルシウム)
                                                                                                                                                                                                                                                                                             酸ナトリウム)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                     百五十九
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        百四十六
                                                            百七十六
                                                                                                                                           百六十七
                         百八十
                                  百七十九
                                                                                                                 百七十
                                                                                                                                                                                                         百六十
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             百四十
                                           百七十八
                                                    百七十七
                                                                      百七十五
                                                                                                         百七十一
                                                                                                                          百六十九
                                                                                                                                   百六十八
                                                                                                                                                    百六十六
                                                                                                                                                             百六十五
                                                                                                                                                                      百六十四
                                                                                                                                                                               百六十三
                                                                                                                                                                                                百六十一
                                                                                                                                                                                                                 百五十九
                                                                                                                                                                                                                           百五十八
                                                                                                                                                                                                                                   百五十七
                                                                                                                                                                                                                                           百五十六
                                                                                                                                                                                                                                                     百五十五
                                                                                                                                                                                                                                                             百五十四
                                                                                                                                                                                                                                                                      百五十三
                                                                                                                                                                                                                                                                               百五十二
                                                                                                                                                                                                                                                                                          百五十一
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       百四十八
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               百四十七
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          百四十四
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  百四十三
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           百四十二
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    百四十一
百八十三 シクロヘキシルプロピオン酸アリル
         百八十二 2・3―ジエチル―5―メチルピラジン
                  百八十一
                                                                              百七十四
                                                                                       百七十三
                                                                                                百七十二
                                                                                                                                                                                       百六十二
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      百三十九
                                                                                                                 サッカリンカルシウム
                         次亜硫酸ナトリウム(別名ハイドロサルファイト)
                                                                                                                                                                                                         酢酸テルピニル
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     ケイ酸マグネシウム
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        ゲラニオール
                 2・3―ジエチルピラジン
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  ケイ皮酸エチル
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            ケイ皮酸
                                                             三二酸化鉄(別名三酸化二鉄又はベンガラ)
                                                                                               サリチル酸メチル
                                                                                                         サッカリンナトリウム(別名溶性サッカリン)
                                                                                                                           サッカリン
                                                                                                                                   酢酸リナリル
                                                                                                                                           酢酸1―メンチル
                                                                                                                                                    酢酸ベンジル
                                                                                                                                                            酢酸ブチル
                                                                                                                                                                              酢酸ビニル樹脂
                                                                                                                                                                                       酢酸ナトリウム
                                                                                                                                                                                                酢酸デンプン
                                                                                                                                                                                                                  酢酸シンナミル
                                                                                                                                                                                                                          酢酸シトロネリル
                                                                                                                                                                                                                                  酢酸シクロヘキシル酢酸ゲラニル
                                                                                                                                                                                                                                                                               コンドロイチン硫酸ナトリウム
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                高度サラシ粉
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          ケイ皮酸メチル
                                   次亜臭素酸水
                                           次亜塩素酸ナトリウム(別名次亜塩素酸ソーダ)
                                                    次亜塩素酸水
                                                                     酸化マグネシウム
                                                                              酸化デンプン
                                                                                       酸化カルシウム
                                                                                                                                                                      酢酸フェネチル
                                                                                                                                                                                                                                                    酢酸カルシウム
                                                                                                                                                                                                                                                                     酢酸イソアミル
                                                                                                                                                                                                                                                                                         コレカルシフェロール(別名ビタミン
                                                                                                                                                                                                                                                                                                     ハク酸二ナトリウム
                                                                                                                                                                                                                                                                                                              コハク酸一ナトリウム
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       コハク酸
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  ケトン類
                                                                                                                                                                                                                                                             酸エチル
```

(別名酢酸フェニルエチル)

(別名1-

・酢酸メンチル)

```
百三十八
ケイ酸カルシウム
                L―グルタミン酸マグネシウム
                              ―グルタミン酸ナトリウム (別名グルタミン酸ソーダ)
```

```
百九十五
                                                                                                                                                                                                                                                                                                二百九
                                                                                                                                                                                                                                                                                                              二百八
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   二百三
                                         二百二十六
                                                      二百二十五
                                                                    二百二十四
                                                                                                            二百二十一
                                                                                                                         二百二十
                                                                                                                                         二百十九
                                                                                                                                                                   二百十七
                                                                                                                                                                                  二百十六
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            二百七
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         二百六
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       三百五
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     三百四
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  二百二
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               三百一
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            二百 2・5―ジメチルピラジン
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           百九十九
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        百九十八
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     百九十七
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   百九十六
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               百九十四
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              百九十三
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           百九十二
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        百九十一 ジフェノコナゾール
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      百九十 ジフェニル (別名ビフェニル)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      百八十九
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  百八十八
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                百八十七
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             百八十六
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            百八十五
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         百八十四
                                                                                  二百二十三
                                                                                              二百二十二
                                                                                                                                                       二百十八
                                                                                                                                                                                               二百十五
                                                                                                                                                                                                                                          二百十二
                                                                                                                                                                                                                                                       二百十一
                                                                                                                                                                                                                                                                                    二百十
                                                                                                                                                                                                             一百十四
                                                                                                                                                                                                                           一百十三
                                                                                                                                                                                                                                                                      7
                                                                                                                                                                                                                                                                                  DL―酒石酸水素カリウム(別名dl―酒石酸水素カリウム又はDL―重酒石酸カリウ
                                                                                                                                                                                                                                                                                               L―酒石酸カルシウム(別名d―酒石酸カルシウム)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                              L―酒石酸カリウム(別名d―酒石酸カリウム)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            DL―酒石酸カリウム(別名dl―酒石酸カリウム)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       DL-酒石酸(別名dl-
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      臭素酸カリウム
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   シュウ酸
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  2・6-ジメチルピリジン
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               2・6―ジメチルピラジン
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         L-酒石酸(別名d-酒石酸)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           ジブチルヒドロキシトルエン
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             ジベンゾイルチアミン
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   1・8―シネオール(別名ユーカリプトー
                                                                                                                          食用赤色一〇四号(別名フロキシン)
                                                                                                                                                                                                                                                    L―酒石酸水素カリウム(別名d―酒石酸水素カリウム又はL―重酒石酸カリウム)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           2・3―ジメチルピラジン
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   脂肪族高級アルデヒド類(毒性が激しいと一般に認められるものを除く。)脂肪族高級アルコール類
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  脂肪酸類
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               ジベンゾイルチアミン塩酸塩
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               シトラール
                                                                                                                                                      食用赤色四〇号(別名アルラレッドAC)及びそのアルミニウムレーキ
                                                                                                                                                                   食用赤色三号(別名エリスロシン)及びそのアルミニウムレー
                                                                                                                                                                                食用赤色二号(別名アマランス)及びそのアルミニウムレーキ
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        脂肪族高級炭化水素類(毒性が激しいと一般に認められるものを除く。)
                                                                                                                                        食用赤色一〇二号(別名ニューコクシン)
                                                                                                                                                                                               硝酸ナトリウム
                                                                                                                                                                                                             硝酸カリウム
                                                                                                                                                                                                                           L―酒石酸ナトリウム(別名d―酒石酸ナトリウム)
                                                                                                                                                                                                                                        DL-酒石酸ナトリウム (別名 d l - 酒石酸ナトリウム)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   シトロネロール
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 シトロネラール
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            5'―シチジル酸二ナトリウム(別名5'―シチジル酸ナトリウム)
                                                                                               食用赤色一〇六号(別名アシッドレッド)
                                                                                食用黄色四号(別名タートラジン)及びそのアルミニウムレーキ
                                                                                                           食用赤色一〇五号(別名ローズベンガル)
                                         食用青色一号
                                                     食用緑色三号(別名ファストグリーンFCF)及びそのアルミニウムレーキ
                                                                    食用黄色五号(別名サンセットイエローFCF)及びそのアルミニウムレーキ
            ショ糖脂肪酸エステル
シリコーン樹脂
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          ―システイン塩酸塩
                          (別名インジゴカルミン)及びそのアルミニウムレーキ
                                       (別名ブリリアントブルーFCF)及びそのアルミニウムレーキ
(別名ポリジメチルシロキサン)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       -酒石
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      ル
                                                                                                                                                                      丰
            二百六十八
                          二百六十七
                                        二百六十六
                                                                                                                                                                                                                                                     二百五十六
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      二百五十二 炭酸ナトリウム (結晶物の場合にあつては別名炭酸ソーダ、無水物の場合にあつて
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  二百三十四
                                                      二百六十五
                                                                                  二百六十三
                                                                                                                                                                                        二百五十九
                                                                                                                                                                                                        二百五十八
                                                                                                                                                                                                                                                                            二百五十五
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     二百五十一
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   二百五十
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           二百三十八
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       二百三十七
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     二百三十六
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    二百三十五
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            二百三十一
二百六十九
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 二百四十二
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 二百三十三
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 二百四十九
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          二百四十六
                                                                                                                                                                                                                                                                                             一百五十四
                                                                                                                                                                                                                                                                                                            百五十三
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       一百四十五
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       一百四十四
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                一百四十一
                                                                    一百六十四
                                                                                                              一百六十二
                                                                                                                                                                                                                                一百五十七
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              一百四十八
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            一百四十七
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    一百四十三
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             一百四十
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             一百三十九
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             百三十二
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         一百三十 シンナミルアルコール (別名ケイ皮アルコー
                                                                                                 \
_°
                                                                                                                           百六十一
                                                                                                                                           |百六十|| チアミンラウリル硫酸塩(別名ビタミンB|ラウリル硫酸塩|
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         は別名ソーダ灰)
                                                                                                                                                                 ―ジスルホン酸塩又はビタミンBナフタレン―1・5―ジスルホン酸塩
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 炭酸水素カリウム(別名重炭酸カリウム又は酸性炭酸カリウム)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             ステアロイル乳酸ナトリウム
                                                                                                                                                                                      チアミンナフタレン―1・5―ジスルホン酸塩(別名チアミンナフタリン―
                                                                                                                                                                                                                                                  チアミン硝酸塩(別名ビタミンB硝酸塩)
                                                                                                                                                                                                                                                                           チアミン塩酸塩(別名ビタミン
                                                                                                                                                                                                                                                                                                           炭酸マグネシウム
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     炭酸水素ナトリウム(別名重炭酸ナトリウム又は重炭酸ソーダ)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 炭酸水素アンモニウム(別名重炭酸アンモニウム)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            ステアロイル乳酸カルシウム
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            シンナムアルデヒド(別名ケイ皮アルデヒド)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        ソルビン酸カルシウム
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                ソルビタン脂肪酸エステル
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         ステアリン酸マグネシウム
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       ステアリン酸カルシウム
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   水酸化マグネシウム
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 水酸化ナトリウム(別名カセイソーダ)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                水酸化カルシウム(別名消石灰)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             水酸化カリウム(別名カセイカリ)
                         鉄クロロフィリンナトリウム
                                       デカン酸エチル (別名カプリン酸エチル)
                                                     デカノール(別名デシルアルコール)
                                                                                                               チオー
                                                                                                                          チオエーテル類(毒性が激しいと一般に認められるものを除く。)
                                                                                                                                                                                                     チアミンチオシアン酸塩(別名ビタミンBロダン酸塩)
                                                                                                                                                                                                                            チアミンセチル硫酸塩(別名ビタミンBセチル硫酸塩)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             炭酸カリウム(無水)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            炭酸アンモニウム
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     ソルビン酸
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  D―ソルビトール(別名D―ソルビット)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      スクラロース(別名トリクロロ
2・3・5・6―テトラメチルピラジン
             5・6・7・8-テトラヒドロキノキサリン
                                                                    デカナール(別名デシルアルデヒド)
                                                                                                                                                                                                                                                                                             チアベンダゾール
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                炭酸カルシウム
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      ソルビン酸カリウム
                                                                                  Lーテアニン
                                                                                                              -
ル
類
                                                                                                              (別名チオアルコール類) (毒性が激しいと一般に認められ
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              (別名ステアリル乳酸カルシウム)
                                                                                                                                                                                                                                                                        〉B 塩酸塩)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       ガラクトスクロース)
                                                                                                               るものを除
                                                                                                                                                                                         1
5
```

```
三百九
                                                                                                        三百八
                                                                                                                                   三百六
                                                                                                                                                                                                      三百二
           三百十五
                                                                                                                                                              三百四
                                                                                                                                                                                                                   三百
                                       三百十三
                                                    三百十二
                                                                 三百十一
                                                                               三百十
                                                                                                                      三百七
                                                                                                                                                 三百五
                                                                                                                                                                            三百三
                                                                                                                                                                                         三百二
                                                                                                                                                                                                                                           二百九十八
                                                                                                                                                                                                                                                          二百九十七
                                                                                                                                                                                                                                                                       二百九十六
                                                                                                                                                                                                                                                                                     二百九十五
                                                                                                                                                                                                                                                                                                 二百九十四
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 二百八十八
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             二百八十七
                                                                                                                                                                                                                                 二百九十九
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           二百九十二 二酸化塩素
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    二百八十九
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           二百八十六
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       二百八十四
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  二百八十二
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              二百八十一
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        二百七十九
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    二百七十七
                                                                                                                                                                                                                                                                                                               二百九十三
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           二百九十一
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        二百九十
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          二百八十五
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     二百八十三
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            二百八十
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      二百七十八
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   二百七十六
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               二百七十五
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            二百七十四
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       二百七十二
                                                                                                                                                                                                                  乳酸鉄
                                                                                                                                                                                                    乳酸ナトリウム
                                                                                                                                                                                        ネオテーム
                                                                              パラオキシ安息香酸ブチル(別名パラヒドロキシ安息香酸ブチル)
                                                                                                       パラオキシ安息香酸イソプロピル(別名パラヒドロキシ安息香酸イソプロピル)
                                                                                                                                  バニリン(別名ワニリン)
                                                                                           パラオキシ安息香酸エチル(別名パラヒドロキシ安息香酸エチル)
                                                                                                                     パラオキシ安息香酸イソブチル(別名パラヒドロキシ安息香酸イソブチル)
                                                                                                                                                ノルビキシンナトリウム
                                                                                                                                                              ノルビキシンカリウム
                                                                                                                                                                           yーノナラクトン(別名ノナラクト
                                                   パラメチルアセトフェノン
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       ニコチン酸アミド(別名ナイアシンアミド)
                       バレルアルデヒド
                                                                パラオキシ安息香酸プロピル(別名パラヒドロキシ安息香酸プロピル)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            DL―トリプトファン
           パントテン酸カルシウム
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 デヒドロ酢酸ナトリウム
パントテン酸ナトリウム
                                       L-バリン
                                                                                                                                                                                                                                                                                                              二酸化ケイ素(別名シリカゲル)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         二酸化硫黄 (別名無水亜硫酸)
                                                                                                                                                                                                                                                          乳酸
                                                                                                                                                                                                                                                                                     二酸化チタン
                                                                                                                                                                                                                                                                                                 二酸化炭素(別名炭酸ガス)
                                                                                                                                                                                                                               乳酸カルシウム
                                                                                                                                                                                                                                            乳酸カリウム
                                                                                                                                                                                                                                                                        二炭酸ジメチル
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       d-α-トコフェロール酢酸エステル
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    ニコチン酸(別名ナイアシン)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      トコフェロール酢酸エステル
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 ナトリウムメトキシド(別名ナトリウムメチラート)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  トリメチルアミン
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          銅塩類(グルコン酸銅及び硫酸銅に限る。)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        デンプングリコール酸ナトリウム
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     テルペン系炭化水素類
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               ナタマイシン(別名ピマリシン)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            ナイシン
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       DL―トレオニン(別名DL―スレオニン)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     2・3・5―トリメチルピラジン
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                L―トリプトファン
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  d1-α-トコフェロール
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  銅クロロフィル
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               銅クロロフィリンナトリウム
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    テルピネオール
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         L―トレオニン(別名L―スレオニン)
                                                                                                                                                三百五十 フェニル酢酸イソブチル
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 三百三十九
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               三百三十八
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    三百三十一
                                                                               三百五十五
                                                                                            三百五十四
                                                                                                         三百五十三
                                                                                                                      三百五十二
                                                                                                                                    三百五十一
                                                                                                                                                              三百四十九
                                                                                                                                                                            三百四十八
                                                                                                                                                                                         三百四十七
                                                                                                                                                                                                      三百四十六
                                                                                                                                                                                                                   三百四十五
                                                                                                                                                                                                                                 三百四十四
                                                                                                                                                                                                                                               三百四十三
                                                                                                                                                                                                                                                            三百四十二
                                                                                                                                                                                                                                                                         三百四十一
                                                                                                                                                                                                                                                                                      三百四十 ピロリジン
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             三百三十七
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               三百三十五
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        三百三十二
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  三百三十
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                三百二十九
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          三百二十七
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               三百二十二
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           三百二十
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         三百二十
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       三百十九
                                                                  三百五十六
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              三百三十六
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             三百三十四
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           三百三十三
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              三百二十八
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         三百二十六
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      三百二十五
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    三百二十四
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 三百二十三
                                     ン化ナトリウム(別名へキサシアノ鉄(Ⅱ)酸ナトリウム)に限る。)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                    酸性亜硫酸ソーダ)
                                                    ム)、フェロシアン化カルシウム(別名ヘキサシアノ鉄(Ⅱ)酸カルシウム)及びフェロシア
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   ピペリジン
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        ビタミンA(別名レチノール)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   L―ヒスチジン塩酸塩
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    ビスベンチアミン(別名ベンゾイルチアミンジスルフィド)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  ビオチン
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  ピロ亜硫酸ナトリウム(別名亜硫酸水素ナトリウム、
                                                                 フェロシアン化物(フェロシアン化カリウム(別名へキサシアノ鉄(Ⅱ)酸カリウ
                                                                                                                                                                                                                                                                         ピロリン酸四カリウム(別名ピロリン酸カリウム)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             ピリドキシン塩酸塩(別名ビタミン
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       ピペロニルブトキシド(別名ピペロニルブトキサイド)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   ピペロナール(別名ヘリオトロピン)
                                                                                                                      2-(3-フェニルプロピル)ピリジン
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              ピロ亜硫酸カリウム(別名亜硫酸水素カリウム又はメタ重亜硫酸カリウム)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           ヒマワリレシチン
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                ビニルイミダゾール・ビニルピロリドン共重合体
                                                                                           フェノールエーテル類(毒性が激しいと一般に認められるものを除く。)
                                                                                                                                    フェニル酢酸エチル
                                                                                                                                                               フェニル酢酸イソアミル
                                                                                                                                                                                          フィチン酸カルシウム
                                                                                                                                                                                                                                 ピロリン酸第二鉄
                                                                                                                                                                                                                                                            ピロリン酸二水素カルシウム(別名酸性ピロリン酸カルシウム)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             ピリメタニル
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             氷酢酸
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             1-ヒドロキシエチリデン-1・1-ジホスホン酸
ブチルアミン
                          プシコースエピメラーゼ
                                                                               フェノール類(毒性が激しいと一般に認められるものを除く。)
                                                                                                          フェネチルアミン
                                                                                                                                                                            L-フェニルアラニン
                                                                                                                                                                                                       ピロール
                                                                                                                                                                                                                     ピロリン酸四ナトリウム(別名ピロリン酸ナトリウム)
                                                                                                                                                                                                                                              ピロリン酸二水素二ナトリウム(別名酸性ピロリン酸ナトリウム)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 ピラジン
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             ヒドロキシプロピルメチルセルロース
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          ヒドロキシプロピルデンプン
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         ヒドロキシプロピルセルロース
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  ヒドロキシシトロネラールジメチルアセタール
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 ヒドロキシシトロネラール
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          ビタミンA脂肪酸エステル(別名レチノール脂肪酸エステル)
            ブタノール
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 メタ重亜硫酸ナトリウム又は
```

```
四百六
                四百四
                          四四四四百百二二、
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           三百六十四
                                                              三百九十九
                                                                        三百九十八
                                                                                 三百九十七
                                                                                         三百九十六
                                                                                                   三百九十五
                                                                                                            三百九十四
                                                                                                                      三百九十三
                                                                                                                              三百九十二
                                                                                                                                      三百九十一
                                                                                                                                                三百九十
                                                                                                                                                         三百八十九
                                                                                                                                                                  三百八十八
                                                                                                                                                                           三百八十七
                                                                                                                                                                                     三百八十六
                                                                                                                                                                                             三百八十五
                                                                                                                                                                                                      三百八十四
                                                                                                                                                                                                                三百八十三
                                                                                                                                                                                                                        三百八十二
                                                                                                                                                                                                                                 三百八十一
                                                                                                                                                                                                                                          三百八十
                                                                                                                                                                                                                                                    三百七十九
                                                                                                                                                                                                                                                              三百七十八
                                                                                                                                                                                                                                                                      三百七十七
                                                                                                                                                                                                                                                                               三百七十六
                                                                                                                                                                                                                                                                                         三百七十五
                                                                                                                                                                                                                                                                                                 三百七十四
                                                                                                                                                                                                                                                                                                          三百七十三
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    三百七十二
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              三百七十一
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     三百七十 プロピオン酸イソアミル
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              三百六十九
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        三百六十八
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                三百六十七
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          三百六十六
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   三百六十五
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              三百六十二
                                                     ポリビニルアルコール(別名ポバー
                  ポリリン酸カリウム
                                   ポリビニルポリピロリドン
                                             ポリビニルピロリドン
         ポリリン酸ナトリウム
                           ポリブテン(別名ポリブチレン)
                                                                                                                                                1-ペンテン-3-オー
                                                                                                                                                                                                                                          へキサン酸アリル(別名カプロン酸アリル)
                                                              ポリソルベート八〇
                                                                       ポリソルベート六五
                                                                                         ポリソルベート二〇
                                                                                                                              芳香族アルデヒド類 (毒性が激しいと一般に認められるものを除く。)
                                                                                                                                      芳香族アルコール類
                                                                                                                                                                  ペンチルアミン
                                                                                 ポリソルベート六〇
                                                                                                    ポリイソブチレン(別名ブチルゴム)
                                                                                                            ポリアクリル酸ナトリウム
                                                                                                                    没食子酸プロピル
                                                                                                                                                         trans-2-ペンテナー
                                                                                                                                                                          2―ペンタノール (別名sec―アミルアルコール)
                                                                                                                                                                                    ベンズアルデヒド
                                                                                                                                                                                                                                                            プロピレングリコール脂肪酸エステル
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            プロピオン酸エチル
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               プロピオン酸
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          フルフラール及びその誘導体(毒性が激しいと一般に認められるものを除く。)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   フルジオキソニル
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           フマル酸一ナトリウム(別名フマル酸ナトリウム)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              ブチルヒドロキシアニソー
                                                                                                                                                                                             ベンジルアルコール
                                                                                                                                                                                                                                                                               プロピルアミン
                                                                                                                                                                                                                                                                                                 プロピオン酸ベンジル
                                                                                                                                                                                                                                                                                                          プロピオン酸ナトリウム
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   プロピオン酸カルシウム
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        プロピオンアルデヒド
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                プロパノール
                                                                                                                                                                                                                                                                      プロピレングリコール
                                                                                                                                                                                                                                                                                         プロピコナゾール
                                                                                                                                                                                                               「プタン酸エチル(別名エナント酸エチル)
                                                                                                                                                                                                                                                    (キサン酸 (別名カプロン酸)
                                                                                                                                                                                                                         キシルアミン
                                                                                                                                                                                                                                 キサン酸エチル(別名カプロン酸エチル)
                                                                                                                                                                                                      ―ペリルアルデヒド(別名1―ペリラアルデヒド)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      四百十五
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          四百十一
                                                                                                                                              四百三十七
                                                                                                                                                        四百三十六
                                                                                                                                                                                            四百三十二
                                                                                                                                                                                                                                                                                                四百二十一
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  四百十九
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           四百十八
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    四百十
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              四百九
                                                 四百四十六
                                                                     四百四十五
                                                                               四百四十四
                                                                                                  四百四十二
                                                                                                          四百四十一
                                                                                                                    四百四十
                                                                                                                             四百三十九
                                                                                                                                      四百三十八
                                                                                                                                                                 四百三十五
                                                                                                                                                                         四百三十四
                                                                                                                                                                                   四百三十三
                                                                                                                                                                                                      四百三十一
                                                                                                                                                                                                              四百三十
                                                                                                                                                                                                                       四百二十九
                                                                                                                                                                                                                                 四百二十八
                                                                                                                                                                                                                                          四百二十七
                                                                                                                                                                                                                                                  四百二十六
                                                                                                                                                                                                                                                            四百二十五
                                                                                                                                                                                                                                                                     四百二十四
                                                                                                                                                                                                                                                                              四百二十三
                                                                                                                                                                                                                                                                                       四百二十二
                                                                                                                                                                                                                                                                                                         四百二十
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    四百十七
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             四百十六
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                四百十四
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         四百十三
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  四百十二
四百四十九
                       四百四十八
                                                                                         四百四十三
                                   四百四十七
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       百八
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     メタリン酸カリウム
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       Dーマンニトー
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           メタリン酸ナトリウム
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         L-メチオニン
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   DL―メチオニン
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            メチルセルロース
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    1-メチルナフタレン
                                                                                                                                                       酪酸エチル
                                                                                                                                               酪酸シクロヘキシル
                                                                                                                                                                 酪酸イソアミル
                                                                                                                                                                           酪
                                                                                                                                                                                    葉
                                                                                                                                                                                                                                                                                                 2-メチルピラジン
                                                                                                                                      酪酸ブチル
                                                                                                                                                                                             モルホリン脂肪酸塩
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               ―メチルキノリン
                                                                                                                                                                           酸
                                                                                                                                                                                    酸
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       ル(別名D―マンニット)
```

```
ナトリウム又はビタミンBリン酸エステルナトリウム)
                                                                                                                           は5、一リボヌクレオチドナトリウム)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               d1―メントール(別名d1―ハッカ脳)
                                                                                                                                                                                                                                                           L―リシンL―アスパラギン酸塩(別名L―リジンL―アスパラギン酸塩)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         5-メチル-6・7-ジヒドロ-5H
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      メチル β―ナフチルケトン
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    5-メチルキノキサリン
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       N-メチルアントラニル
                                                                                          リボフラビン(別名ビタミン B)
                               リボフラビン5'―リン酸エステルナトリウム(別名リボフラビンリン酸エステ
                                                                                                                                                 5'―リボヌクレオチドニナトリウム(別名5'―リボヌクレオタイドナトリウム又
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      メチルヘスペリジン(別名溶性ビタミンP)
                                                                                                                                                                                                                                                                                ラクトン類 (毒性が激しいと一般に認められるものを除く。)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             2-メチルブチルアルデヒド
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             2-メチルブタノール
                                                        リボフラビン酪酸エステル(別名ビタミンB酪酸エステル)
                                                                                                                                                                                          リナロオール(別名リナロール)
                                                                                                                                                                                                                                     L―リシン塩酸塩(別名L―リジン塩酸塩)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  2―メチルブチルアミン
                                                                                                                                                                    5'―リボヌクレオチドカルシウム(別名5'―リボヌクレオタイドカルシウム)
                                                                                                                                                                                                                L―リシンL―グルタミン酸塩(別名L―リジンL―グルタミン酸塩
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               3-メチル-2-ブテノール
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    3-メチル-2-ブテナー
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        trans-2-メチル-2-ブテナー
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        3-メチル-2-ブタノー
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            ―メントール (別名ハッカ脳)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       酸メチル
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       (別名N-メチルアンスラニル酸メチル)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        ーシクロペンタピラジン
```

| T  | フラン   大表   大表   大表   大表   大表   大表   大表   大   | アルミニウム製の器具又は容器包装<br>  アルファ化米<br>  エチルアルコール<br>  大麦<br>  伝言のガラス製の器具又は容器包装<br>  無色のガラス製の器具又は容器包装<br>  エチルアルコール<br>  大麦<br>  伝言食品又は瓶詰食品(食肉製品及び果実酒を除く。)<br>  原酒(果実酒の原酒を除く。)<br>  原酒(果実酒の原酒を除く。)<br>  原酒(果実酒の原酒を除く。)<br>  原酒(果実酒の原酒を除く。)<br>  原酒(果実酒の原酒を除く。)<br>  本数したもの(缶詰食品及び瓶詰食品を除く。)<br>  根物性たん白<br>  大豆<br>  本数したもの(缶詰食品及び瓶詰食品を除く。)<br>  本数したもの(缶詰食品及び瓶詰食品を除く。)<br>  本数したもの(缶詰食品及び瓶詰食品を除く。)<br>  本数したもの(毎ま食品及び瓶詰食品を除く。)<br>  本数したもの(毎は食品及び瓶詰食品を除く。)<br>  本数したもの(毎は食品及び瓶詰食品を除く。)<br>  本数したもの(毎は食品及び瓶詰食品を除く。)<br>  本数したもの(毎は食品及び瓶詰食品を除く。)<br>  本数したもの(毎は食品及び瓶詰食品を除く。)<br>  本数したもの(毎は食品を除く。)<br>  本数したもの(毎は食品を除く。)<br>  本数したもの(毎は食品を除く。)<br>  本数したもの(毎は食品及び瓶詰食品を除く。) |
|--|--|---|
|  | マー・  | プラもひ菜動で大そ植殺食蒸サ米小ごこ原缶大工一無スア  |
| 一  | 一一、<br>一一、<br>一一、<br>一一、<br>一一、<br>一一、<br>一一、<br>一一、   | ひ、お、お、お、お、お、お、な、お、お、お、お、お、お、お、お、お、お、お、お、  |
| 四百五十一 (前度) ルーシー (  | ホーニ リン酸ニカルシウム (別名第三リン酸カリウム) 大十二 リン酸ニカルシウム (別名第三リン酸カルシウム) 大十七 リン酸ニオ素アンモニウム (別名リン酸ニアンモニウム) 大十九 リン酸ニオ素アンモニウム (別名リン酸ニアンモニウム) 大十十 リン酸ニオ素アカリウム (別名リン酸ニカリウム) 七十一 リン酸ニオ素カルシウム (別名リン酸ニナトリウム) 七十二 リン酸ニオ素カルシウム (別名リン酸ニナトリウム) 七十二 リン酸ニオ素カルシウム (別名リン酸ニナトリウム) 七十二 リン酸ニオ素カルシウム (別名第三リン酸カルシウム) 七十二 リン酸ニオ素カルシウム (別名第三リン酸カルシウム) 七十六 リン酸・オ素カルシウム (別名第三リン酸カルシウム) 七十二 リン酸・オ素カルシウム (別名第三リン酸カルシウム) 七十一 リン酸・オ素カルシウム (別名第三リン酸カルシウム) 七十一 リン酸・オ素カルシウム (別名第三リン酸カルシウム) 七十一 リン酸・オ素カルシウム (別名第三リン酸カルシウム)   |   |
| □ 百五十一 (   | 大十二 リン酸三カルシウム (別名第三リン酸カルシウム) 大十二 リン酸三カルシウム (別名第三リン酸カルシウム) 大十七 リン酸・素ニアンモニウム (別名第三リン酸ニカリウム) 大十七 リン酸・木素カルシウム (別名第三リン酸ニカリウム) 大十一 リン酸・木素カルシウム (別名リン酸ニカリウム) 七十一 リン酸・木素カルシウム (別名リン酸ニアンモニウム) 七十一 リン酸・木素カルシウム (別名リン酸ニアンモニウム) 七十一 リン酸・木素カルシウム (別名リン酸ニナトリウム) 七十二 リン酸・木素カルシウム (別名リン酸ニナトリウム) 七十二 リン酸・木素カルシウム (別名リン酸ニナトリウム) 七十二 リン酸・木素カルシウム (別名第三リン酸カルシウム) 七十二 リン酸・木素カルシウム (別名第三リン酸カルシウム) 七十二 リン酸・木素マグネシウム 七十二 リン酸・木素マグネシウム 七十二 リン酸・大素アル化リン酸架橋デンプン こから別表第九まで 削除 十(第三十二条関係) 「二本・「カー」 「コー」 「二本・「カー」 「コー」 「二本・「カー」 「コー」 「二本・「カー」 「コー」 「コー」 「コー」 「コー」 「コー」 「コー」 「コー」 「コ   | <u> </u>  |
| 四百五十一 命育 7 / 5 - 5 / 2 / 5 - 7 - 7 - 7 / 5 - | 糖科のつ リン酸架橋デンブン (別名第三リン酸カリウム) 大十二 リン酸ピデンブン (別名第三リン酸カルシウム) 六十五 リン酸ニカリウム (別名第三リン酸カルシウム) 六十五 リン酸ニオ素カリウム (別名第三リン酸カルシウム) 六十九 リン酸・素ニカリウム (別名第三リン酸ーアンモニウム) 六十九 リン酸・素ニカリウム (別名第三リン酸ーアンモニウム) 七十一 リン酸・大・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・   |   |
| 四百五十一 確酸アルミニウムカリウム (別名ウン・マニウム) 四百五十一 硫酸アルミニウムカリウム (別名第三リンでは別名第三ウム) 四百五十二 硫酸ケルシウム (別名第三リン酸カルシウム) 四百五十二 硫酸ケーサ・リウム (別名第三リン酸カリウム) 四百五十二 硫酸ケー (別名族アンマニウム) 四百五十二 硫酸ケー (別名族アンマニウム) 四百六十二 リン酸 (別名 (別名 (別名 リン砂ム) 四百六十二 リン酸 (別名 (別名 リン砂カム) 四百六十二 リン酸 (別名 (別名 リン酸 (別名 リンウム) 四百七十二 リン酸 (別名 (別名 リン酸 (別名 リン砂カルシウム) 四百七十二 リン酸 (別名 (別名 リン酸 (別名 リン酸 (別名 リン砂カルシウム) 四百七十二 リン酸 (別名 (別名 リン酸 (別名 リン (別名 リン (別名   | 大十二 リン酸化デンプン 大十二 リン酸三カルシウム (別名第三リン酸カリウム) 六十五 リン酸三カルシウム (別名第三リン酸カリウム) 六十五 リン酸ニオネカリウム (別名第三リン酸カルシウム) 六十九 リン酸 オ素カルシウム (別名第三リン酸カルシウム) 大十九 リン酸 オ素カルシウム (別名第三リン酸カルシウム) 七十一 リン酸 オ素カルシウム (別名リン酸ニカリウム) 七十一 リン酸 オ素カルシウム (別名リン酸ニカリウム) 七十二 リン酸 オ素カルシウム (別名リン酸 ナトリウム) 七十二 リン酸 オ素カルシウム (別名リン酸 ナトリウム) 七十二 リン酸 カルまで 削除 十 (第三十二条関係) 十 (第三十二条関係) 十 (第三十二条関係)  |   |
| 四百五十一 確酸アルミニウムカリウム(別名は、ヨウバン) 1921 回百五十一 確酸アルミニウムカリウム(結晶物の場合にあつては別名焼ミョウバン) 1921 回百五十二 確酸カルシウム (別名は1ーリンゴ酸) 四百五十二 確酸アンモニウムカリウム(引名は1ーリンゴ酸) 四百五十二 確酸アンチュウム (別名は1ーリンゴ酸) 四百五十二 では酸物の場合にあつては別名焼ミョウバン) 四百五十二 では酸素一歩 (別名は1ーリン酸 (別名は1ーリン酸の百五十二 りン酸(別名は1ーリン酸の百五十二 りン酸(別名は1ーリン酸の百六十二 リン酸(別名は1ーリン酸(別名は1ーリン酸がカルシウム) 四百六十二 リン酸にオ素アンモニウム(別名リン酸カルシウム) 四百六十二 リン酸ニオ素アンモニウム(別名第三リン酸カルシウム) 四百六十二 リン酸ニオ素アンモニウム(別名リン酸アンモニウム) 四百六十二 リン酸ニオ素カルシウム(別名第三リン酸カルシウム) 四百七十一 リン酸にオ素アンモニウム(別名第三リン酸カルシウム) 四百七十二 リン酸ニオ素アンモニウム(別名第三リン酸カルシウム) 回百七十二 リン酸ニオ素アンモニウム(別名第三リン酸カルシウム) 回百七十二 リン酸ニオ素アンモニウム(別名第一リン酸カルシウム) 四百七十二 リン酸ニオ素アンモニウム(別名第一リン酸カルシウム) 四百七十二 リン酸ニオ素アンモニウム(別名第一リン酸カルシウム) 四百七十二 リン酸ニオ素アンモニウム(別名第一リン酸カルシウム) 四百七十二 リン酸ニオ素アンモニウム(別名第一リン酸ーカリウム) 四百七十二 リン酸ニオ素アンモニウム(別名第一リン酸ーカリウム) 四百七十二 リン酸・オ素アンモニウム(別名第三リン酸カルシウム) 四百七十二 リン酸・オ素アンモニウム(別名第三リン酸カルシウム) 四百七十二 リン酸・オ素アンモニウム(別名第三リン酸カルシウム) 四百七十二 リン酸・大素カルシウム(別名第三リン酸カルシウム) 四百七十二 リン酸・オ素アンモニウム(別名第三リン酸カルシウム) 四百十二 リン酸・大素アンモニウム(別名第三リン酸カルシウム) 四百十二 リン酸・オ素アンモニウム(別名第三リン酸カルシウム) ロカロ・オーコ・カム(別名第三リン酸カルシウム) ロカロ・オーコ・カム(別名第三リン酸カルシウム) ロカロ・オーコ・カム(別名第三リン酸カルシウム) ロカロ・オーコ・カム(別名第三リン酸カルシウム) ロカロ・オーコ・カム(別名第三リン酸カルシウム) ロカロ・オーコ・カム(別名第三リン酸カルシウム) ロカロ・オーコ・カム(別名第三リン酸カルシウム) ロカロ・オーコ・カム(別名第三リン酸カリウム) ロカロ・オーコ・カム(別名第三リン酸カリンカム) ロカロ・オーコ・カム(別名第三リン酸カリウム) ロカロ・オーコ・カム(別名第三リン酸カリウム) ロカロ・オーコ・カム(別名第三リン酸カリウム) ロカロ・オーコ・カーコ・カーコ・カーコ・カーコ・カーコ・カーコ・カーコ・カーコ・カーコ・カ  | 大十二 リン酸架橋デンブン 大十二 リン酸ニカリウム (別名第三リン酸カリウム) 大十四 リン酸三カリウム (別名第三リン酸カルシウム) 大十五 リン酸ニオテンモニウム (別名第三リン酸カルシウム) 大十九 リン酸ニオ素アンモニウム (別名リン酸ニアンモニウム) 大十九 リン酸ニオ素カルシウム (別名リン酸ニナトリウム) 七十一 リン酸・水素ニナトリウム (別名リン酸ーアンモニウム) 七十一 リン酸・水素ニナトリウム (別名リン酸ーナトリウム) 七十一 リン酸・水素カルシウム (別名リン酸ーナトリウム) 七十一 リン酸・水素カルシウム (別名リン酸ーナトリウム) 七十一 リン酸・水素カルシウム (別名リン酸ーナトリウム) 七十一 リン酸・水素カルシウム (別名リン酸ーナトリウム) 七十二 リン酸・水素・アン・ローカー (別名リン酸ーカリウム) 七十二 リン酸・水素・カリウム (別名リン酸ーカリウム) 七十二 リン酸・水素・カリウム (別名リン酸ーカリウム) 七十二 リン酸・水素カルシウム (別名リン酸ーカリウム) 七十二 リン酸・水素・カリウム (別名リン酸ーカリウム) 七十二 リン酸・大・カリウム (別名リン酸ーカリウム) 七十二 リン酸・大・カリウム (別名第三リン酸カルシウム) 七十二 リン酸・大・カリウム (別名第三リン酸カルシウム) 七十二 リン酸・大・カリウム (別名第三リン酸カルシウム) 七十二 リン酸・大・カリウム (別名第三リン酸カルシウム)   |   |
| 四百五十一 硫酸アルミニウムカリウム (別名第三リン酸カリウム) 四百五十一 硫酸アルミニウムカリウム (結晶物の場合にあつては別名焼ミョウバン) 四百五十二 硫酸カリウム 四百五十二 硫酸カリウム 四百五十二 硫酸カリウム 四百五十二 硫酸デルリウム (別名は1ーリンゴ酸) 四百五十九 DLーリンゴ酸ナトリウム (別名は1ーリンゴ酸ナトリウム) 四百五十九 DLーリンゴ酸ナトリウム (別名第三リン酸カリウム) 四百六十二 リン酸ニオ素カルシウム (別名第三リン酸カリウム) 四百六十二 リン酸ニオ素カルシウム (別名第三リン酸カルシウム) 四百七十一 リン酸ニオ素カルシウム (別名第三リン酸カルシウム) 四百七十一 リン酸ニオ素カルシウム (別名第三リン酸カルシウム) 四百七十一 リン酸ニオ素カルシウム (別名第三リン酸カルシウム) 四百七十二 リン酸ニオ素カルシウム (別名第三リン酸カルシウム) 四百七十二 リン酸ニオ素カルシウム (別名第三リン酸ナトリウム) 四百七十二 リン酸ニオ素カルシウム (別名第三リン酸カルシウム) 四百七十二 リン酸ナトリウム (別名第三リン酸ナトリウム) 四百七十二 リン酸ナーリウム (別名リン酸ナーリウム) 四百七十二 リン酸ナーリン酸・オ素カルシウム (別名リン酸カルシウム) 四百七十二 リン酸・オ素カルシウム (別名リン酸ナーリウム) 四百七十二 リン酸・オ素カルシウム (別名リン酸ナーリウム) 四百七十二 リン酸・オ素カルシウム (別名リン酸カルシウム) 四百七十二 リン酸・オ素カルシウム (別名リン酸カルシウム) 四百七十二 リン酸・カルシウム (別名リン酸カルシウム) 四百七十二 リン酸・オ素カルシウム (別名第三リン酸カルシウム) 四百七十二 リン酸・オ素カルシウム (別名第三リン酸カルシウム) 四百七十二 リン酸・オ素カルシウム (別名第三リン酸カルシウム) 四百七十二 リン酸・オ素カルシウム (別名第三リン酸カルシウム)  | 大十二 リン酸架橋デンブン 大十二 リン酸ニカリウム (別名第三リン酸カリウム) 大十四 リン酸ニカリウム (別名第三リン酸カルシウム) 大十五 リン酸ニオネテンモニウム (別名第三リン酸ニアンモニウム) 大十九 リン酸ニオ素アンモニウム (別名リン酸ニアンモニウム) 大十九 リン酸ニオ素カルシウム (別名リン酸ニオーウム) 七十一 リン酸・水素ニナトリウム (別名リン酸ニナトリウム) 七十一 リン酸・水素ニナトリウム (別名リン酸ニナトリウム) 七十一 リン酸・水素カルシウム (別名リン酸ニナトリウム) 七十一 リン酸・水素カルシウム (別名リン酸ニナトリウム) 七十二 リン酸・水素カルシウム (別名リン酸ニナトリウム) 七十二 リン酸・水素カルシウム (別名リン酸ニナトリウム) 七十二 リン酸・水素カルシウム (別名リン酸ニカリウム) 七十二 リン酸・オー条関係) 「加名第三リン酸カルシウム) 七十二 リン酸・オース・カリウム (別名第三リン酸カルシウム) 七十二 リン酸・オース・カリウム (別名第三リン酸カルシウム) 七十二 リン酸・オース・カリウム (別名第三リン酸カルシウム) 七十二 リン酸・大・カリウム (別名第三リン酸カルシウム) 七十二 リン酸・オース・カリウム (別名第三リン酸カルシウム)   |   |
| 四百五十一 確酸アルミニウムカリウム (知名第三リン酸カリウム) 四百五十一 は酸かリウム 四百五十一 は酸かリウム 四百五十二 は酸かリウム 四百五十二 は酸かリウム 四百五十二 は酸かリウム 四百五十二 は酸かリウム 四百五十二 は酸がリウム 四百五十二 は酸がリウム 四百五十九 DLーリンゴ酸ナトリウム 四百五十九 DLーリンゴ酸ナトリウム) 四百六十二 リン酸ニオ素カルシウム(別名第三リン酸カリウム) 四百六十二 リン酸ニオ素カルシウム(別名第三リン酸カリウム) 四百六十二 リン酸ニオ素カルシウム(別名第三リン酸カリウム) 四百六十二 リン酸ニオ素カルシウム(別名第三リン酸カリウム) 四百七十一 リン酸ニオ素カルシウム(別名第三リン酸カリウム) 四百七十三 リン酸ニオ素カルシウム(別名第二リン酸カリウム) 四百七十三 リン酸・オ素カルシウム(別名リン酸ーナトリウム) 四百七十三 リン酸・オ素カルシウム(別名リン酸ーナトリウム) 四百七十二 リン酸・オ素カルシウム(別名第三リン酸ナトリウム) 四百七十二 リン酸・オ素カルシウム(別名リン酸ーナトリウム) 四百七十二 リン酸・オ素カルシウム(別名リン酸ーナトリウム) 四百七十二 リン酸・カリウム(別名リン酸ーナトリウム) 四百七十二 リン酸・カリウム(別名リン酸ーナトリウム) 四百七十二 リン酸・カリウム(別名リン酸ーナトリウム) 四百七十二 リン酸・カリウム(別名リン酸ーナトリウム) 四百七十二 リン酸・カリウム(別名リン酸ーナトリウム) 四百七十二 リン酸・カリウム(別名リン酸・カリウム) 四百七十二 リン酸・カリウム(別名リン酸・カリウム) 四百七十二 リン酸・カリウム(別名リン酸・カリウム) 四百七十二 リン酸・カリウム(別名第三リン酸カルシウム) 四百七十二 リン酸・カリウム(別名第三リン酸カルシウム) 四百七十二 リン酸・カリウム(別名第三リン酸カルシウム) 四百七十二 リン酸・カリウム(別名第三リン酸カルシウム) 四百七十二 リン酸・カリウム(別名第三リン酸カルシウム) 四百七十二 リン酸・カリウム(別名第三リン酸カルシウム)   | 大十二 リン酸ニオテンプン 大十二 リン酸ニカリウム (別名第三リン酸カリウム) 大十九 リン酸ニオ素アンモニウム (別名リン酸ニカリウム) 大十九 リン酸ニオ素アンモニウム (別名リン酸ニカリウム) 大十九 リン酸ニオ素アンモニウム (別名リン酸ニカリウム) 大十九 リン酸ニオ素アンモニウム (別名リン酸ニカリウム) 七十二 リン酸ニオ素カルシウム (別名リン酸ニナトリウム) 七十二 リン酸ニオ素カルシウム (別名リン酸ニナトリウム) 七十二 リン酸ニオ素カルシウム (別名リン酸ニナトリウム) 七十二 リン酸ニオ素カルシウム (別名リン酸ニオン・サーカム) 七十二 リン酸・オーカーの (別名第三リン酸カルシウム) 七十二 リン酸・オーカーの (別名第三リン酸カリウム) 七十二 リン酸・オーカーの (別名第三リン酸カリウム) 七十二 リン酸・オーカーの (別名第三リン酸カルシウム) 七十二 リン酸・オーカーの (別名第三リン酸カリウム) 七十二 リン酸・オーカーの (別名第三リン酸カリウム) カーカーの (別名第三リン酸カルシウム) カーカーの (別名リン酸・オーカー) カーカーの (別名第三リン酸カルシウム) カーカーの (別名リン酸カルシウム)   |   |
| 四百五十一 硫酸アルミニウムカリウム (結晶物の場合にあつては別名ミョウバンフはカリミョ (の) (対) (対) (対) (対) (対) (対) (対) (対) (対) (対  | 大十二 リン酸ニオテリウム (別名第三リン酸カリウム) 大十九 リン酸ニオ素アンモニウム (別名リン酸ニカリウム) 七十二 リン酸ニオ素カルシウム (別名リン酸ニナトリウム) 七十二 リン酸ニオ素カルシウム (別名リン酸ニナトリウム) 七十二 リン酸ニオ素アンマン (別名第三リン酸カルシウム) 七十二 リン酸ニオ素カルシウム (別名リン酸ニカリウム) 七十二 リン酸ニオ素カルシウム (別名リン酸コカリウム)   |   |
| 四百五十一 硫酸アルミニウムカリウム (結晶物の場合にあつては別名ミョウバン) しか (   | 十(第三十二条関係)  十(第三十二条関係)  十(第三十二条関係)  十(第三十二条関係)  十(第三十二条関係)   |   |
| 四百五十一 硫酸アルミニウムカリウム (別名第三リンが設力のム) 四百五十一 硫酸アルミニウムカリウム (諸島物の場合にあつては別名焼ミョウバン) ン、乾燥物の場合にあつては別名焼ミョウバン) 四百五十二 硫酸アンモニウム (別名 は 1 ーリンゴ酸) 四百五十二 硫酸アンモニウム (別名 は 1 ーリンゴ酸ナトリウム) 四百五十二 硫酸デルシウム (別名 は 1 ーリンゴ酸ナトリウム) 四百六十二 リン酸 (別名 は 1 ーリンゴ酸ナトリウム) 四百六十二 リン酸(デンプン 四百六十二 リン酸(アンモニウム) 四百六十二 リン酸(アンモニウム) 四百六十二 リン酸(アンモニウム) 四百六十二 リン酸(アンモニウム) 四百六十二 リン酸(アンマンウム (別名 第三リン酸カルシウム) 四百六十二 リン酸(アンモニウム (別名 リン酸 カルシウム) 四百十十二 リン酸(アンモニウム (別名 リン酸 カリウム) 四百十十二 リン酸(アンモニウム (別名 リン酸 カリンウム) 四百十十二 リン酸(アンモニウム (別名 リン酸 カリウム) 四百十十二 リン酸(アンモニウム (別名 リン酸 カリウム) 四百十十二 リン酸(アンマンウム (別名 リン酸 カリウム) 四百十十二 リン酸 小来素アンモニウム (別名 リン酸 カリシウム) 四百十十二 リン酸 小来素アンモニウム (別名 リン酸 ナトリウム) 四百十十二 リン酸 小来素カルシウム (別名 リン酸 ナトリウム) 四百十十二 リン酸 小来素カルシウム (別名 リン酸 ナトリウム) 四百十十二 リン酸 小来素カルシウム (別名 リン酸 カルシウム) 四百十十二 リン酸 小来来カルシウム (別名 リン酸 カルシウム) ロカ・オーマン酸 小水素カリウム (別名 リン酸 カリン酸 カルシウム (別名 リン酸 カリシウム) ロカリウム (別名 リン酸 カリウム) ロカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリ   | 二から別表第九まで 削除  こから別表第九まで 削除  こから別表第九まで 削除   |   |
| 直五十一 前腰ブルミニウムカリウム (別名第三リン酸カリウム)<br>百五十一 硫酸アルミニウムカリウム (結晶物の場合にあつては別名だョウバン又はカリミョウバン、乾燥物の場合にあつては別名焼ミョウバン)<br>百五十二 硫酸カリウム<br>百五十二 硫酸カリウム (計量物の場合にあつては別名焼きョウバン)<br>百五十二 硫酸カリウム (計量物の場合にあつては別名焼きョウバン)<br>百五十二 硫酸カリウム (別名第三リン酸オトリウム)<br>百六十二 リン酸(デンプン)<br>百六十二 リン酸(デンプン)<br>百六十二 リン酸(デンプン)<br>百六十二 リン酸(デンプン)<br>百六十二 リン酸(デンプン)<br>百六十二 リン酸(デンプン)<br>百六十二 リン酸(ボー鉄)<br>百六十二 リン酸(ボーナンプン)<br>百六十二 リン酸(ボーナンプン)<br>百六十二 リン酸(ボーナンプン (別名第三リン酸カリウム)<br>百七十一 リン酸(ボーナンウム (別名第三リン酸カリウム)<br>百七十一 リン酸(ボーナンウム (別名リン酸)<br>百七十二 リン酸(ボーナ)<br>カリウム (別名リン酸)<br>百七十二 リン酸(ボーボール)<br>カリウム (別名第三リン酸)<br>「カリウム)<br>百七十三 リン酸(ボーボール)<br>「カリウム (別名リン酸)<br>「カリウム)<br>「カリウム)<br>「ロ七十二 リン酸(ボーボール)<br>「カリウム (別名リン酸)<br>「カリウム)<br>「ロ七十二 リン酸(ボーボール)<br>「カリウム (別名リン酸)<br>「カリウム)<br>「ロ七十二 リン酸(ボーボール)<br>「カリウム (別名リン酸)<br>「カリウム)<br>「ロ七十二 リン酸(ボーボール)<br>「カリウム (別名リン酸)<br>「カリウム)<br>「ロ七十二 リン酸(ボーボール)<br>「カリウム (別名第三リン酸)<br>「カリウム)<br>「ロ七十二 リン酸(ボーボール)<br>「カリン酸(ボーボール)<br>「カリン酸(ボーボール)<br>「カリン酸(ボーボール)<br>「カリン酸(ボーボール)<br>「カリン酸(ボーボール)<br>「カリン酸(ボーボール)<br>「カリン酸(ボーボール)<br>「カリン酸(ボーボール)<br>「カリン酸(ボーボール)<br>「カリン酸(ボーボール)<br>「カリン酸(ボーボール)<br>「カリン酸(ボーボール)<br>「カリン酸(ボーボール)<br>「カリン酸(ボーボール)<br>「カリン酸(ボーボール)<br>「カリン酸(ボーボール)<br>「カリン酸(ボーボール)<br>「カリン酸(ボーボール)<br>「カリン酸(ボーボール)<br>「カリン酸(ボーボール)<br>「カリン酸(ボーボール)<br>「カリン酸(ボーボール)<br>「カリン酸(ボーボール)<br>「カリン酸(ボーボール)<br>「カリン酸(ボーボール)<br>「カリン酸(ボーボール)<br>「カリン酸(ボーボール)<br>「カリン酸(ボーボール)<br>「カリン酸(ボーボール)<br>「カリン酸(ボーボール)<br>「カリン酸(ボーボール)<br>「カリン酸(ボーボール)<br>「カリン酸(ボーボール)<br>「カリン酸(ボーボール)<br>「カリン酸(ボーボール)<br>「カリン酸(ボーボール)<br>「カリン酸(ボーボール)<br>「カリン酸(ボーボール)<br>「カリン酸(ボーボール)<br>「カリン酸(ボーボール)<br>「カリン酸(ボーボール)<br>「カリン酸(ボーボール)<br>「カリン酸(ボーボール)<br>「カリン酸(ボーボール)<br>「カリン酸(ボーボール)<br>「カリン酸(ボーボール)<br>「カリン酸(ボーボール)<br>「カリン酸(ボーボール)<br>「カリン酸(ボーボール)<br>「カリン酸(ボーボール)<br>「カリン酸(ボーボール)<br>「カリン酸(ボーボール)<br>「カリン酸(ボーボール)<br>「カリン酸(ボーボール)<br>「カリン酸(ボーボール)<br>「カリンのののののののののののののののののののののののののののののののののののの   | 大十二 リン酸ニ水素カリウム (別名第三リン酸カリウム) 大十九 リン酸ニ水素アンモニウム (別名リン酸ニカリウム) 大十九 リン酸ニ水素アンモニウム (別名リン酸ニカリウム) 大十九 リン酸ニ水素アンモニウム (別名リン酸ニカリウム) 大十九 リン酸ニ水素アンモニウム (別名リン酸ニカリウム) 大十九 リン酸ニ水素カリウム (別名リン酸ニカリウム) 七十一 リン酸ニ水素カルシウム (別名リン酸ニカリウム) 七十一 リン酸ニ水素カルシウム (別名リン酸ニカリウム) 七十二 リン酸ニ水素カルシウム (別名リン酸ニカリウム) 七十二 リン酸ニ水素カルシウム (別名リン酸ニカリウム) 七十二 リン酸ニ水素カルシウム (別名第三リン酸カルシウム) 七十二 リン酸ニ水素カルシウム (別名リン酸ニカリウム) 七十二 リン酸ニ水素カルシウム (別名リン酸ニカリウム) 七十二 リン酸ニ水素カルシウム (別名リン酸ニカリウム) 七十二 リン酸ニ水素フレウム (別名リン酸コカリウム) 七十二 リン酸ニ水素カルシウム (別名リン酸コカリウム)  | <del></del>   |
| 正子十一 何香ブルミニウムの大いと、 では別名グンモニウム (別名焼アンモニウム (別名焼アンモニウム (別名焼 (別名   | 大十二 リン酸ニ水素カリウム (別名第三リン酸カリウム) 大十九 リン酸ニ水素アンモニウム (別名リン酸ニカリウム) 大十九 リン酸ニ水素アンモニウム (別名リン酸ニカリウム) 大十九 リン酸ニ水素アンモニウム (別名リン酸ニカリウム) 大十九 リン酸ニ水素カリウム (別名リン酸ニカリウム) 大十九 リン酸ニ水素カリウム (別名リン酸ニカリウム) 七十一 リン酸ニ水素カルシウム (別名リン酸ニカリウム) 七十一 リン酸ニ水素カルシウム (別名第三リン酸カルシウム) 七十二 リン酸ニ水素カルシウム (別名リン酸ニカリウム) 七十二 リン酸ニ水素カルシウム (別名第三リン酸カルシウム) 七十二 リン酸ニ水素カルシウム (別名第三リン酸カルシウム) 七十二 リン酸ニ水素カルシウム (別名リン酸ニカリウム) 七十二 リン酸ニ水素カルシウム (別名リン酸ニカリウム) 七十二 リン酸ニ水素カルシウム (別名リン酸ニカリウム) 七十二 リン酸ニ水素カルシウム (別名第三リン酸カリウム)   |   |
| 正五十一 確康アルミニウムアンモニウム (別名焼ミョウバン) 「百五十二 硫酸アルミニウムカリウム (結晶物の場合にあつては別名ミョウバンアはカリミョウバン、乾燥物の場合にあつては別名焼ミョウバン) 「百五十二 硫酸カリウム (別名はニリンゴ酸) 「百五十二 硫酸第一鉄 「百五十二 硫酸第一鉄 「百五十二 成酸第一件 リンゴ酸ナトリウム (別名第三リン酸カルシウム) 「百六十二 リン酸に水素ニアンモニウム (別名リン酸ーアンモニウム) 「百六十二 リン酸に水素ニアンモニウム (別名リン酸アグネシウム) 「百六十二 リン酸・素ニアンモニウム (別名リン酸アンモニウム) 「百六十二 リン酸・素ニアンモニウム (別名リン酸アンマンモニウム) 「百六十二 リン酸・素ニアンモニウム (別名リン酸アンマンモニウム) 「百六十二 リン酸・素ニアリウム (別名第三リン酸カルシウム) 「百七十一 リン酸・水素カルシウム (別名リン酸ーアンモニウム) 「百七十三 リン酸・水素カルシウム (別名第三リン酸カルシウム) 「百七十三 リン酸・水素カルシウム (別名リン酸ーカリウム) 「百七十三 リン酸・水素カルシウム (別名リン酸ーナトリウム) 「百七十三 リン酸・水素カルシウム (別名リン酸ーナトリウム) 「百七十三 リン酸・水素カルシウム (別名リン酸ーナトリウム) 「百七十三 リン酸・水素カルシウム (別名リン酸ーナトリウム) 「百七十三 リン酸・水素・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・   | 大十二 リン酸ニ水素カリウム (別名第三リン酸カリウム) 大十九 リン酸ニ水素アンモニウム (別名リン酸ニカリウム) 大十九 リン酸ニ水素アンモニウム (別名リン酸ニカリウム) 大十九 リン酸ニ水素アンモニウム (別名リン酸ニカリウム) 大十九 リン酸ニ水素アンモニウム (別名リン酸ニカリウム) 大十九 リン酸ニ水素カリウム (別名リン酸ニカリウム) 大十九 リン酸ニ水素カリウム (別名リン酸ニカリウム) 大十九 リン酸ニ水素カリウム (別名リン酸ニカリウム) 七十一 リン酸ニ水素カルシウム (別名第三リン酸カルシウム) 七十二 リン酸ニ水素カルシウム (別名第三リン酸カルシウム) 七十二 リン酸ニ水素カルシウム (別名第三リン酸カルシウム) 七十二 リン酸ニ水素カルシウム (別名第三リン酸カルシウム) 七十二 リン酸ニ水素カルシウム (別名リン酸ニカリウム) 七十二 リン酸ニ水素カルシウム (別名リン酸ニカリウム)   | <u> </u>  |
| 正五十一 保養アルミニウムフリウム (別名第三リン酸カルシウム) 百五十二 保酸アンモニウム (別名第三リン酸カルシウム) 百五十二 保酸 (別名自一リンゴ酸) 「百五十二 保酸 (別名自一リンゴ酸) 「百五十二 保酸 (別名自一リンゴ酸) 「百五十二 明ン酸 (別名自一リンゴ酸) 「百六十一 リン酸 (別名自一リンゴ酸) 「百六十二 リン酸 (別名自一リンゴ酸) 「百六十二 リン酸 (別名自一リンゴ酸) 「百六十二 リン酸 (別名自一リンゴ酸) 「百六十一 リン酸 (別名自一リンゴ酸) 「百六十二 リン酸 (別名自一リンゴ酸) 「百六十一 リン酸 (別名自一リンゴ酸) 「百六十一 リン酸 (別名第三リン酸カルシウム) 「百六十一 リン酸 (別名第三リン酸カルシウム) 「百六十一 リン酸 (別名第三リン酸カルシウム) 「百六十二 リン酸 (別名明名明ン酸 (別名リン酸 (別名リン酸 (別名リン酸 (別名リン酸 (別名リン酸 (別名リン酸 (別名リン酸 (別名リン酸 (別名)) (別名リン酸 (別名リン酸 (別名)) (別名リン酸 (別名) (別名リン酸 (別名) (別名) (別名) (別名) (別名) (別名) (別名) (別名)  | 大十二 リン酸ニ水素カルシウム (別名リン酸ニカトリウム) 大十二 リン酸ニ水素カルシウム (別名リン酸ニカリウム) 六十九 リン酸ニ水素カリウム (別名リン酸ニカリウム) 六十九 リン酸ニ水素アンモニウム (別名リン酸ニカリウム) 六十九 リン酸ニ水素アンモニウム (別名リン酸ニアンモニウム) 六十九 リン酸ニ水素アンモニウム (別名リン酸ニアンモニウム) 六十九 リン酸ニ水素アンモニウム (別名リン酸ニカリウム) 七十二 リン酸ニ水素カルシウム (別名第三リン酸カルシウム) 七十二 リン酸ニ水素カルシウム (別名第三リン酸カルシウム) 七十二 リン酸ニ水素カルシウム (別名第三リン酸カリウム) 七十二 リン酸ニ水素カルシウム (別名第三リン酸カリウム) 七十二 リン酸ニ水素カルシウム (別名第三リン酸カリウム) 七十二 リン酸ニ水素カルシウム (別名リン酸ニカトリウム) 七十二 リン酸ニ水素カルシウム (別名第三リン酸カリウム) 七十二 リン酸ニ水素カルシウム (別名リン酸ニカトリウム) 七十二 リン酸ニ水素カルシウム (別名リン酸ニカトリウム) 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11  | <b>→</b> 1  |
| □五十一 確酸アルミニウムカリウム (結晶物の場合にあつては別名ミョウバン) 対別名 (   | T  |   |
| 百五十二 保護アルミニウムカリウム (別名第三リン酸カルシウム)   日五十二 保護アルミニウム (別名第三リン酸カルシウム)   百五十二 保護アルミニウム (別名第三リン酸カルシウム)   百五十二 保護アンモニウム (別名第三リン酸カリウム)   百五十二 以ン酸ニカリウム (別名第三リン酸カルシウム)   百六十二 リン酸ニオ素カリウム (別名第三リン酸アグネシウム)   百六十二 リン酸ニオ素カリウム (別名第三リン酸カルシウム)   百六十二 リン酸ニオ素カリウム (別名第三リン酸カルシウム)   百六十二 リン酸ニオ素カリウム (別名第三リン酸カルシウム)   百六十二 リン酸ニオ素カリウム (別名第三リン酸カルシウム)   百六十二 リン酸ニオ素カリウム (別名第二リン酸カルシウム)   □ 百六十二 リン酸ニオ素カルシウム (別名第一リン酸カルシウム)   □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □   | <ul> <li>七十二 リン酸水素ニナトリウム (別名男ニリン酸ニナトリウム)</li> <li>六十五 リン酸ニ水素カルシウム (別名第三リン酸カルシウム)</li> <li>六十五 リン酸ニ水素アンモニウム (別名リン酸ニアンモニウム)</li> <li>六十九 リン酸ニ水素アンモニウム (別名リン酸ニアンモニウム)</li> <li>六十九 リン酸ニ水素アンモニウム (別名リン酸ニアンモニウム)</li> <li>六十九 リン酸ニ水素アンモニウム (別名リン酸ニアンモニウム)</li> <li>六十九 リン酸ニ水素アンモニウム (別名リン酸ニカリウム)</li> <li>六十九 リン酸ニ水素カルシウム (別名第三リン酸カルシウム)</li> <li>六十一 リン酸・素ニアンモニウム (別名リン酸ニカリウム)</li> <li>六十一 リン酸・素ニアンモニウム (別名リン酸ニカリウム)</li> <li>二十十一 リン酸・水素カルシウム (別名第三リン酸カルシウム)</li> <li>二十十一 リン酸・水素カルシウム (別名第三リン (別名第三里 (</li></ul> |   |
| □五十一 値でファミュウュラン・モニウュ (新晶物の場合にあつては別名焼きョウバン) □五十二 硫酸アルミニウムカリウム (引名リン酸ニカリウム) □五十二 硫酸カリウム □五十二 硫酸 (引名 ローリンゴ酸) □五十二 硫酸 (引名 ローリンゴ酸) □五十二 硫酸 (引名 ローリンゴ酸) □五十二 硫酸 (引名 ローリンゴ酸) □五十二 中央 (引名 ローリンゴ酸) □五十十 リン酸 (引名 ローリンゴ酸) □五十十 リン酸 (引名 ローリンゴ酸) □六十二 リン酸 (引名 ローリン ローリンゴ酸) □六十二 リン酸 (引名 ローリン ローリン ローリン ローリン ローリン ローリン ローリン ローリン   | 七十一 リン酸二水素カルシウム (別名第三リン酸カルシウム) 大十五 リン酸三カルシウム (別名第三リン酸カルシウム) 六十五 リン酸三水素アンモニウム (別名リン酸ニアンモニウム) 六十九 リン酸二水素アンモニウム (別名リン酸ニアンモニウム) 六十九 リン酸二水素アンモニウム (別名リン酸ニアンモニウム) 六十九 リン酸二水素アンモニウム (別名リン酸ニアンモニウム) 六十九 リン酸ニ水素アンモニウム (別名リン酸ニアンモニウム) 六十二 リン酸ニ水素アンモニウム (別名第三リン酸カルシウム) 六十一 リン酸化デンプン   |   |
| □五十一 確予ファミュウュアン・モニウム (編書物の場合にあつては別名焼アンモニウム) では別名焼アコウバン) では別名焼きョウバン) では別名が、では別名が、では別名が、では別名にあつては別名にあっては別名にあるにあっては別名にあるといるによるにあるによるによるによるによるによるによるによるによるによるによるによるによるによる   | 七十 リン酸一水素カルシウム (別名第二リン酸カルシウム) 大十五 リン酸三カリウム (別名第三リン酸一カリウム) 六十七 リン酸エオアンモニウム (別名リン酸ニアンモニウム) 六十七 リン酸エオアンモニウム (別名リン酸ニアンモニウム) 六十七 リン酸ニオアンモニウム (別名リン酸ニアンモニウム) 六十二 リン酸ニオアンモニウム (別名第三リン酸カルシウム)  |   |
| 百五十一 硫酸アルミニウムカリウム (別名リン酸ーカリウム) 「百五十一 硫酸アルミニウムカリウム (結晶物の場合にあつては別名完ョウバン) 「百五十二 硫酸アルミニウムカリウム (結晶物の場合にあつては別名完ョウバン) 「百五十二 硫酸カルシウム 「百五十二 硫酸カルシウム (別名は「リンゴ酸」) 「百五十二 硫酸ガルシウム (別名は「リンゴ酸」) 「百五十二 硫酸ガーリンゴ酸 (別名は「リンゴ酸」) 「百六十二 リン酸ニカルシウム (別名第三リン酸カルシウム) 「百六十二 リン酸をニカリウム (別名第三リン酸カリウム) 「百六十二 リン酸をニカリウム (別名第三リン酸カリウム) 「百六十六 リン酸水素ニアンモニウム (別名リン酸ニアンモニウム) 「百六十六 リン酸水素ニアンモニウム (別名リン酸ニアンモニウム) 「百六十九 リン酸水素ニアンモニウム (別名リン酸ニカリウム)   | 六十九 リン酸二水素カリウム(別名リン酸一カリウム) 六十二 リン酸ニオアンモニウム(別名リン酸一アンモニウム) 六十二 リン酸ニオアンモニウム(別名リン酸一アンモニウム) 六十二 リン酸ニオアンモニウム(別名第三リン酸コアンモニウム) 六十二 リン酸ニカリウム(別名第三リン酸カルシウム) 六十二 リン酸化デンプン   |   |
| □五十一 何酸アパミニウムカリウム(別名焼アンモニウムミョウバン) □五十一 硫酸アルミニウムカリウム(結晶物の場合にあつては別名ミョウバン又はカリミョウバン、乾燥物の場合にあつては別名焼アンモニウムミョウバン) □五十二 硫酸アンモニウム □五十二 明ン酸 □五十十 硫酸アグネシウム □五十十 硫酸アグネシウム(別名第三リン酸カリウム) □六十二 リン酸ヒアンマン □六十二 リン酸ヒアンマン □六十二 リン酸ヒアンマン □六十二 リン酸ヒアンモニウム(別名第三リン酸カリウム) □六十二 リン酸ヒアンモニウム(別名明ン酸ニアンモニウム) □六十二 リン酸ヒアンモニウム(別名明ン酸ニアンモニウム) □六十二 リン酸ヒアンモニウム(別名明ン酸ニアンモニウム) □六十二 リン酸ヒアンモニウム(別名明ン酸ニアンモニウム) □六十二 リン酸ヒアンモニウム) □六十二 リン酸ヒアンモニウム) □六十二 リン酸ヒアルミロウバン □六十二 中央・ファイ・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー  | 六十八 リン酸水素二カリウム(別名リン酸二カリウム) ・   |   |
| □ 日五十  | 六十七 リン酸二水素アンモニウム(別名リン酸一アンモニウム)   | -   |
| □ 百五十一 確要アルミニウムアンモニウム (別名男ンでは別名焼アンモニウム) □ 百五十一 硫酸アルミニウムカリウム (結晶物の場合にあつては別名焼アコウバン) □ 百五十二 硫酸カリウム □ 百五十二 硫酸カリウム □ 百五十二 硫酸カリウム □ 百五十二 硫酸テンモニウムカリウム (別名焼ミョウバン) □ 百五十二 硫酸デルミニウムカリウム (別名焼ミョウバン) □ 百五十二 硫酸デルミニウムカリウム (別名焼ミョウバン) □ 百五十二 硫酸デルミニウムカリウム (別名焼ミョウバン) □ 百五十二 研酸アンモニウム (別名焼ミョウバン) □ 百六十二 リン酸 (別名(別名第三リン酸カリウム) □ 百六十二 リン酸 (別名第三リン酸カリウム)   | 六十六 リン酸水素ニアンモニウム(別名リン酸ニアンモニウム)   |   |
| □ 百五十一 確要アルミニウムアンモニウム (別名焼ミョウバン) □ 五十一 硫酸アルミニウムカリウム (結晶物の場合にあつては別名焼アンモニウムシ) □ 五十二 硫酸カリウム (   | <ul><li>六十五 リン酸三マグネシウム (別名第三リン酸マグネシウム)</li><li>六十四 リン酸三カルシウム (別名第三リン酸カルシウム)</li><li>六十二 リン酸ビカリウム (別名第三リン酸カリウム)</li><li>六十二 リン酸化デンプン</li></ul>  |   |
| □ 百五十一 研覧アルミニウムアンモニウムミョウバン)  | <ul><li>六十四 リン酸三カルシウム (別名第三リン酸カルシウム)</li><li>六十三 リン酸三カリウム (別名第三リン酸カリウム)</li><li>六十二 リン酸化デンプン</li><li>二六十一 リン酸架橋デンプン</li></ul>  |   |
| □ 百五十一 研覧アルミニウムアンモニウム (別名焼ミョウバン) □ 百五十一 硫酸アルミニウムカリウム (結晶物の場合にあつては別名焼ミョウバン) □ 百五十二 硫酸カリウム □ 百五十二 硫酸カリウム □ 百五十二 硫酸デルミニウムカリウム (別名はヨウバン) □ 百五十二 硫酸デルミニウムカリウム (別名はヨウバン) □ 百五十二 硫酸デルミニウムカリウム (別名はコーリンゴ酸ナトリウム) □ 百五十二 硫酸マグネシウム □ 百五十十 研覧アンゴ酸 (別名は1―リンゴ酸ナトリウム) □ 百六十 リン酸 (別名は1―リンゴ酸) □ 百六十 リン酸 (別名は1―リンゴ酸) □ 百六十 リン酸 (別名第三リン酸カリウム)   | <ul><li>六十三 リン酸三カリウム (別名第三リン酸カリウム)</li><li>六十二 リン酸化デンプン</li><li>二六十一 リン酸架橋デンプン</li></ul>   | _   |
| □ 日五十一 研覧アルミニウムアンモニウム ( 編書物の場合にあつては別名焼アンモニウムショウバン) では別名 焼きョウバン) では別名 焼きョウバン では別名 焼きョウバン) では別名 焼きョウバン では別名 焼きョウバン) では別名 焼きョウバン では別名 焼きョウバン では別名 焼きョウバン では別名 にあつては別名 焼きョウバン) で 1 日五十二 硫酸 第一鉄 「日五十二 硫酸 第一鉄 「日五十二 硫酸 第一鉄 「日五十二 硫酸 第一鉄 「日五十二 硫酸 東 1 アンゴ酸 ( 別名 は 1 一リンゴ酸 ) 「日五十二 ・ 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1   | 六十二 リン酸化デンプン   | , ⊢:  |
| 日五十一 硫酸アルミニウムアンモニウムミョウバン)  「百五十一 硫酸アルミニウムカリウム (結晶物の場合にあつては別名焼ミョウバン)  「百五十二 硫酸カリウム 「百五十二 硫酸カリウム 「百五十二 硫酸カルシウム 「百五十二 硫酸カルシウム 「百五十二 硫酸テンモニウム 「百五十二 硫酸デルミニウムカリウム (別名はニーリンゴ酸ナトリウム) 「百五十七 硫酸マグネシウム 「百五十七 硫酸マグネシウム 「百五十七 硫酸マグネシウム 「百五十七 硫酸マグネシウム 「百五十七 小)」 「百五十十 「1)」 「1) 「1) 「1) 「1) 「1) 「1) 「1) 「1) 「1) 「1)   | <br>  六十  リン酸架橋デンプン  | 10  |
| □ 日 1 十 の で ア ハミニウムアンモニウム (  |  | _   |
| □ 五十十 の酸アルミニウムアンモニウム (別名は1―リンゴ酸ナトリウム) □ 五十一 硫酸アルミニウムカリウム (結晶物の場合にあつては別名焼ミョウバン) □ 五十二 硫酸アルミニウムカリウム (結晶物の場合にあつては別名ミョウバン又はカリミョウバン、乾燥物の場合にあつては別名焼ミョウバン) □ 五十二 硫酸アンモニウム (別名は1―リンゴ酸) □ 五十二 硫酸デルミニウムカリウム (結晶物の場合にあつては別名ミョウバン又はカリミョウバン、乾燥物の場合にあつては別名焼ミョウバン) □ 五十二 硫酸デルミニウムカリウム (別名は1―リンゴ酸) □ 五十二 硫酸デルミニウムカリウム (別名は1―リンゴ酸ナトリウム) □ 五十二 硫酸デルミニウムラム (別名は1―リンゴ酸ナトリウム) □ 五十二 元 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0   |  | νHβ   |
| 正五十一 研覧アルミニウムアンモニウム (利品 L リンゴ後 L いりない) では別名焼アルミニウムカリウム (結晶物の場合にあつては別名焼ミョウバン) で   | マー・リンタ   | LTT.  |
| 正五十、 研酸アルミニウムアンモニウム ( ) 指し アンゴ酸 ( ) におんてに別名だったこと ( ) におんてに別名焼きョウバン) で 燥物の場合にあつては別名焼きョウバン) で 燥物の場合にあつては別名焼きョウバン) で に  | 一も ) ) リノゴ後日、リウム(川石日 ― リノゴ後日、リウム)  - 十八 「FI―リンニ酸(另名で1―リンニ酸)  | 1 111   |
| 正子士 研修アバミニウムアンモニウム (希情報の場合にあつては別名ミョウバン又はカリミョウバン、乾燥物の場合にあつては別名焼ミョウバン)<br>「百五十二 硫酸アルミニウムカリウム (結晶物の場合にあつては別名ミョウバン又はカリミョウバン、乾燥物の場合にあつては別名焼ミョウバン)<br>「百五十二 硫酸アンモニウム<br>「百五十二 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元  | 一人 ) ファイブ 後(川名) エアゴ 後)十七 「硝酸マクネシウム   | שש  |
| 大<br>  大<br>  大<br>  大<br>  大<br>  大<br>  大<br>  大<br>  大<br>  大   | - 13 でだって スティー・ - 17 一 研修 ブトリウム  | バ   |
| 「日子上丘  | 一、 花袋 ファクス・オース 荷香 第一番  | エノヽ   |
| 百五十四 硫酸カルシウム<br>百五十三 硫酸カリウム<br>百五十三 硫酸アンモニウム<br>百五十二 硫酸アンモニウム<br>(結晶物の場合にあつては別名焼ミョウバン)<br>(お上) 一   | 十五 流酸第一跌   |   |
| 百五十三 硫酸カリウム  | 五十四 硫酸カルシウム  | <u>ш</u> Т  |
| 百五十二 硫酸アンモニウム  | 五十三 硫酸カリウム   | ДΙ  |
| 新西五十   荷酸アルミニウムカリウム(結晶物の場合にあつては別名ミョウバン又はカリミョ   神ン、乾燥物の場合にあつては別名焼アンモニウムミョウバン)   和ン、乾燥物の場合にあつては別名焼アンモニウムミョウバン)   和 日五十   荷酸アルミニウムアンモニウム  | 五十二 硫酸アンモニウム <b> </b> 静  | 111,  |
| .百五十一 硫酸アルミニウムカリウム(結晶物の場合にあつては別名ミョウバン又はカリミョ  神ン、乾燥物の場合にあつては別名焼アンモニウムミョウバン) 都.百五十 荷酘アバミニウムアンモニウム (希情報の場合にあってに別名アンモニウムミョウノ)  | バン、乾燥物の場合にあつては別名焼ミョウバン)  | 개기  |
| 本語   一分   一次   一次   一次   一次   一次   一次   一次   | 五十一 硫酸アルミニウムカリウム(結晶物の場合にあつては別名ミョウバン又はカリミョ  神   | 꿏   |
| 五十 一   | 乾燥物の場合にあつては別名焼アンモニウムミョウバン)   | 12  |
| 丘上   |  | 31×   |

ら一年間 提出した日か

ら三年間 提出した日か

```
みりん
                                                                                                                                                                              杜精仲類茶
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  海藻
                                                   麺類
                                                                                                                                                                  煮豆
                                                                                                                                                                                                        チョコ
                                                                                                                                                                                                                                清酒
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           ||次の食品、添加物、器具又は容器包装であつて、
            冷凍果実(製造し、又は加工した果実を凍結させたものを除く。)野菜のピューレ又はペースト
                                     野菜の水煮
                                                                          マテ茶
                                                                                                                             パン類
                                                                                                                                         はちの巣入りはちみつ
                                                                                                                                                    はちの子の水煮
                                                                                                                                                                                                                                           ショートニング
                                                                                                                                                                                                                                                        植物性油脂
                                                                                                                                                                                                                                                                    |植物性クリーミングパウダー
                                                                                                                                                                                                                                                                                  食塩
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          穀物、豆類又はいも類の粉
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       原料用果汁
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    ギムネマ茶
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |食に供する際に加熱を要するとされているものをいう。)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            加熱後摂取冷凍食品(製造し、又は加工した食品を凍結させたものであつて、
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         果実酒の原酒
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    カカオ豆 (煎つたものを除く。)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          魚又は海棲哺乳動物の油脂
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      魚のつくだ煮魚の卵(乾燥したものに限る。)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |煎つたコーヒー豆又はそれをひいたもの
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 日前三年間に同一食品等が同項各号に該当したことがないもの。入計画を記載した輸入届出書の提出前から継続的に輸入され、かつ、
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  コーヒーのエキス
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             ココア製品 (粉末清涼飲料を除く。)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                いなごの水煮
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      コーヒー豆(煎つたものを除く。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                            コーンフレーク
                                                                                                                バン類ミックス
                                                                                                                                                                                                                                                                                               こんにゃく
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        一時的に貯蔵した果実及び果皮
                                                                                        ーガリン
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                ートミール
                                                                                                                                                                                                         レ
(製造し、又は加工した野菜を凍結させたものを除く。)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          第三十二条第四項に規定する輸輸入届出書を
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            当該提出の提出した日か
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              飲
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 ら一年間
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          理標準作業
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     守管理標準一機械器具保一
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             標準作業書。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    守管理
                                                                                                                                                                                  準作業書
                                                                                                                                                                                             検査実施
                                                                                                                                                                                                                                                試験品取
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               の種類
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    別表第十三(第三十七条、第四十条関係
                                                                                                                                                                                                                                     標準作業書
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           標準作業書
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        作成すべき記載すべき事項
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          別表第一に掲げる添加物以外の添加物
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |規格が定められているものを除く。)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  合成樹脂製の器具又は容器包装
                          検査実施標準作業書は、
                                     動物飼育管理標準作業書は、動物を用いる検査を行う者に限つて作成すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               取扱いを含む。) の方法
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             の容器にすべき表示の方法
                                                                                                                                                                                                                       試験品の管理に関する記録の作成要領試験品の管理の方法
                                                                                                                                                       試薬等の選択及び調製の方法検査等の実施の方法
                                                                                                                                                                                  製品の名称
                                                                                                                                                                                                                                                                          動物の飼育に関する記録の作成要領疾病にかかり、又はその疑いのある動物の取扱いの方法
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            動物の受領に当たつての注意事項
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         動物飼育室の管理の方法
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       作成及び改定年月日
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 試薬等の管理に関する記録の作成要領
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                試薬等の管理に関する注意事項
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         試薬、試液、培地、
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      作成及び改定年月日
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    常時行うべき保守点検(計器にあつては、
                                                                                                     検査等に当たつての注意事項
                                                                                                                                           細菌学的検査にあつては、標準微生物の株の取扱
                                                                                                                                                                                              検査等の項目
                                                                                                                                                                                                           作成及び改定年月日
                                                                                                                                                                                                                                                試験品の採取、
                                                                                                                                                                                                                                                              作成及び改定年月日
                                                                                                                                                                                                                                                                                                  動物の健康観察の方法
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                動物の飼育の方法
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  機械器具の保守管理に関する記録の作成要領
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           故障が起こつた場合の対応(測定中に故障が起こつた場合にあつては、
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        定期的な保守点検に関する計画
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 機械器具の名称
                                                                          検査等に関する記録の作成要領
                                                                                         検査等により得られた値の処理の方法
                                                                                                                検査等に用いる機械器具の操作の方法
                                                                                                                               試料の調製の方法
                                                                作成及び改定年月日
                          検査等の項目ごとに作成すること。
                                                                                                                                                                                                                                                搬送及び受領に当たつての注意事項
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         標準品、
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           (法第十三条第一項の規定により基準又は
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         標準液及び標準微生物の株
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    校正を含む。)
                                                                                                                                            いの方法
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    の方法
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          以
下
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         「試薬等」という
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           試験品
```

| 36          |                        |                          |      |                |              |              |                            |         |     |          |         |          |     |   |     |   |    |    |         |     |           |      |         |                            |            |                    |                         |                        |                      |             |                 |        |    | _        |
|-------------|------------------------|--------------------------|------|----------------|--------------|--------------|----------------------------|---------|-----|----------|---------|----------|-----|---|-----|---|----|----|---------|-----|-----------|------|---------|----------------------------|------------|--------------------|-------------------------|------------------------|----------------------|-------------|-----------------|--------|----|----------|
| 五食用油脂関係科目   |                        | 及                        |      |                | 1 P #3 F     | 三食句製品関系斗     |                            |         |     | 二乳製品関係科目 |         |          |     |   |     |   |    |    | 一一般共通科目 | 分類  | 十六        |      | 学、缶詰工学、 | 水産製造学、                     | 学、遺伝学、     | 応用微生物学、            | 染物質分析学、                 | 別表第十五(第t               | 衆衛生学                 | 微生物学        | 生物化学            | 化学     | 学科 |          |
| 條<br>科<br>目 |                        | び魚肉ソーセー                  |      |                | 1:<br>利<br>[ | 糸斗目          |                            |         |     | 科目       |         |          |     |   |     |   |    |    | 目       |     | (第五十六条関係) | 什    |         | 字、畜産品製造学、                  | 前          |                    | 酵素化学                    | 軍産化学、                  | 公衆衛生学、               | 微生物学、食      |                 | 分析化学、有 |    | (第五十条関系) |
| 四三二一        | 五四三二                   | -<br>ジ<br>ー              | 五四   | ΙΞ             | = -          | _ [          | 五. 匹                       | 1三      | =   | _        | 九       | 八        | 七   | 六 | 五.  | 四 | 三  | =  | _       | 科   | )         |      | 、食品     |                            | 獣医学、       |                    |                         | 放射線化学、                 | 食品衛                  | 品微生         | 食品化学、           | 有機化学、  |    |          |
| の責務の業務の使用基準 | 地訓練のソーセージ検査実習のソーセージ検査法 | 魚肉ハム及び魚肉ソーセージの関係法令及び規格基準 | 河棟   | 查法             | 1            |              | 施設見学及び臨地訓練・ジャーの教育を選出しています。 |         |     | 格基準      | おける衛生管理 | 栄養学を含む。) | 学   |   |     |   | 準  |    | 公衆衛生概論  | 皿   |           |      | その他これらに | 農産物製造学、醸造調味食品製造学、乳製品製造学、蒸留 | 化学、衛生統計学、兴 | 医学概論、解剖学、医化学、産業医学、 | 字、水産生理学、家畜生理学、植物生理学、環境; | 乳化学、食肉化学、高分子化学、生物有機化学、 | 食品衛生学、環境衛生学、衛生行政学、疫学 | 食品保存学、食品製造学 | 下、生理学、食品分析学、毒性学 | F、無機化学 |    |          |
| 三四十十四四      | 十十九十五五五八               | 五五.                      | 十十五八 | · 六<br>·<br>—— | 人 -          | <del> </del> | 十 十<br>五 <i>ハ</i>          | · 六<br> | 人   | + =      | 九       | 十八       | 士五. | 九 | 人   | 人 | 十八 | 十八 | 九       | 時間数 |           |      | 食品      | 蒸留酒製造                      | 埋学、        | 血清                 | 物学、                     | 環<br>境<br>汚            |                      |             |                 |        |    |          |
|             |                        |                          |      |                |              |              |                            |         |     |          |         |          |     |   |     |   |    |    |         |     | _         | 別表第十 |         |                            |            | 七添.                |                         |                        |                      |             | グ関係             | 六マ     |    | <u> </u> |
| ハロ・         | イ へ                    | なな                       | トニ / | (2)            |              | (            | ノ<br>1)                    | ` (:    | 3 ) |          |         | (        | 2)  |   | (1) | 口 | 四  | 1  | を       | 1   | 合         | 第上   |         |                            |            | 加物                 |                         |                        |                      |             | 関               |        |    |          |

| _          | の関系)         | 長第十七(第七十七条の二第一頁関系) |
|------------|--------------|--------------------|
| 十五         | 施設見学及び臨地訓練   | 四                  |
| 二十四        | 添加物鑑定実習      | =                  |
| 九          | 添加物鑑定法       |                    |
| 九          | 添加物分析法概論     | 添加物関係科目            |
| 三十         | 施設見学及び臨地訓練   | 七                  |
| 十五.        | 添加物鑑定実習      |                    |
| 十六         | 分析法実習        | 五                  |
| 六          | 添加物鑑定法       | ग्रव               |
| =          | 製造工程における衛生基準 |                    |
| 六          | 製造工程における衛生管理 | グ関係科目 一            |
| 六          | 栄養学及び分析法     | マーガリン及びショートニン      |
| 十          | 施設見学及び臨地訓練   |                    |
| <u>-1+</u> | 油脂試験法の理論及び実習 | 五                  |
|            |              |                    |

#### † 七(第六十六条の二第一項関係)

- 四十八条に規定する食品衛生管理者は、食品衛生責任者を兼ねることができる。 し、第六十六条の二第四項各号に規定する営業者についてはこの限りではない。なお、法第 を含む。以下この表において「営業者」という。)は、食品衛生責任者を定めること。ただ 法第五十一条第一項に規定する営業を行う者(法第六十八条第三項において準用する場合
- 食品衛生責任者は次のいずれかに該当する者とすること。
- 格要件を満たす者 法第三十条に規定する食品衛生監視員又は法第四十八条に規定する食品衛生管理者の資
- 処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)第十二条に規定す 第七条に規定する衛生管理責任者若しくは同法第十条に規定する作業衛生責任者又は食鳥 る食鳥処理衛生管理者 調理師、製菓衛生師、栄養士、船舶料理士、と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)
- (3) 都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が適正と認める講習会を受講した者

食品衛生責任者は次に掲げる事項を遵守すること。

- 項において準用する場合を含む。)に限る。)。 品衛生に関する新たな知見の習得に努めること(法第五十四条の営業(法第六十八条第三 都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が認める講習会を定期的に受講し、食
- (2) 営業者の指示に従い、衛生管理に当たること。
- 営業者は、食品衛生責任者の意見を尊重すること。
- を行うとともに、営業者に対し必要な意見を述べるよう努めること。 食品衛生責任者は、第六十六条の二第三項に規定された措置の遵守のために、必要な注意
- る技術等を有すると都道府県知事等が認める者にふぐを処理させ、又はその者の立会いの下 に他の者にふぐを処理させなければならない。 ふぐを処理する営業者にあつては、ふぐの種類の鑑別に関する知識及び有毒部位を除去す
- 施設の衛生管理
- よう清潔な状態を維持すること。 施設及びその周辺を定期的に清掃し、施設の稼働中は食品衛生上の危害の発生を防止する
- 施設の内壁、天井及び床を清潔に維持すること。 食品又は添加物を製造し、 加工し、 調理し、 貯蔵し、 又は販売する場所に不必要な物品等

- 管理を行うこと。 施設内の採光、照明及び換気を十分に行うとともに、必要に応じて適切な温度及び湿度の
- にあつては、じん埃、ねずみ及び昆虫等の侵入を防止する措置を講ずること。 排水溝は、固形物の流入を防ぎ、排水が適切に行われるよう清掃し、破損した場合速やか 窓及び出入口は、原則として開放したままにしないこと。開放したままの状態にする場合
- 便所は常に清潔にし、定期的に清掃及び消毒を行うこと。

に補修を行うこと。

- 設備等の衛生管理 食品又は添加物を取り扱い、又は保存する区域において動物を飼育しないこと
- 衛生保持のため、機械器具は、その目的に応じて適切に使用すること。
- するため、洗浄及び消毒を行い、所定の場所に衛生的に保管すること。また、故障又は破損機械器具及びその部品は、金属片、異物又は化学物質等の食品又は添加物への混入を防止
- 機械器具及びその部品の洗浄に洗剤を使用する場合は、 洗剤を適切な方法により使用する

があるときは、速やかに補修し、適切に使用できるよう整備しておくこと。

- 温度計、圧力計、流量計等の計器類及び滅菌、殺菌、除菌又は浄水に用いる装置にあつて
- 作業終了の都度熱湯、蒸気又は消毒剤等で消毒し、乾燥させること。 は、その機能を定期的に点検し、点検の結果を記録すること。 器具、清掃用機材及び保護具等食品又は添加物と接触するおそれのあるものは、 汚染又は
- てそれらを入れる容器包装に内容物の名称を表示する等食品又は添加物への混入を防止する洗浄剤、消毒剤その他化学物質については、取扱いに十分注意するとともに、必要に応じ
- 燥させ、所定の場所に保管すること。 施設設備の清掃用機材は、目的に応じて適切に使用するとともに、使用の都度洗浄し、 乾
- 行うことができる状態を維持すること。 手洗設備は、石けん、ペーパータオル等及び消毒剤を備え、手指の洗浄及び乾燥が適切に
- 洗浄設備は、清潔に保つこと。
- 洗浄を行うこと。 都道府県等の確認を受けて手洗設備及び洗浄設備を兼用する場合にあつては、 汚染の都度
- 認し、その結果の記録を二年間保存すること。 食品の放射線照射業にあつては、営業日ごとに一回以上化学線量計を用いて吸収線量を確
- 冷却その他食品又は添加物の安全性に影響を及ぼさない工程における使用については、この 若しくは同条第七項に規定する簡易専用水道により供給される水(別表第十九第三号へにお いて「水道事業等により供給される水」という。)又は飲用に適する水であること。ただし、 食品又は添加物を製造し、加工し、又は調理するときに使用する水は、水道法 |年法律第百七十七号) 第三条第二項に規定する水道事業、同条第六項に規定する専用水道 (昭和三十
- にはその都度水質検査を行うこと。 当該期間)保存すること。ただし、不慮の災害により水源等が汚染されたおそれがある場合 間(取り扱う食品又は添加物が使用され、又は消費されるまでの期間が一年以上の場合は、 飲用に適する水を使用する場合にあつては、一年一回以上水質検査を行い、成績書を一年
- ハロの検査の結果、イの条件を満たさないことが明らかとなつた場合は、 すること 直ちに使用を中止
- 正常に作動しているかを定期的に確認し、 飲用に適する水を使用する場合で殺菌装置又は浄水装置を設置している場合には、貯水槽を使用する場合は、貯水槽を定期的に清掃し、清潔に保つこと。 その結果を記録すること

- 水から作ること。また、氷は衛生的に取り扱い、保存すること。 食品に直接触れる氷は、適切に管理された給水設備によつて供給されたイの条件を満たす
- な処理を行うこと。 使用した水を再利用する場合にあつては、食品又は添加物の安全性に影響しないよう必要
- Ŧi. ねずみ及び昆虫対策
- 設置により、ねずみ及び昆虫の施設内への侵入を防止すること。 の繁殖場所を排除するとともに、窓、ドア、吸排気口の網戸、トラップ及び排水溝の蓋等の 施設及びその周囲は、維持管理を適切に行うことができる状態を維持し、ねずみ及び昆
- ロ 一年に二回以上、ねずみ及び昆虫の駆除作業を実施し、その実施記録を一年間保存するこ ことができる。 り、その目的が達成できる方法であれば、当該施設の状況に応じた方法及び頻度で実施する て、 定期に、統一的に調査を実施し、当該調査の結果に基づき必要な措置を講ずる等によ ただし、ねずみ及び昆虫の発生場所、生息場所及び侵入経路並びに被害の状況に関し
- 分注意すること。 殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合には、食品又は添加物を汚染しないようその取扱いに十
- 染防止対策を講じて保存すること。 び壁から離して保存すること。一度開封したものについては、蓋付きの容器に入れる等の汚ねずみ及び昆虫による汚染防止のため、原材料、製品及び包装資材等は容器に入れ、床及
- 廃棄物及び排水の取扱い
- 清潔にしておくこと。 廃棄物の容器は、他の容器と明確に区別できるようにし、汚液又は汚臭が漏れないように 廃棄物の保管及びその廃棄の方法について、手順を定めること。
- 品又は添加物を取り扱い、又は保存する区域(隣接する区域を含む。)に保管しないこと。 廃棄物は、食品衛生上の危害の発生を防止することができると認められる場合を除き、
- る場所とすること 廃棄物の保管場所は、周囲の環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理を行うことができ
- 廃棄物及び排水の処理を適切に行うこと。
- 食品又は添加物を取り扱う者の衛生管理
- 上の危害の発生の防止に必要な健康状態の把握を目的として行うこと。 食品又は添加物を取り扱う者(以下「食品等取扱者」という。)の健康診断は、 食品衛生
- 食品等取扱者に検便を受けるよう指示すること。 都道府県知事等から食品等取扱者について検便を受けるべき旨の指示があつたときには、
- ځ 医師による診察及び食品又は添加物を取り扱う作業の中止を必要とするものか判断するこ 食品等取扱者が次の症状を呈している場合は、その症状の詳細の把握に努め、当該症状が
- 黄疸
- 腹痛

下痢

- (7) (6) (5) (4) (3) (2)
  - 皮膚の化膿性疾患等
  - 耳、目又は鼻からの分泌 (感染性の疾患等に感染するおそれがあるものに限る。)
- 吐き気及びおう吐

装置が

- ておう吐した場合には、直ちに殺菌剤を用いて適切に消毒すること。 1、おう吐物等により汚染された可能性のある食品又は添加物は廃棄すること。施設におい皮膚に外傷がある者を従事させる際には、当該部位を耐水性のある被覆材で覆うこと。ま
- 専用の履物を用いるとともに、作業場内で使用する履物を着用したまま所定の場所から出な作業着を着用し、並びに必要に応じて帽子及びマスクを着用すること。また、作業場内では、食品等取扱者は、食品又は添加物を取り扱う作業に従事するときは、目的に応じた専用の 食品等取扱者は、手洗いの妨げとなる及び異物混入の原因となるおそれのある装飾品等を
- 食品等を取り扱う施設内に持ち込まないこと。
- 材のものを原則として使用すること。 食品等取扱者は、手袋を使用する場合は、原材料等に直接接触する部分が耐水性のある素
- いよう手指を清潔にすること。 食品等取扱者は、爪を短く切るとともに手洗いを実施し、食品衛生上の危害を発生させな
- 料又は加熱前の原材料を取り扱う場合にあつては、作業後に手袋を交換すること。 ときは、十分に手指の洗浄及び消毒を行うこと。なお、使い捨て手袋を使用して生鮮の原材、食品等取扱者は、用便又は生鮮の原材料若しくは加熱前の原材料を取り扱う作業を終えた
- る観点から、食品又は添加物を取り扱う間は次の事項を行わないこと。 食品等取扱者は、食品又は添加物の取扱いに当たつて、食品衛生上の危害の発生を防止す
- 手指又は器具若しくは容器包装を不必要に汚染させるようなこと。

#### (2)(1) 痰又は唾を吐くこと。

- くしやみ又は咳の飛沫を食品又は添加物に混入し、又はそのおそれを生じさせること。
- で示した食品等取扱者の衛生管理の規定に従わせること。食品等取扱者以外の者が施設に立ち入る場合は、清潔な専用の作業着に着替えさせ、食品等取扱者は所定の場所以外での着替え、喫煙及び飲食を行わないこと。 本項

検食の実施

- 材料及び調理済の食品ごとに適切な期間保存すること。なお、原材料は、 R料及び調理済の食品ごとに適切な期間保存すること。なお、原材料は、洗浄殺菌等を行わ同一の食品を一回三百食又は一日七百五十食以上調理し、提供する営業者にあつては、原 購入した状態で保存すること。
- つては、当該食品を搬出した時刻)及び提供した数量を記録し保存すること。 イの場合、調理した食品の提供先、提供時刻(調理した食品を運送し、提供する場合にあ
- る食品又は添加物(以下この表において「製品」という。) について、消費者が安全に喫食・ 営業者は、採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売す するために必要な情報を消費者に提供するよう努めること。
- じ。)及び法に違反する情報を得た場合には、当該情報を都道府県知事等に提供するよう努 又は添加物に起因する又はその疑いがあると診断されたものに限る。以下この号において同営業者は、製品に関する消費者からの健康被害(医師の診断を受け、当該症状が当該食品
- 混入その他の健康被害につながるおそれが否定できない情報を得た場合は、当該情報を都道 営業者は、製品について、消費者及び製品を取り扱う者から異味又は異臭の発生、異物の
- よう、回収に係る責任体制、消費者への注意喚起の方法、具体的な回収の方法及び当該食品への健康被害を未然に防止する観点から、当該食品又は添加物を迅速かつ適切に回収できる 府県知事等に提供するよう努めること。 又は添加物を取り扱う施設の所在する地域を管轄する都道府県知事等への報告の手順を定め 営業者は、製品に起因する食品衛生上の危害又は危害のおそれが発生した場合は、消費者

- 製品を回収する場合にあつては、回収の対象ではない製品と区分して回収したものを保管
- を汚染しないよう必要に応じて洗浄及び消毒をすること 食品又は添加物の運搬に用いる車両、コンテナ等は、食品、 添加物又はこれらの容器包装
- 態を維持すること、 車両、コンテナ等は、清潔な状態を維持するとともに、補修を行うこと等により適切な状
- 貨物からの汚染を防止するため、必要に応じ、食品又は添加物を適切な容器に入れる等区分 食品又は添加物及び食品又は添加物以外の貨物を混載する場合は、食品又は添加物以外の
- テナ等を使用する場合は、効果的な方法により洗浄し、必要に応じ消毒を行うこと。 品目が異なる食品又は添加物及び食品又は添加物以外の貨物の運搬に使用した車両、運搬中の食品又は添加物がじん埃及び排気ガス等に汚染されないよう管理すること。
- ナ等を使用し、食品又は添加物の専用であることを明示すること。 ばら積みの食品又は添加物にあつては、必要に応じて食品又は添加物専用の車両、コ
- 運搬中の温度及び湿度の管理に注意すること。
- に管理すること。 運搬中の温度及び湿度を踏まえた配送時間を設定し、 所定の配送時間を超えないよう適切
- 調理された食品を配送し、 適切に管理すること。 提供する場合にあつては、飲食に供されるまでの時間を考慮
- 直接日光にさらす等不適切な温度で販売したりすることのないよう管理すること、販売量を見込んで適切な量を仕入れること。
- 教育訓練
- 育訓練を実施すること。 化学物質を取り扱う者に対して、使用する化学物質を安全に取り扱うことができるよう教食品等取扱者に対して、衛生管理に必要な教育を実施すること。
- を行うこと。 イ及びロの教育訓練の効果について定期的に検証を行い、必要に応じて教育内容の見直し
- その他
- 存するよう努めること。 入元、製造又は加工等の状態、出荷又は販売先その他必要な事項に関する記録を作成し、保食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、取り扱う食品又は添加物に係る仕
- 努めること。 製造し、又は加工した製品について自主検査を行つた場合には、 その記録を保存するよう

#### 別表十八(第六十六条の二第二項関係)

ロ

- 危害要因の分析
- の危害要因を管理するための措置(以下この表において「管理措置」という。)を定めること。 を発生させ得る要因(以下この表において「危害要因」という。)の一覧表を作成し、これら 重要管理点の決定 食品又は添加物の製造、加工、調理、運搬、貯蔵又は販売の工程ごとに、食品衛生上の危害
- 低減するために管理措置を講ずることが不可欠な工程(以下この表において「重要管理点」と いう。)を決定すること。 前号で特定された危害要因につき、その発生を防止し、排除し、又は許容できる水準にまで
- 準にまで低減するための基準 個々の重要管理点における危害要因につき、その発生を防止し、排除し、又は許容できる水 (以下この表において「管理基準」という。) を設定すること。

お いて「モニタリング」という。)をするための方法を設定すること。 重要管理点の管理について、連続的な又は相当の頻度による実施状況の把握 モニタリング方法の設定

Ŧi. 改善措置の設定 個々の重要管理点において、 モニタリングの結果、管理基準を逸脱したことが判明した場合

検証方法の設定

の改善措置を設定すること。

前各号に規定する措置の内容の効果を、 定期的に検証するための手順を定めること

記録の作成

作成すること 営業の規模や業態に応じて、前各号に規定する措置の内容に関する書面とその実施の記録を

令第三十四条の二に規定する営業者

する営業者を含む。)にあつては、その取り扱う食品の特性又は営業の規模に応じ、 ^る営業者を含む。) にあつては、その取り扱う食品の特性又は営業の規模に応じ、前各号に令第三十四条の二に規定する営業者(第六十六条の四第二号に規定する規模の添加物を製造

#### 別表第十九(第六十六条の七関係)

掲げる事項を簡略化して公衆衛生上必要な措置を行うことができる。

設備、機械器具の配置及び食品又は添加物を取り扱う量に応じた十分な広さを有すること。 施設は、屋外からの汚染を防止し、衛生的な作業を継続的に実施するために必要な構造又は

一 食品又は添加物、容器包装、機械器具その他食品又は添加物に接触するおそれのあるもの

従業者の経路の設定、同一区画を異なる作業で交替に使用する場合の適切な洗浄消毒の実施等 品等を取り扱うことを目的としない室又は場所が同一の建物にある場合、それらと区画されて により、必要な衛生管理措置が講じられている場合はこの限りではない。なお、住居その他食 れ、又は空気の流れを管理する設備が設置されていること。ただし、作業における食品等又は 区分に応じ、間仕切り等により必要な区画がされ、工程を踏まえて施設設備が適切に配置さ いること。 (以下「食品等」という。)への汚染を考慮し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため、作業

施設の構造及び設備

入を防止できる設備を有すること。 じん埃、廃水及び廃棄物による汚染を防止できる構造又は設備並びにねずみ及び昆虫の侵

有すること。 食品等を取り扱う作業をする場所の真上は、結露しにくく、結露によるかびの発生を防止 及び結露による水滴により食品等を汚染しないよう換気が適切にできる構造又は設備を

を容易にすることができる材料で作られ、清掃等を容易に行うことができる構造であるこ 床面、内壁及び天井は、清掃、洗浄及び消毒(以下この表において「清掃等」という。)

されていること。 水が良好であること。内壁は、床面から容易に汚染される高さまで、不浸透性材料で腰原床面及び内壁の清掃等に水が必要な施設にあつては、床面は不浸透性の材質で作られ、 張り 排

る機能を備えること。 照明設備は、作業、検査及び清掃等を十分にすることのできるよう必要な照度を確保でき

ら汚染されない構造を有すること。貯水槽を使用する場合にあつては、食品衛生上支障のなの水を使用する場合にあつては、必要に応じて消毒装置及び浄水装置を備え、水源は外部か分な量を供給することができる給水設備を有すること。水道事業等により供給される水以外 い構造であること 水道事業等により供給される水又は飲用に適する水を施設の必要な場所に適切な温度で十

て定めがある食品を取り扱う営業にあつてはへの適用については、 法第十三条第一項の規定により別に定められた規格又は基準に食品製造用水の使用につい 「飲用に適する水」とあ

> 製造用水若しくは殺菌した海水」とする。 食品を取り扱う営業にあつてはへの適用については、「飲用に適する水」とあるのは「食品 るのは「食品製造用水」とし、食品製造用水又は殺菌した海水を使用できるよう定めがある

(以下この表に

従業者の手指を洗浄消毒する装置を備えた流水式手洗い設備を必要な個数有すること。 水栓は洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造であること な

排水設備は次の要件を満たすこと。

区画の床面に設置されていること。 十分な排水機能を有し、 かつ、水で洗浄をする区画及び廃水、 液性の廃棄物等が流れる

出できる機能を有すること。 汚水の逆流により食品又は添加物を汚染しないよう配管され、 かつ、 施設外に適切に排

配管は十分な容量を有し、かつ、適切な位置に配置されていること。

(3)

(2)

ヌ 食品又は添加物を衛生的に取り扱うために必要な機能を有する冷蔵又は冷凍設備を必要に 別に定められた規格又は基準に冷蔵又は冷凍について定めがある食品を取り扱う営業にあつ ては、その定めに従い必要な設備を有すること。 応じて有すること。製造及び保存の際の冷蔵又は冷凍については、法第十三条第一項により

ル 必要に応じて、ねずみ、昆虫等の侵入を防ぐ設備及び侵入した際に駆除するための設備を 有すること。

次に掲げる要件を満たす便所を従業者の数に応じて有すること

作業場に汚染の影響を及ぼさない構造であること

専用の流水式手洗い設備を有すること。

分な規模の設備を有すること。また、施設で使用する洗浄剤、殺菌剤等の薬剤は、食品等と 区分して保管する設備を有すること。 原材料を種類及び特性に応じた温度で、汚染の防止可能な状態で保管することができる十

 $\Xi$ カ 廃棄物を入れる容器又は廃棄物を保管する設備については、不浸透性及び十分な容量を備 えており、清掃がしやすく、汚液及び汚臭が漏れない構造であること。

すること。 製品を包装する営業にあつては、製品を衛生的に容器包装に入れることができる場所を有

更衣場所は、従事者の数に応じた十分な広さがあり、 及び作業場への出入りが容易な位置

レ 食品等を洗浄するため、必要に応じて熱湯、 及び数の洗浄設備を有すること。 蒸気等を供給できる使用目的に応じた大きさ

計量器を備えること。 添加物を使用する施設にあつては、それを専用で保管することができる設備又は場所及び

兀

この別表において「機械器具等」という。)は、適正に洗浄、保守及び点検をすることので きる構造であること。 食品又は添加物の製造又は食品の調理をする作業場の機械器具、容器その他の設備 (以下

作業に応じた機械器具等及び容器を備えること。

食品又は添加物に直接触れる機械器具等は、耐水性材料で作られ、洗浄が容易であり、 蒸気又は殺菌剤で消毒が可能なものであること。 熱

り、 すい位置に有すること。組立式の機械器具等にあつては、 固定し、又は移動しがたい機械器具等は、作業に便利であり、 必要に応じて洗浄及び消毒が可能な構造であること。 分解及び清掃しやすい構造であ かつ、 清掃及び洗浄をしや

食品又は添加物を運搬する場合にあつては、汚染を防止できる専用の容器を使用するこ

ホ

別

- 他の計量器を備えること 冷蔵、冷凍、殺菌、加熱等の設備には、 温度計を備え、必要に応じて圧力計、 流量計その
- その他 解しやすくするために作業内容を掲示するための設備を有すること。 作業場を清掃等するための専用の用具を必要数備え、その保管場所及び従事者が作業を理
- を客に飲食させる営業をいう。)を含む。別表第二十第一号(1)において同じ。)をする場 供することのできる食品を食器に盛る、そうざいの半製品を加熱する等の簡易な調理のみを令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、簡易な営業(そのままの状態で飲食に一令第三十五条第一号に規定する飲食店営業にあつては、第三号ヨの基準を適用しない。 する営業をいい、喫茶店営業(喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓
- と認められる場合は、不浸透性材料以外の材料を使用することができる。 床面及び内壁にあつては、取り扱う食品や営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がない

合にあつては、イの規定によるほか、次に定める基準により営業をすることができる。

- ② 排水設備にあつては、取り扱う食品や営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認
- (3) められる場合は、床面に有しないこととすることができる。 冷蔵又は冷凍設備にあつては、取り扱う食品や営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障が
- (4)ないと認められる場合は、施設外に有することとすることができる。 食品を取り扱う区域にあつては、従業者以外の者が容易に立ち入ることのできない構造
- ては、第三号ニ、リ、ヲ及びタの基準を適用しない。 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、自動車において調理をする場合にあつ であれば、区画されていることを要しないこととすることができる。
- 二 令第三十五条第九号に規定する食肉処理業のうち、自動車において生体又はとたいを処理 する場合にあつては、第三号ヲ、ワ及びタ並びに第四号ホの基準を適用しない。
- 合は、第一号から第四号までに掲げるものに加え、次の要件を満たすこと 令第三十五条第二十七号及び第二十八号に掲げる営業以外の営業で冷凍食品を製造する場
- (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、冷凍、包装及び保管をするための室又は場 所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されてい
- (2)原材料を保管する室又は場所に冷蔵又は冷凍設備を有すること。
- (3) 要な設備を有すること。 製品を製造する室又は場所は、製造する品目に応じて、加熱、殺菌、 放冷及び冷却に必
- (4) び保管室を有すること。 製品が摂氏マイナス十五度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷凍室及
- (1) 令第三十五条第三十号に掲げる営業以外の営業で密封包装食品を製造する場合にあつて 必要に応じて容器包装洗浄設備を有すること。 第一号から第四号までに掲げるものに加え、次に掲げる要件を満たす構造であること。 原材料の保管及び前処理又は調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有し、 なお、室を場所とする場合にあつては、 作
- 原材料の保管をする室又は場所に、冷蔵又は冷凍設備を有すること。

業区分に応じて区画されていること。

菌及び冷却に必要な設備を有すること。 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、加熱、 充塡、 密

#### |表第二十(第六十六条の七関係)

令第三十五条第一号に規定する飲食店営業

自動車において調理をする場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと

- (1)保管することのできる貯水設備を有すること。 簡易な営業にあつては、一日の営業において約四十リットルの水を供給し、 かつ、 廃水を
- 給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。 比較的大量の水を要しない営業にあつては、一日の営業において約八十リットルの水を供

(2)

(3)

- 比較的大量の水を要する営業にあつては、一日の営業において約二百リットルの水を供給
- り食品を調理し、調理された食品を販売する営業 置その他の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な装置を有するものを除く。) れず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触する部分を自動的に洗浄するための装 令第三十五条第二号の調理の機能を有する自動販売機(屋内に設置され、容器包装に入れら し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。
- いと認められる場所に自動販売機を設置する場合にあつては、この限りではない。 ひさし、屋根等の雨水を防止できる設備を有すること。ただし、雨水による影響を受けな
- ロ 床面は、清掃、洗浄及び消毒が容易な不浸透性材料の材質であること。
- 三 令第三十五条第三号に規定する食肉販売業
- 処理室を有すること。
- 処理室に解体された鳥獣の肉、内臓等を分割するために必要な設備を有すること。
- 又は冷凍設備を処理量に応じた規模で有すること。 あつては製品が摂氏マイナス十五度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷蔵 製品が冷蔵保存を要する場合にあつては製品が摂氏十度以下と、冷凍保存を要する場合に
- 二 不可食部分を入れるための容器及び廃棄に使用するための容器は、不浸透性材料で作ら 蓋を備えていること。 処理量に応じた容量を有し、消毒が容易であり、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、
- 令第三十五条第四号に規定する魚介類販売業
- 室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること 原材料の保管及び処理並びに製品の包装及び保管をする室又は場所を有すること。 なお、
- 原材料の処理をする室又は場所は、鮮魚介類の処理に必要な設備等を有すること
- 具を備えること。 生食用鮮魚介類を取り扱う施設にあつては、生食用鮮魚介類の処理をするための専用の
- かきを処理する場合は、次に掲げる要件を満たすこと。
- 必要に応じて浄化設備を有すること。
- (2) かきの前処理をする室又は場所は、殼付きかきの洗浄に必要な設備を有すること。
- (3) かきの処理をする室又は場所は、 むき身の処理、 洗浄及び包装に必要な設備を有するこ
- 令第三十五条第五号に規定する魚介類競り売り営業
- Ŧi. て区画されていること。 鮮魚介類の入荷、荷分け、 陳列、一時保管、取引及び出荷をする場所を有し、 必要に応じ
- 口 必要に応じて冷蔵又は冷凍設備、 製氷設備並びに靴の洗浄及び消毒をする設備を有するこ
- 備を有すること。 海水を用いて鮮魚介類の洗浄及び冷却をする場合にあつては、必要に応じて海水の殺菌設
- 令第三十五条第六号に規定する集乳業

封

殺

- 生乳の貯蔵設備及び受入検査設備(検査を外部委託する施設を除く。)を有すること、
- 令第三十五条第七号に規定する乳処理業 生乳の取扱量に応じた冷却器又は冷蔵保管設備を有すること。

七

- することを要しない。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されて検査をする室又は場所、検査を外部委託する施設にあつては受入検査をする室又は場所を有 所及び容器洗浄設備を有すること。ただし、生乳を使用しない施設にあつては貯蔵及び受入 生乳の受入検査、貯蔵及び処理並びに製品の保管をし、必要に応じて洗瓶をする室又は場
- 処理量又は製造量に応じた規模で有すること(常温保存可能品のみを製造する施設を除く。) 製品が摂氏十度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷却器及び冷蔵設備を 生乳の処理をする室又は場所は、ろ過、殺菌、充塡及び密栓に必要な設備を有すること。
- 令第三十五条第八号に規定する特別牛乳搾取処理業 生乳の検査をする室又は場所は、生乳の検査をするために必要な設備を有すること。
- されていること。 る室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画 設備及び受入検査設備(検査を外部委託する施設を除く。)を有し、必要に応じて洗瓶をす 搾乳、生乳の処理及び製品の保管をする室又は場所並びに牛体洗浄設備並びに生乳の貯蔵
- 生乳の処理をする室又は場所は、ろ過、 、生乳の殺菌をする場合にあつては、自記温度計を付けた殺菌設備を有すること。 殺菌、充塡及び密栓に必要な設備を有すること。
- 処理量に応じた規模で有すること。 製品が摂氏十度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷却器及び冷蔵設備を
- 原材料の荷受及び処理並びに製品の保管をする室又は場所を有すること。なお、令第三十五条第九号に規定する食肉処理業 とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。 室を場所
- 蓋を備えていること。 不可食部分を入れるための容器及び廃棄に使用するための容器は、不浸透性材料で作ら 処理量に応じた容量を有し、消毒が容易であり、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、
- 又は冷凍設備を処理量に応じて有すること。 あつては製品が摂氏マイナス十五度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷蔵 製品が冷蔵保存を要する場合にあつては製品が摂氏十度以下と、冷凍保存を要する場合に
- ニ 処理室は、解体された獣畜又は食鳥の肉、内臓等を分割するために必要な設備を有するこ
- 生体又はとたいを処理する場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。
- 所及び羽毛、皮、骨等を置く場所を有し、処理前の生体又はとたい、処理後の食肉等の搬のとたいの洗浄をする設備を有すること。また、必要に応じて懸ちょう室、脱羽をする場 入及び搬出をする場所が区画されていること。 とさつ放血室(とさつ及び放血をする場合に限る。)及び剝皮をする場所並びに剝皮前
- (2) 剝皮をする場所は、 毒設備を有すること。 懸ちょう設備並びに従事者の手指及びナイフ等の器具の洗浄及び消
- (3) あること。 懸ちょう室は、他の作業場所から隔壁により区画され、出入口の扉が密閉できる構造で
- (4)ること。 できる設備を有すること。また、供給する温湯及び熱湯の温度を確認できる温度計を備え 洗浄消毒設備は、摂氏六十度以上の温湯及び摂氏八十三度以上の熱湯を供給することの
- 自動車において生体又はとたいを処理する場合にあつては、 次に掲げる要件を満たすこ
- (1) であること 処理室は、 他の作業場所から隔壁により区画され、 出入口の扉、 窓等が密閉できる構造

- 備を有すること。なお、シカ又はイノシシを処理する場合にあつては、成獣一頭あたり約に応じ、別表第十七第四イに掲げる事項を満たす水を十分に供給する機能を備える貯水設 百リットルの水を供給することのできる貯水設備を有すること。 計画処理頭数(一の施設において、あらかじめ処理することが定められた頭数をいう。)
- れない構造であり、蓋を備えていること。 排水の貯留設備を有すること。貯留設備は、不浸透性材料で作られ、汚液及び汚臭が漏
- 備を有すること。 し、風雨、じん埃等外部環境によるとたいの汚染及び昆虫等の侵入を一時的に防止する設 車外において剝皮をする場合にあつては、処理する場所を処理室の入口に隣接して有
- 血液を加工する施設にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。
- 運搬器具を洗浄及び殺菌し、かつ、原材料となる血液を貯蔵する室を有することを要しな までが一貫して行われ、他の施設から原材料となる血液が運搬されない施設にあつては、 冷凍設備を有し、必要に応じて製品の包装をする室を有すること。 い。なお、各室又は設備は作業区分に応じて区画されていること。 運搬用具の洗浄及び殺菌並びに原材料となる血液の貯蔵及び処理をする室及び冷蔵又は ただし、採血から加工
- 処理量に応じた原材料貯留槽、分離機等を有すること。

(2)

- ていること。 原材料となる血液の受入設備から充塡設備までの各設備がサニタリーパイプで接続され
- 令第三十五条第十号に規定する食品の放射線照射業
- 専用の照射室を有すること。
- 適切な照射線量を正確に調整できるベルトコンベア及び照射設備を有すること
- 照射線量を正確に測定できる化学線量計を備えること。
- 令第三十五条第十一号に規定する菓子製造業
- 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有するこ
- 口 と。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画すること 原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、 調合、整形、発酵、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を備えること。

調

- 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵又は冷凍設備を有するこ
- 煮、製あん及び水さらしに必要な設備を有すること。 シアン化合物を含有する豆類を原材料として生あんを製造する場合にあつては、浸漬、 蒸
- 令第三十五条第十二号に規定するアイスクリーム類製造業
- 有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されているこ (生乳を使用しない施設を除く。) 及び受入検査設備 (検査を外部委託する施設を除く。) を 原材料の保管及び調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所並びに生乳の貯蔵設備
- 有すること。 製品の製造をする室又は場所は、ろ過、殺菌、 冷却、 充塡、 包装及び凍結に必要な設備を
- 令第三十五条第十三号に規定する乳製品製造業
- 有し、必要に応じて洗瓶をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつ ては、作業区分に応じて区画されていること。 (生乳を使用しない施設を除く。) 及び受入検査設備 (検査を外部委託する施設を除く。) を 原材料の保管及び調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所並びに生乳の貯蔵設備
- 必要に応じて発酵、 製品の製造をする室又は場所は、ろ過、殺菌、 乾燥、 乳化及び分離をするための設備を有すること 冷却、充填及び包装に必要な設備を有し、

ロ

- イ 原材料の保管及び調合並びに製品の製造(ミネラルウ・十四 令第三十五条第十四号に規定する清涼飲料水製造業

は除菌に必要な設備を有すること。ロー原材料の調合及び製品の製造をする室又は場所にあつては、調合、充塡、密封及び殺菌又は

五 令第三十五条第十五号に規定する食肉製品製造業

ること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画すること。イー原材料の保管、前処理及び調合並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有す

温度の測定、冷却等をするための設備を有すること。

□製品の製造をする室又は場所に、必要に応じて殺菌、乾燥、燻煙、塩漬け、製品の中心部

作業区分に応じて区画されていること。浄及び解凍をするための室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造及び保管をし、必要に応じて原材料の乾燥、洗

口

ること。

「原材料の保管及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵又は冷凍設備を有す」

「原材料の保管及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵又は冷凍設備を有す

菌、乾燥、燻煙、焙焼、脱水、冷却等をするための設備を備えること。ハー原材料の前処理又は製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて解凍、調合、加熱、殺ること

と。 生食用鮮魚介類を取り扱う場合は、生食用鮮魚介類の処理をする専用の器具を備えること 生食用鮮魚介類を取り扱う場合は、生食用鮮魚介類の処理をする専用の器具を備えるこ

かきを処理する場合は、次に掲げる要件を満たすこと。所に擂潰及び殺菌(魚肉のすり身を製造する場合を除く。)に必要な設備を有すること。所に擂潰及び殺品を製造する場合にあつては、原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場

① 必要に応じて浄化設備を有すること。

(2) かきの前処理をする室又は場所は、殼付きかきの洗浄に必要な設備を有すること。

(3) かきの処理をする室又は場所は、むき身の処理、洗浄及び包装に必要な設備を有するこ

-七 令第三十五条第十七号に規定する氷雪製造業

-八 令第三十五条第十八号こ見定する夜羽製造業 なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。 製品の製造及び保管をし、必要に応じて製品の調整及び包装をする室又は場所を有すること。

・ 「「一)」とこれでは、「Live」)」と言いいでは、これでは、「一)」と言いいては、「一)」と言いいては、「「一」」というでは、「「一」」というでは、「「一」」というできまっている。「「一」」という

ロ 製品を製造する室又は場所は、割卵、充塡及び冷却に必要な設備を有し、必要に応じて洗を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。イ 原材料の保管並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室

十九 令第三十五条第十九号に規定する食用油脂製造業

場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。イー原材料の保管設備並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を

な設備を有し、必要に応じて搾油及び調合に必要な設備を有すること。ロ 食用油脂を製造する施設の製造をする室又は場所にあつては、精製、充填及び包装に必要

と。また、必要に応じて熟成室を有すること。に必要な設備を有し、必要に応じて、練り合わせ、殺菌及び冷却に必要な設備を有するこに必要な設備を有し、必要に応じて、練り合わせ、殺菌及び冷却に必つては、充塡及び包装な設備を有し、必要に応じて搾油及び調合に必要な設備を有すること。

二十 令第三十五条第二十号に規定するみそ又はしょうゆ製造業

及び製造又は組立をする設備を有すること。画されていること。また、包装充塡をする室又は場所にあつては、必要に応じて容器の洗浄画されていること。また、包装充塡をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区イ 製麹をし、原材料の保管、前処理、仕込み及び熟成をし、及び製品の包装充塡及び保管を

成に必要な設備を有すること。
しょうゆを製造する場合にあつては、必要に応じて圧搾、火入れ、調合、ろ過及び圧搾製

熱殺菌、充塡及び密栓に必要な設備を有すること。 みそ又はしょうゆを主原料とする食品を製造する場合にあつては、調合、ろ過、乾燥、加

場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。を含む。)をし、及び製品の包装充塡及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を- 製造する品目に応じて、製麹をし、原材料の保管、前処理、仕込み及び熟成(蒸留・圧搾

立をする設備を有すること。
製品の包装充塡をする室又は場所は、必要に応じて容器の洗浄及び検瓶並びに製造又は組

れ、調合、ろ過、充塡及び密栓に必要な設備等を有すること。製造品目に応じて、洗浄、浸漬、蒸きょう、製麹、糖化、煮沸、発酵、蒸留、圧搾、火力を設ける。

二十二 令第三十五条第二十二号に規定する豆腐製造業

お、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。イー原材料の保管及び前処理並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有すること。

な

るための設備を有すること。ロー製品の製造をする室又は場所は、殺菌及び冷却に必要な設備を有し、必要に応じて包装す

必要な設備を備えること。(無菌充塡豆腐を製造する場合にあつては、連続流動式の加熱殺菌機並びに充塡及び密封に

二十三 令第三十五条第二十三号に規定する納豆製造業

ること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。イ 原材料の保管、前処理、発酵及び熟成並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有す

口

二十四 今第三十五条第二十四号に規定する麺類製造業

とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。に応じて原材料及び製品の乾燥及び冷蔵又は冷凍をする室又は場所を有すること。室を場所イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有し、必要

て、混錬、成形、圧延、裁断、茹で、蒸し、油調及び冷却に必要な設備を有すること。ロー原材料の前処理をし、及び製品の製造をする室又は場所にあつては、製造する品目に応じ

い製造業二十五条第二十五号に規定するそうざい製造業及び同条第二十六号の複合型そうざ二十五 令第三十五条第二十五号に規定するそうざい製造業及び同条第二十六号の複合型そうざ

と。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有するこ

却に必要な設備を有すること。ロー製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、加熱、殺菌、放冷及び冷ロー製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、加熱、殺菌、放冷及び冷

原材料及び製品の保管をする室又は場所は、冷蔵又は冷凍設備を有すること。

品製造業二十六 令第三十五条第二十七号に規定する冷凍食品製造業及び同条第二十八号の複合型冷凍食二十六 令第三十五条第二十七号に規定する冷凍食品製造業及び同条第二十八号の複合型冷凍食

- を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されているこ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、冷凍、包装及び保管をするための室又は場所
- 原材料の保管をする室又は場所に冷蔵又は冷凍設備を有すること。
- 要な設備を有すること。 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、加熱、殺菌、 放冷及び冷却に必
- 保管室を有すること。 製品が摂氏マイナス十五度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷凍室及び
- 令第三十五条第二十九号に規定する漬物製造業
- と。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。 原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて洗浄、漬け込み、殺菌 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有するこ
- 等をする設備を有すること。 浅漬けを製造する場合にあつては、製品が摂氏十度以下となるよう管理することができる
- 機能を備える冷蔵設備を有すること。
- 二十八 令第三十五条第三十号に規定する密封包装食品製造業
- 分に応じて区画されていること。 要に応じて容器包装洗浄設備を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区 原材料の保管及び前処理又は調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有し、必
- 原材料の保管をする室又は場所に冷蔵又は冷凍設備を有すること。
- 及び冷却に必要な設備を有すること。 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、加熱、 充塡、 殺菌
- 二十九 令第三十五条第三十一号に規定する食品の小分け業
- 室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画すること。 原材料の保管及び加工並びに製品の包装及び保管をする室又は場所を有すること。 なお、
- ロ 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵又は冷凍設備を有するこ
- 令第三十五条第三十二号に規定する添加物製造業
- なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。 原材料の保管並びに製品の製造、小分け、包装及び保管をする室又は場所を有すること。
- 縮等に必要な設備を有すること。添加物製剤を製造する場合にあつては、含有成分を均一に する機械設備を有すること。 製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて抽出、反応、混合、ろ過、し過、精製、
- 上支障がないと認められるときは、この限りではない。 の機関を利用して自らの責任において当該添加物の試験検査をする場合であつて、 検査のうち特殊な試験に必要な設備及び器具については、当該試験に必要な設備を有する他 原材料又は製品の試験検査をするために必要な設備及び器具を有すること。ただし、試験 食品衛生
- 場合であつて、同一の機械器具を使用しても製造された添加物が法第十三条第一項の基準及 器具が区画されていること。ただし、添加物及び添加物以外の製品を同一の工程で製造する添加物及び添加物以外の製品の製造をする施設にあつては、添加物の製造に使用する機械 び規格に適合する場合は、この限りではない。

#### 別表第二十一(第六十六条の七関係)

- に規定する複合型冷凍食品製造業のうち、生食用食肉の加工又は調理をする施設にあつては、 に規定する食肉処理業、同条第二十六号に規定する複合型そうざい製造業及び同条第二十八号 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業、同条第三号に規定する食肉販売業、同条第九号
- 生食用食肉の加工又は調理をするための設備が他の設備と区分されていること

- 器具及び手指の洗浄及び消毒をするための専用の設備を有すること。 生食用食肉の加工又は調理をするための専用の機械器具を備えること。
- う管理することができる機能を備える冷蔵又は冷凍設備を有すること。 と、冷凍保存を要する場合にあつては、当該生食用食肉が摂氏マイナス十五度以下となるよ 取り扱う生食用食肉が冷蔵保存を要する場合にあつては当該生食用食肉が摂氏四度以下
- 朩 ること。 生食用食肉を加工する施設にあつては、加工量に応じた加熱殺菌をするための設備を有す
- 二十八号に規定する複合型冷凍食品製造業のうち、ふぐを処理する施設にあつては、次に掲げ る要件を満たすこと。 六号に規定する水産製品製造業、同条第二十六号に規定する複合型そうざい製造業及び同条第 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業、同条第四号に規定する魚介類販売業、同条第十
- 除去した卵巣、肝臓等の有毒な部位の保管をするため、 ふぐの処理をするための専用の器具を備えること。 施錠できる容器等を備えること。
- を備える冷凍設備を有すること。 ふぐを凍結する場合にあつては、ふぐを摂氏マイナス十八度以下で急速に凍結できる機能

#### 別表第二十二(第七十三条関係)

サルモネラ属菌

ボツリヌス菌

腸管出血性大腸菌

五. エルシニア・エンテロコリチカ〇8

カンピロバクター・ジェジュニ/コリ

コレラ菌

赤痢菌 チフス菌

パラチフスA菌

化学物質 (元素及び化合物をいう。)